



“Hiroshima for Global Peace” Plan

2020 年版

# ひろしまレポート

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2019 年の動向



広島県



公益財団法人 日本国際問題研究所

軍縮・科学技術センター

Center for Disarmament, Science and Technology

令和 2 年 3 月



# ひろしまレポート2020年版

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2019年の動向

広島県

公益財団法人 日本国際問題研究所  
軍縮・科学技術センター

令和2年3月



## 目次

目次	iii
序文	vii
序章	1

## 第1部 報告書—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2019年の動向

### 第1章 核軍縮

(1) 核兵器の保有数（推計）	9
(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	10
A) 核兵器のない世界に向けたアプローチ	
B) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国などがそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	
C) 核兵器の非人道的結末	
(3) 核兵器禁止条約（TPNW）	21
(4) 核兵器の削減	24
A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	
B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画	
C) 核兵器能力の強化・近代化の動向	
(5) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減	39
A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	
B) 先行不使用、「唯一の目的」、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント	
C) 消極的安全保証	
D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	
E) 拡大核抑止への依存	
(6) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化	45
(7) 包括的核実験禁止条約（CTBT）	46
A) CTBT 署名・批准	
B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム	
C) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力	
D) CTBT 検証システム構築への貢献	
E) 核実験の実施	
(8) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）	50
A) 条約交渉開始に向けた取組	

B) 生産モラトリアム	
(9) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	51
(10) 核兵器削減の検証	54
(11) 不可逆性	55
A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画	
B) 核兵器関連施設などの解体・転換	
C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への 転換など	
(12) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	57
(13) 広島・長崎の平和記念式典への参列	58
【コラム 1】 停滞が続く核軍縮・核不拡散努力	60
阿部 信泰 元国連事務次長（軍縮担当）/前原子力委員会委員	
【コラム 2】 大国間競争時代の核軍備管理	61
ブラッド・ロバーツ ローレンス・リバモア国立研究所 グローバル・セキュリティ・リサーチセンター所長	
【コラム 3】 核兵器の重要性の高まり—いかに対応するか	64
ティティ・エラスト スtockホルム国際平和研究所（SIPRI）シニアリサー チャー/シャノン・カイル SIPRI 軍縮・軍備管理・不拡散プログラムディレ クター/ピョートル・トピチカノフ SIPRI シニアリサーチャー	
【コラム 4】 核の非常事態—リスクに焦点を当てるだけではなぜ不十分なのか	66
ベイザ・ウナル 英国王立国際問題研究所シニアリサーチフェロー	
【コラム 5】 今後の NPT 体制—2020 年からの運用検討プロセスを視野に入れつつ	69
秋山 信将 一橋大学国際・公共政策大学院院長	
【コラム 6】 ローマ教皇フランシスコのメッセージ	70
川崎 哲 ピースボート共同代表、 核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員	
【コラム 7】 被爆体験から核廃絶へ	74
原田 浩 元広島市国際・平和担当理事（兼広島平和記念資料館長）	
【コラム 8】 若者から見る核軍縮—日本と広島役割	76
柳津 聡 ハーバード大学1年	

## 第2章 核不拡散

(1) 核不拡散義務の遵守	78
A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入	
B) NPT 第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守	
C) 非核兵器地帯	
(2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	89
A) IAEA 保障措置協定の署名・批准	
B) IAEA 保障措置協定の遵守	
(3) IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)	92
(4) IAEA との協力	94
(5) 核関連輸出管理の実施	95
A) 国内実施システムの確立及び実施	
B) 追加議定書締結の供給条件化	
C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行	
D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	
E) NPT 非締約国との原子力協力	
(6) 原子力平和利用の透明性	102
A) 透明性のための取組	
B) 核燃料サイクルの多国間アプローチ	

## 第3章 核セキュリティ

はじめに一核セキュリティを巡る 2019 年の動向	104
核セキュリティ・アーキテクチャの構築に関する IAEA の役割	
台頭する核セキュリティ上の新たな脅威	
(1) 核物質及び原子力施設の物理的防護	109
(2) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映	116
A) 核セキュリティ関連の条約などへの加入状況	
B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版 (INFCIRC/225/Rev.5)	
(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	121
A) 民生利用における HEU 及びプルトニウム在庫量の最小限化	
B) 不法移転の防止	
C) 国際評価ミッションの受け入れ	
D) 技術開発—核鑑識	
E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動	
F) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	
G) 国際的な取組への参加	

---

---

## 第2部 評価書

---

---

### 評点及び評価基準 137

#### 第1章 各分野別の取組状況

- (1) 核軍縮 145
- (2) 核不拡散 148
- (3) 核セキュリティ 149

#### 第2章 国別評価

- (1) 核兵器国 150
- (2) 核兵器不拡散条約（NPT）非締約国 155
- (3) 非核兵器国 158
- (4) その他 172

---

### 附録

---

#### 年表 175

#### 略語表 176

#### 評価一覧

## 序文

『ひろしまレポート 2020 年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2019 年の動向』（以下、『ひろしまレポート 2020 年版』）は、平成 31 年度に広島県から委託を受け、（公財）日本国際問題研究所が実施した「ひろしまレポート作成事業」<sup>1</sup>の調査・研究の成果である。核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する具体的措置・提案の 2019 年の実施状況を取りまとめ、日本語版及び英語版を刊行した。

核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の 5 核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）及び他の核保有国（インド、イスラエル、パキスタン）からは、核兵器保有の放棄に向けた具体的な動きは見られない。逆に、程度の差はあれ、核戦力の近代化や運搬手段の更新などといった核抑止の中長期的な維持を見据えた施策を講じている。さらに、米国の脱退により、中距離核戦力全廃条約（INF 条約）は失効した。こうした状況に不満を強める非核兵器国のイニシアティブで 2017 年 7 月に核兵器禁止条約（TPNW）が成立したが、これに消極的な核保有国、並びに核保有国と同盟関係にある非核兵器国（核傘下国）は条約への署名を拒否している。米朝首脳会談が開催された北朝鮮核問題にも解決に向けた進展は見られず、北朝鮮は核兵器放棄の戦略的決断を下していないと見られる。イラン核問題では、米国による包括的共同作業計画（JCPOA）からの離脱とイランに対する制裁措置の強化に対して、イランは JCPOA の義務の一時履行停止に踏み切った。核兵器の取得に新たに関心を持つ国が出現しないとの保証はなく、グローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用への懸念が高まることも考えられる。

こうしたなか、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析して「報告書」及び「評価書」にまとめ、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会における議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート』の目的である。

各対象国の核軍縮などに向けた取組の状況を調査・分析・評価し、「報告書」及び「評価書」を作成する実施体制として、研究委員会が設置された。同委員会は会合を開催し、それらの内容などにつき議論を行った。

---

<sup>1</sup> 本事業は、広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく取組の 1 つとして行われたものである。

研究委員会のメンバーは下記のとおりである。

主査

中山泰則（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長代行）

研究委員：

秋山信将（一橋大学国際・公共政策大学院院長）

一政祐行（防衛省防衛研究所主任研究官）

川崎 哲（ピースボート共同代表）

菊地昌廣（核物質管理センター理事）

黒澤 満（大阪女学院大学教授）

玉井広史（日本原子力研究開発機構核不拡散・核セキュリティ総合支援センター嘱託）

水本和実（広島市立大学広島平和研究所教授）

岡田美保（日本国際問題研究所研究員）

戸崎洋史（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター主任研究員）（兼幹事）

作成された「報告書」のドラフトに対して、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野において第一線で活躍する、下記の国内外の著名な研究者や実務家より貴重なコメント及び指摘を頂いた。

阿部信泰 元国連事務次長（軍縮担当）／前原子力委員会委員

マーク・フィッツパトリック（Mark Fitzpatrick）前国際戦略研究所（IISS）ワシントン事務所長兼不拡散・軍縮プログラム部長

ジョン・シンプソン（John Simpson）サウサンプトン大学名誉教授

鈴木達治郎 長崎大学核兵器廃絶研究センター・副センター長

また、『ひろしまレポート 2020 年版』では国内外の有識者に、核軍縮・不拡散問題の動向、並びに展望と課題に関するご寄稿を得た<sup>2</sup>。記して謝意を表する。

---

<sup>2</sup> それらの論考は執筆者個人の見解をまとめたものであり、広島県、日本国際問題研究所、並びに執筆者の所属する団体などの意見を表すものではない。

## 序章

### (1) 2019 年の主な動向

核を巡る動向に好転の兆しは見えず、停滞・逆行のスパイラルに陥っているように見える。ロシアによる中距離核戦力全廃条約（INF 条約）違反を指摘してきた米国は 2 月、ついに条約からの脱退を通告した。条約の規定により 6 カ月後の 8 月 2 日に脱退が成立し、INF 条約は失効した。2021 年 2 月 5 日に期限を迎える新戦略兵器削減条約（新 START）の期限延長問題に関しても、ロシアが延長を求めるのに対して、米国は関心がないことを示唆している。米国は、米露だけでなく中国の参加が必要だとの主張を強めつつあるが、中国は、「最大の核戦力を持つ米露のさらなる核兵器削減なしには参加しない」との立場を繰り返し表明している。米国も中露が関与する軍備管理交渉を開始するための努力をほとんど行っていない。核保有国はいずれも核戦力の近代化を継続し、なかでもロシア及び中国は核弾頭搭載可能な各種の運搬手段の新たな開発・配備を積極的に推進している。未発効の包括的核実験禁止条約（CTBT）や交渉が開始されない兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）をはじめとする多国間核軍縮の停滞が解消に向かう兆しも見えない。2017 年 9 月 20 日に署名開放された核兵器禁止条約（TPNW）の署名国及び批准国は着実に増加しており、近い将来の条約発効が視野に入りつつある。しかしながら、核保有国やその同盟国は引き続き、TPNW に署名しない方針を明確にしている。

核不拡散に目を転じると、北朝鮮は 2018 年に続いて、核・長距離ミサイルの実験や

核兵器使用の威嚇を行わなかった。しかしながら、2 月の米朝首脳会談では事前の予想に反して合意は成立せず、その後も北朝鮮核問題の解決に向けた進展は見られなかった。北朝鮮は依然として核兵器の保有を放棄するとの戦略的決定を行っておらず、核・ミサイル開発を継続していると見られ、2019 年末には 2 年間続いた核兵器及び長距離ミサイル実験のモラトリアムの終了を宣言した。また国連安全保障理事会決議のもとでの北朝鮮に対する制裁措置を巧妙に回避した北朝鮮の不法行為も引き続き数多く報告された。イラン核問題も再び緊張が高まりつつある。2018 年 5 月の米国による包括的共同作業計画（JCPOA）離脱以降もイランは合意の遵守を継続していたが、米国による対イラン制裁の再開と段階的な強化に反発し、2019 年半ば以降、合意の一部履行停止に踏み切った。年末までに、イランのウラン保有量及び濃縮度、稼働する遠心分離機の数、並びにより高性能な遠心分離機の開発のペースなどが JCPOA の上限を超え、JCPOA は終焉に近づきつつある。他方、イランは JCPOA で求められている検証措置を継続しており、また米国がイランの原油輸出に関する制裁を解除すればウラン保有量・濃縮度の上限に関する措置を講じると述べた。

核セキュリティに関しては、2019 年も各国の核セキュリティの強化に関する個別の取組や、それらの成果に関する情報発信は概して減少傾向にあったが、核テロ脅威への警戒感を持つ国や、原子力導入に熱心な国々などで核セキュリティの水準強化への取り組みに進展が垣間見えた。また、核セキュリティ関連条約の批准や核鑑識などの取組にも改善が見られたほか、人材育成の

ための取組も裾野が広がりつつある。他方、2019年は原子力発電所へのサイバー攻撃が新たに顕在化し、また技術革新に基づくドローンのような核セキュリティ上の脅威認識も拡大した。2020年2月には3年ぶりのハイレベル会合となる国際原子力機関（IAEA）の核セキュリティに関する国際会議（ICONS）を控え、また核セキュリティ関連条約として注目される改正核物質防護条約運用検討会議の初開催を2021年に予定するなか、今後、各国の核セキュリティが持続可能かつ前向きに改善されている実態が詳らかになることが期待される。

## (2) 調査、分析及び評価する具体的措置

『ひろしまレポート 2020年版』では、以下のような文書に盛り込まれたものを軸に、調査、分析及び評価する具体的措置として、65の評価項目（核軍縮：32項目、核不拡散：17項目、核セキュリティ：16項目）を選定した。

- 2010年NPT運用検討会議で採択された最終文書に含まれた行動計画と1995年中東決議の実施
- 2015年NPT運用検討会議の最終文書最終草案
- 核不拡散・核軍縮国際委員会（ICNND）の提言
- NPT運用検討会議及びその準備委員会で日本が提出した提案
- 平和市長会議（2013年に「平和首長会議」に改称）の「核兵器廃絶の推進に関する決議文」（2011年）

評価項目の選定にあたっては、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの推進・強化に重要な役割を果たし、「核兵器のない世

界」に向けた取組の検討に資すること、並びに客観的な分析及び評価が可能で、各国の取組の状況・態様を明確化することなどを基準とした。評価項目は、以下のとおりである。

### 1. 核軍縮

- (1) 核兵器の保有数（推計）
- (2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント
  - A) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動
  - B) 重要な政策の発表、活動の実施
  - C) 核兵器の非人道的結末
- (3) 核兵器禁止条約（TPNW）
  - A) TPNWの署名・批准
  - B) 核兵器の法的禁止に関する国連総会決議への投票行動
- (4) 核兵器の削減
  - A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減
  - B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画
  - C) 核兵器能力の強化・近代化の動向
- (5) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減
  - A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状
  - B) 先行不使用、「唯一の目的」、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント
  - C) 消極的安全保証

- D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准
- E) 拡大核抑止への依存
- (6) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化
- (7) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)
  - A) CTBT 署名・批准
  - B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム
  - C) 包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力
  - D) CTBT 検証システム構築への貢献
  - E) 核実験の実施
- (8) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)
  - A) FMCT に関する即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案
  - B) 兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム
  - C) 検証措置の開発に対する貢献
- (9) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性
- (10) 核兵器削減の検証
  - A) 核兵器削減の検証の受諾・実施
  - B) 核兵器削減のための検証措置の研究開発
  - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する IAEA 査察の実施
- (11) 不可逆性
  - A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画
  - B) 核兵器関連施設などの解体・転換
  - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など
- (12) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携
- (13) 広島・長崎の平和記念式典への参列

## 2. 核不拡散

- (1) 核不拡散義務の遵守
    - A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入
    - B) NPT 第 1 条及び第 2 条、並びに関連安保理決議の遵守
    - C) 非核兵器地帯
  - (2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)
    - A) 包括的保障措置協定の署名・批准
    - B) 追加議定書の署名・批准
    - C) 統合保障措置への移行
    - D) IAEA 保障措置協定の遵守
  - (3) IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)
    - A) 平和的目的の施設に対する IAEA 保障措置の適用
    - B) 追加議定書の署名・批准・実施
  - (4) IAEA との協力
  - (5) 核関連輸出管理の実施
    - A) 国内実施システムの確立及び実施
    - B) 追加議定書締結の供給条件化
    - C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行
    - D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加
    - E) NPT 非締約国との原子力協力
  - (6) 原子力平和利用の透明性
    - A) 平和的目的の原子力活動の報告
    - B) プルトニウム管理に関する報告
- ## 3. 核セキュリティ
- (1) 兵器利用可能な核分裂性物質の保有量
  - (2) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入、参加、国内体制への反映
    - A) 核物質防護条約及び改正条約

- B) 核テロ防止条約
  - C) 原子力安全条約
  - D) 原子力事故早期通報条約
  - E) 使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約
  - F) 原子力事故援助条約
  - G) IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)
  - H) 国内実施のための法・制度の確立
- (3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組
- A) 民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 及びプルトニウム在庫量の最小限化
  - B) 不法移転の防止
  - C) 国際評価ミッションの受け入れ
  - D) 技術開発一核鑑識
  - E) キャパシティ・ビルディング及び支援活動
  - F) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金
  - G) 国際的な取組 (CTR、G7GP、GICNT、核セキュリティ・サミットなど) への参加

### (3) 対象国

『ひろしまレポート 2019 年版』では、NPT 上の 5 核兵器国、NPT に加入せず核兵器を保有している (と見られる) 3 カ国、非核兵器国のなかで核兵器拡散の懸念が持たれている国、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 参加国、新アジェンダ連合 (NAC) 参加国、「核兵器の非人道的結末」

に関する共同ステートメントの参加国などのなかから核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野で積極的に活動する国、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの今後の推進に重要だと思われる国 (地理的要素も勘案) の計 36 カ国を調査対象とした。『ひろしまレポート 2020 年版』でも引き続き、これらの国について調査、分析及び評価を行った。対象国は、下記のとおりである (アルファベット順)。

- NPT上の5核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国
- 核兵器を保有する (と見られる) NPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン
- 非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE)
- その他：北朝鮮<sup>1</sup>

### (4) 調査、分析及び評価の方法

調査対象国の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する 2019 年の動向について、各国政府の公式見解 (NPT 運用検討会議・準備委員会、国連総会、IAEA 総会、ジュネーブ軍縮会議 (CD)、核セキュリ

<sup>1</sup> NPT 締約国は、1993 年及び 2003 年の北朝鮮による NPT 脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしている一方、北朝鮮は 2006 年、2009 年、2013 年、2016 年 (2 回)、2017 年の 6 回にわたる核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

ティ・サミット、TPNW 交渉会議などでの演説及び作業文書、その他政府発表の文書をはじめとする公開資料を用いて調査、分析及び評価を行った。

評価については、項目ごとに可能な限り客観性に留意した評価基準を設定し、これに基づいて各国の取組や動向を採点した。本事業の研究委員会は、各国のパフォーマンスを採点する難しさ、限界及びリスクを認識しつつ、優先課題や緊急性についての議論を促すべく核問題への関心を高めるために、そうしたアプローチが有益であると考えた。

各具体的措置には、それぞれの分野（核軍縮、核不拡散、核セキュリティ）内での重要性を反映して、異なる配点がなされた。この「重要性」の程度は、本事業の研究委員会による検討を通じて決定された。他方、それぞれの分野に与えられた「最高評点」の程度は、他の分野との相対的な重要性の軽重を意味するものではない。つまり、核軍縮（最高評点 101 点）は、核不拡散（最高評点 61 点）あるいは核セキュリティ（最高評点 41 点）の 2 倍程度重要だと研究委員会が考えているわけではない。

「核兵器の保有数」（核軍縮）及び「兵器利用可能な核分裂性物質の保有量」（核セキュリティ）については、より多くの核兵器、または兵器利用可能な核分裂性物質を保有する国は、その削減あるいはセキュリティ確保により大きな責任があるとの考えにより、多く保有するほどマイナスの評価とした。研究委員会は、「数」あるいは「量」が唯一の決定的な要因ではなく、核軍縮、不拡散及び核セキュリティにはミサイル防衛、生物・化学兵器、あるいは通常兵器の不均衡などといった他の要因も影響

を与えることを十分に認識している。しかしながら、そうした要因は、客観的（無論、相対的なものではあるが）な評価基準の設定が難しいこともあり、これらの評価項目には加えなかった。また、『ひろしまレポート 2013 年版』に対して寄せられた意見を受け、『ひろしまレポート 2014 年版』からは、国家安全保障面での核兵器への依存、及び核実験の実施に関しては、その程度によってマイナスの評価を行うこととし、『ひろしまレポート 2020 年版』においても同様の評価手法を採っている。なお、『ひろしまレポート 2018 年版』より、TPNW の署名開放を受けてこれへの署名・批准状況を新たに評価項目に加えた。また、『ひろしまレポート 2019 年版』より、広島だけでなく長崎の平和記念式典への出席状況を評価項目に加えた（当該項目の最高評点は変化なし）。さらに、『ひろしまレポート 2020 年版』より、核兵器保有数が増加している場合、ならびに評価項目ではカバーされないものの核軍縮及び核不拡散に明らかに逆行する行動については、それぞれマイナスの評価を行うこととした。



## 第1部 報告書

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る

2019年の動向



## 第1章 核軍縮<sup>1</sup>

### (1) 核兵器の保有数（推計）

核兵器の保有を公表しているのは、2019年末時点で8カ国である。このうち、中国、フランス、ロシア、英国及び米国は、核兵器不拡散条約（NPT）第9条3項で「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と定義される「核兵器国（nuclear-weapon states）」である。これら5核兵器国の他に、NPT非締約国のインド及びパキスタン、並びにNPTからの脱退を1993年及び2003年に宣言した北朝鮮が、これまでに核爆発実験を実施し、核兵器の保有を公表した。もう1つのNPT非締約国であるイスラエルは、核兵器の保有を肯定も否定もしない「曖昧政策」を維持しているが、核兵器を保有していると広く考えられている（イスラエルによる核爆発実験の実施は、これまでのところ確認されていない）。本報告書では、NPT上の核兵器国以外に、核兵器の保有を公表しているか、あるいは核兵器を保有していると見られる上記の4カ国を「他の核保有国（other nuclear-armed states）」と称する。また、核兵器国と他の核保有国を合わせて表記する場合は、「核保有国」とする。

冷戦期のピーク時に70,000発に達した核兵器は、1980年代末以降は大幅に減少してきた。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の推計によれば、2019年1月時点で世界に存在する核兵器の総数（配備、非配備、廃棄待ちなどを含む）は依然として13,865発にのぼり、このうちの90%以上を米露が保有している<sup>2</sup>。また、核兵器の総数は、2010年からは約8,700発、前年からは600発削減された。しかしながら、そのペースは鈍化傾向にある。さらに、中国、インド及びパキスタンの核弾頭数は、ここ数年にわたって、それぞれ年10発程度のペースで漸増してきたと見積もられている（表1-1、表1-2を参照）。

核保有国のうち、フランスは核兵器保有数を300発と公表し<sup>3</sup>、英国は2020年代半ばまでに核兵器保有数の上限を180発の規模まで削減するとしている。他の核保有国はいずれも、自国の核兵器の総数や上限を公表していない<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 第1章「核軍縮」は、戸崎洋史により執筆された。

<sup>2</sup> Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2019: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2019), chapter 6.

<sup>3</sup> さらにフランスは、非配備の核兵器を保有せず、すべての核兵器は配備され運用状況にあるとしている（NPT/CONF.2015/10, March 12, 2015）。

<sup>4</sup> この点について、テルトレ（Bruno Tertrais）は、「核兵器保管数には核兵器としての機能を果たさないものや非破壊実験に用いられるものなど、『核兵器』とは呼べないようなものが含まれており、正確な数を提示することは難しく、ミスリーディングであり、また提示された日にも正しい数字ではない」ということが理由にあると説明している（Bruno Tertrais, “Comments on Hiroshima Report of March 2013,” Hiroshima Report Blog: Nuclear Disarmament, Nonproliferation and Nuclear Security, October 29, 2013, <http://hiroshima-report.blogspot.jp/2013/10/op-ed-bruno-tertrais-comments-on.html>）。

表 1-1：核兵器保有数の推移

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
中国	240	240	240	250	250	260	260	270	280	290
フランス	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
ロシア	12,000	11,000	10,000	8,500	8,000	7,500	7,290	7,000	6,850	6,500
英国*	225	225	225	225	225	215	215	215	215	200
米国	9,600	8,500	8,000	7,700	7,300	7,260	7,000	6,800	6,450	6,185
インド	60-80	80-100	80-100	90-110	90-110	90-110	100-120	120-130	130-140	130-140
パキスタン	70-90	90-110	90-110	100-120	100-120	100-120	100-130	130-140	140-150	150-160
イスラエル	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80-90
北朝鮮	?	?	?	6-8	6-8	6-8	10	10-20	10-20	20-30
世界	22,600	20,530	19,000	17,270	16,350	15,850	15,395	14,935	14,465	13,865

出典) Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press).

\*英国は、情報公開法に基づいて公表された資料によれば、トライデント SLBM に搭載される核弾頭について、2020 年までに 180 発を超えない規模に削減するという目標に向けて、年 3 発のペースで解体してきた (Rob Edwards, “UK’s Nuclear Weapons being Dismantled under Disarmament Obligations,” *Guardian*, August 11, 2013, <http://www.theguardian.com/uk-news/2013/aug/11/uk-nuclear-weapons-dismantled-trident>)。SIPRI の推計では、2010～2014 年までの英国の核兵器保有数は 225 発とされているが、この間も核兵器数は削減されてきたものと考えられる。

米国は近年、核弾頭の保有数（廃棄待ちの核弾頭を含まない）や廃棄数を公表してきた（表 1-8 を参照）。しかしながら、国防総省は、2018 年の核弾頭数に関する民間シンクタンクからの情報公開請求に対して、これを公表しないとの決定を下した<sup>5</sup>。

## (2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

### A) 核兵器のない世界に向けたアプローチ

NPT 前文では、「核軍備競争の停止をできる限り早期に達成し、及び核軍備の縮小の方向で効果的な措置をとる意図を宣言し、この目的の達成についてすべての国が協力することを要請」している。また同条約第 6 条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的

な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と定められている。

「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」という目標に公然と反対する国はなく、NPT 運用検討プロセスや国連総会第一委員会などの場で、核兵器（保有）国も核軍縮へのコミットメントを繰り返し確認してきた。しかしながら、そうしたコミットメントは「核兵器のない世界」の実現に向けた核軍縮の着実な実施・推進を必ずしも意味するわけではなく、核軍縮は 2019 年も具体的な進展を見ることなく停滞が続いた。グテーレス (António Guterres) 国連事務総長も、「国際的な軍備管理アーキテクチャの主要な構成要素が崩壊しつつある。今日の複雑な国際安全保障環境におけ

<sup>5</sup> Hans M. Kristensen, “Pentagon Slams Door on Nuclear Weapons Stockpile Transparency,” *Federation of American Scientists*, April 17, 2019, <https://fas.org/blogs/security/2019/04/stockpilenumbersecret/>.

表 1-2：核兵器保有数（推計、2019年1月）

核弾頭数	内訳		核弾頭数	運搬手段		
米国	6,185	退役/廃棄待ち				
		2,385				
		運用可能	非配備核弾頭			
		3,800	2,050			
			配備核弾頭			
		1,750	230			
			戦略核弾頭			
			ICBM	800	400	
			SLBM	1,920	240	
			戦略爆撃機	880	60	
ロシア	6,500	退役/廃棄待ち				
		2,170				
		運用可能	非配備核弾頭			
		4,330	2,730			
			配備核弾頭			
		1,600	1,830			
			戦略核弾頭			
			ICBM	1,165	318	
			SLBM	720	160	
			戦略爆撃機	615	50	
英国	200		配備核弾頭	SLBM	215	48
			120			
フランス	300		配備核弾頭	SLBM	240	48
			290	攻撃機	50	50
			(艦載機を含む)			
中国	290			地上発射弾道ミサイル	202	129
				SLBM	48	48
				攻撃機	20	20
				巡航ミサイル	n/a	n/a
インド	130-140			地上発射弾道ミサイル	60	60
				攻撃機	48	48
				SLBM	16	14
パキスタン	150-160			地上発射弾道ミサイル	102	102
				攻撃機	36	36
				巡航ミサイル	12	12
イスラエル	80-90			弾道ミサイル		
				攻撃機		
北朝鮮	20-30					
世界	13,865		(配備核弾頭)			
			(3,750)			

注) ICBM：大陸間弾道ミサイル SLBM：潜水艦発射弾道ミサイル

出典) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2019: Armaments, World nuclear forces* (Oxford: Oxford University Press, 2019), chapter 6 より作成。

る軍備管理の新しいビジョンが必要である」<sup>6</sup>という強い表現で危機感を表した。

### 核兵器国のアプローチ

5 核兵器国は、2019 年 1 月に北京で開催された定例の 5 核兵器国会議で、2009 年の初回会議以来初めて共同声明を採択せず、中国外務省報道官が記者会見で、以下の 3 点で重要なコンセンサスがあったと発表するにとどまった<sup>7</sup>。

- 世界の平和と安全保障に対する責任の共有を約束。それぞれの戦略的意図を客観的に見ること、核政策・戦略にかかる意見交換を強化すること、相互信頼を強化すること、共通の安全保障を守ることに合意。
- NPTメカニズムを共同で支えることを約束。NPTを包括的に履行すること、核兵器のない世界の目標を漸進的に達成すること、政治的・外交的手段を通じて核不拡散問題を解決すべく全力を尽くすこと、原子力の平和利用における国際協力を促進することに合意。
- 対話及び協調を維持するための協力のプラットフォームを十分に活用し続けることを約束。2020年NPT運用検討会議の成功のために運用検討プロセスにおける戦略対話を維持し、協調を強化することに合意。

2019 年の NPT 運用検討会議準備委員会（以下、NPT 準備委員会）でも 5 核兵器国を代表して中国が演説し、5 核兵器国会議

以降の成果として、核問題の用語集に関する作業部会第 2 フェーズを開始したこと、東南アジア非核兵器地帯条約議定書に関して東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国との関与を再開したこと、非核兵器国と積極的に関与したこと、NPT 体制強化に積極的に取り組んだこと、並びに第二回首席代表会合を準備委員会の直前に開催したことを紹介した。また、その首席代表会合では、2020 年 NPT 運用検討会議で核政策・ドクトリンに関するサイドイベントの開催を追求すること、非核兵器地帯問題に関して ASEAN 諸国との関与を刷新すること、核問題に関する用語集を 2020 年運用検討会議に提出すべく中国のリーダーシップを支えること、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）関連の技術的問題に関してジュネーブ軍縮会議（CD）で実質的な議論を進めることなどが、協力の次のステップとして合意されたことも紹介された<sup>8</sup>。

核兵器国はそれぞれ個別でも、NPT 第 6 条のもとでの核軍縮義務を遵守しているといった発言を 2019 年 NPT 準備委員会でも繰り返した。たとえば、中国は同委員会に提出した作業文書で、世界的な戦略的安定の維持、並びにいずれの国にとっても毀損されない安全保障の原則のもとで、段階的削減のステップを取ることを求めるとともに、最大の核戦力を保有する国が大幅な削減を検証可能で不可逆的かつ法的拘束力のある形で行うことが、他の核兵器国が核軍

<sup>6</sup> “UN: Global Arms Control Architecture ‘Collapsing,’” *AFP*, February 25, 2019, <https://www.voanews.com/europe/un-global-arms-control-architecture-collapsing>.

<sup>7</sup> Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson Geng Shuang’s Regular Press Conference,” January 31, 2019, [https://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_eng/xwfw\\_665399/s2510\\_665401/t1634507.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/t1634507.shtml).

<sup>8</sup> “Statement by China, on Behalf of the P5 States,” General Debate, the Third Session of the Preparatory Committee for the 2020 NPT Review Conference (2019 NPT PrepCom), May 1, 2019.

縮の多国間交渉に参加する必要条件だという従来からの主張を繰り返した<sup>9</sup>。

ロシア及び米国が強調したのは、それぞれ冷戦のピーク時から85%以上の核戦力を削減しており、NPT上の核軍縮義務を遵守しているとの立場であった。そのうえでロシアは、核軍縮は現実的措置を通じて徐々に実施していかなければならず、戦略的安定にネガティブな影響を与えないようにすべきであり、「戦略的現実と正当な安全保障利益を考慮することなく、無条件に核兵器を放棄するよう核兵器国に強いる試みは、逆効果だ」と主張した<sup>10</sup>。またロシアは、米国の中距離核戦力全廃条約（INF条約）脱退問題などを念頭に置きつつ、「数十年にわたる軍縮アーキテクチャの弱体化の試みに強く反対しなければならない」、あるいは「世界的なミサイル防衛システムの開発・配備という米国の一方的行動の、不安定化を招く影響に高い注意を払うべきである」など、対米批判に軸足を置いた主張を展開した<sup>11</sup>。ロシアは、国連総会決議「軍備管理、軍縮及び不拡散条約・協定システムの強化及び発展（Strengthening and developing the system of arms control, disarmament and non-proliferation treaties and agreements）」を提案し、米国を含む賛成

179、棄権3（ウクライナ、ジョージア、パラオ）で採択された<sup>12</sup>。

米国は、「核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）」を主導するなど核軍縮への取組を強調する一方、フォード（Christopher A. Ford）米國務次官補は英議会での公聴会で、NPTの「『三本柱』の構成はNPTに本来的に内在するものでも、もともとの理解の一部であったわけでもない。…NPTの概念的・構造的な中核は不拡散で、これが核軍縮と平和利用の2つの支援構造に支えられた基礎である」<sup>13</sup>と述べ、NPTの三本柱、あるいは（非核兵器国が核不拡散を遵守する見返りとして核兵器国が核軍縮をするという）「核の取引」に対する否定的な見解を示した。

NPT外の核保有国では、インドが国連総会第一委員会で、「普遍的なコミットメント、並びに世界的かつ非差別的な合意された多国間枠組みによって支持されたステップ」<sup>14</sup>として、核兵器国及び非同盟運動（NAM）諸国の双方のアプローチを融合させるかのようなアプローチを示した。パキスタンは、「普遍的かつ検証可能で非差別的な方法で達成される核兵器のない世界の目標にコミット」しており、「このプロセスの目的は、可能な限り最小限の軍事力のレベルで毀損されない安全保障とすべき

<sup>9</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.40, April 26, 2019.

<sup>10</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.6, March 15, 2019.

<sup>11</sup> Ibid.

<sup>12</sup> A/RES/74/66, December 12, 2019.

<sup>13</sup> Christopher Ford, "The Structure and Future of the Nuclear Nonproliferation Treaty," International Relations Committee, House of Lord, December 12, 2018, <https://www.parliament.uk/documents/lords-committees/International-Relations-Committee/foreign-policy-in-a-changing-world/Dr-Christopher-Ford-Assistant-Secretary-Bureau-International-Security-Nonproliferation-US-StateDept.pdf>.

<sup>14</sup> "Statement by India," First Committee, UNGA, October 22, 2019.

である」と主張した<sup>15</sup>。またパキスタン首相は、インドが核兵器を放棄するのであれば、自国も同様に放棄すると発言した<sup>16</sup>。

### 核軍縮環境創出アプローチ (CEND)

核軍縮に向けたアプローチとして2019年に動向が注目されたものの1つが、米国の提唱する「核軍縮環境創出アプローチ (Creating an Environment for Nuclear Disarmament: CEND)」一核軍縮の前進には国際安全保障環境の改善が必要だとして米国が2018年NPT準備委員会で提示した「核軍縮条件創出アプローチ (CCND)」を改称したもの<sup>17</sup>である。2019年NPT準備委員会では、「安全かつ持続可能な核兵器のない未来に向けた進展を妨げる安全保障環境を改善する方法を模索する新しい対話を発展させている」と述べ、冷戦後に軍縮の進展を「可能にした好条件はもはや当てはまらないため、これらの挑戦の解決を助ける新しい軍縮の言説を構築する時が来た」とした<sup>18</sup>。また米国は、環境創設作業

部会 (CEWG) を主催し、その第1回全体会合を開催すると発表した。会議の目的として米国が挙げたのは、国際安全保障環境において軍縮の一層の前進を阻害する要因を特定すること、並びに2020年NPT運用検討会議における成功裏の結果に貢献できるような軍縮のより現実的なアプローチを構築することであり、議論の焦点には、核へのインセンティブを低減すべく安全保障環境を変えるための措置、不拡散努力を強化し、核軍縮における信頼を構築すべく導入できる制度やプロセス、並びに核保有国間の戦争の可能性を低減するための暫定的措置を挙げた<sup>19</sup>。

CEWG第1回全体会合は7月2～3日に開催され、主催の米国に招待された42カ国 (5核兵器国、NPT非締約国、米国の同盟国、核兵器禁止条約 (TPNW) 推進国など)<sup>20</sup>が参加した。米国政府は会議の様態について明らかにしていないが、参加国は上記の3つの議題のもとで議論を行った<sup>21</sup>。11月に

<sup>15</sup> “Statement by Pakistan,” First Committee, General Debate, UNGA, October 16, 2019.

<sup>16</sup> “Nuclear War is not an Option; Pakistan Would Give Up its Weapons, If India Did: Imran Khan,” *APP*, July 23 2019, <https://www.app.com.pk/nuclear-war-is-not-an-option-pakistan-would-give-up-its-weapons-if-india-did-imran-khan/>.

<sup>17</sup> ポッター (William C. Potter) はこの点について、「条件 (condition)」が核軍縮の「条件付け」を意味するものと捉えた多くの非核兵器国からの批判に対応したものであったとしている。William C. Potter, “Taking the Pulse at the Inaugural Meeting of the CEND Initiative,” James Martin Center for Nonproliferation Studies, July 15, 2019, <https://www.nonproliferation.org/taking-the-pulse-at-the-inaugural-meeting-of-the-cend-initiative/>.

<sup>18</sup> “Statement by the United States,” General Debate, 2019 NPT PrepCom, April 29, 2019.

<sup>19</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.43, April 26, 2019.

<sup>20</sup> 米国務省のホームページでは「40カ国以上」とされているが、ポッターによれば、会合で配布されたリストには、豪州、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ロシア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、UAE、英国、米国などの42カ国が挙げられていた。Potter, “Taking the Pulse at the Inaugural Meeting of the CEND Initiative.”

<sup>21</sup> 第1回全体会合に関しては、Ibid.; Shannon Bugos, “U.S. Hosts Nuclear Disarmament Working Group,” *Arms Control Today*, Vol. 49, No. 7 (September 2019), p. 37 を参照。3つのグループではそれぞれ、シンクタンクに所属する有識者がモデレーターを務めた。

は英国で作業部会が開催され、31カ国が参加して同じ議題に関して議論がなされた<sup>22</sup>。

米国によるCENDの提唱には、一部のNAM諸国から厳しい批判も見られた。たとえばイランは、「(NPT)第6条のもとの核軍縮義務に条件(conditionality)を設定し、その規定、並びに過去の運用検討会議で合意された核軍縮関連義務を再解釈することを目的とするCCNDのような米国の概念に対して、2020年運用検討会議で強く拒否すべきである。我々は、我々自身のCCND、すなわち包括的核軍縮条約(Comprehensive Convention on Nuclear Disarmament)に向けて精力的に進まなければならない」と発言した<sup>23</sup>。

### 非核兵器国のアプローチ

核軍縮へのアプローチについて、5核兵器国がステップ・バイ・ステップ(step-by-step)アプローチを主張するのに対して、米国と同盟関係にあり拡大核抑止(核の傘)を供与される非核兵器国(核傘下国)が「ブロック積み上げ(building blocks)アプローチ」に基づく「前進的アプローチ(progressive approach)」を、またNAM諸国が「時限的・段階的(time-bound

phased)アプローチ」をそれぞれ提唱してきた。

2019年NPT準備委員会では、新アジェンダ連合(NAC:ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ)が、すべての締約国は(第6条を含む)NPTの義務を遵守する責任があると繰り返し言及するとともに、核リスク及び人道的結末、世界的安全保障環境及び核軍縮について論じ、出発点として過去のNPT運用検討会議でなされたすべてのコミットメントの有効性を繰り返すこと、不可逆性、検証可能性及び透明性という核軍縮の原則を繰り返し、それらの適切な適用を求めること、並びに「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」ことを再確認することなどを2020年のNPT運用検討会議で行うよう提案した<sup>24</sup>。

NAM諸国は、改めて「核兵器を特定の時限付きで完全に廃絶するための段階的なプログラムを交渉し、結論を導く緊急の必要性」<sup>25</sup>を主張し、2020～2035年を5年ごとに3フェーズに区分し、核兵器の廃絶に

<sup>22</sup> Christopher Ford, "Moving Forward with the CEND Initiative," Creating an Environment for Nuclear Disarmament (CEND) Working Group, Wilton Park, United Kingdom, November 20, 2019, <https://www.state.gov/moving-forward-with-the-cend-initiative/> を参照。

<sup>23</sup> "Statement by Iran," Cluster 1, 2019 NPT PrepCom, May 2, 2019. また、同盟国を含む非核兵器国には、米国がCENDを通じて、過去のNPT運用検討会議で核兵器国を含む締約国が合意してきた核軍縮措置やコミットメントからの離脱を試みているのではないかと懸念もあると分析したものとして、Lyndon Burford, Oliver Meier and Nick Ritchie, "Sidetrack or Kickstart? How to Respond to the US Proposal on Nuclear Disarmament," *Bulletin of the Atomic Scientists*, April 19, 2019, <https://thebulletin.org/2019/04/sidetrack-or-kickstart-how-to-respond-to-the-us-proposal-on-nuclear-disarmament/>; Paul Meyer, "Creating an Environment for Nuclear Disarmament: Striding Forward or Stepping Back?" *Arms Control Today*, April 2019, <https://www.armscontrol.org/act/2019-04/features/creating-environment-nuclear-disarmament-striding-forward-stepping-back> を参照。

<sup>24</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.35, April 26, 2019.

<sup>25</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.12, March 21, 2019.

向けて実施されるべき具体的措置を提案した<sup>26</sup>。

日本は、以下のように発言した<sup>27</sup>。

唯一の戦争被爆国として、我が国は誰よりも核兵器の使用の壊滅的な結末を深く理解しています。核兵器の廃絶のために国際社会に被爆の実相を伝えてきた、被爆地・被爆者の長年のたゆまぬ努力に、この場を借りて敬意を表明します。

一方で、国民の生命・財産を保護することは主権国家の当然の責務です。人道と安全保障の両方に対する考慮を踏まえ、日本は、核軍縮と安全保障を同時に追求する努力をしていきます。

安全保障環境の悪化、核軍縮に関する見解の相違、核兵器及びその他の大量破壊兵器の拡散の脅威の増大といった厳しい状況に、現在直面しています。

このような背景から、核兵器国と非核兵器国双方の協力を得て、現実的な取組を再開しなくてはなりません。

また、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」による「京都アピール」が、「議論における礼節と尊重を再構築し、核軍備管理及び脅威削減に関する協力の慣行を取り戻すことが、より安定的で、安全で、繁栄した世界のための確固たる基盤として求められると強調した上で、13の勧告を提示した」ことを紹介した<sup>28</sup>。

### 飛び石アプローチ

2019年にもう1つ注目されたのが、スウェーデンによる「飛び石 (stepping stone) アプローチ」の提案であった。スウェーデンは2019年NPT準備委員会に提出した作業文書で、「現状が国際社会の将来の安定に極めて危険であり、『行動可能な』実施措置が必要」であり、「飛び石アプローチは実際的かつ短期間で達成可能な核軍縮のコミットメントに対する政治的支持を確立するためのプロセスを提供する」ものだと位置づけた。そのうえで、核兵器の重要性の低減、協力の慣習の再構築、核リスクの低減、及び透明性・管理の強化という4つの原則のもとで「飛び石」として具体的措置を列挙した。このうち、核リスク低減に関しては危機コミュニケーション・チャンネルの改善、核・通常運搬手段の明確な分別、サイバー攻撃に対する指揮統制の脆弱性低減、非戦略核弾頭の非配備、核兵器使用の意思決定時間の延長を、また透明性に関しては核戦力やその近代化、核分裂性物質のストック・余剰の報告などを提言した<sup>29</sup>。

同年6月にはスウェーデン主催の「核軍縮とNPTに関するストックホルム会合」が開催された。会合には16の非核兵器国<sup>30</sup>が参加し、2020年NPT運用検討会議に向けて、

<sup>26</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.10, March 21, 2019.

<sup>27</sup> “Statement by Japan,” General Debate, 2019 NPT PrepCom, April 29, 2019.

<sup>28</sup> Ibid.

<sup>29</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP33, April 25, 2019.

<sup>30</sup> 参加したのはアルゼンチン、カナダ、エチオピア、フィンランド、ドイツ、インドネシア、日本、ヨルダン、カザフスタン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン（議長）、スイス。

以下のような主張・議論を記した共同宣言を採択した<sup>31</sup>。

- 「今後起き得る潜在的な核軍拡競争は、だれにとっての利益にもならず、回避されなければならない」。
- 「飛び石アプローチは野心的だが現実的である。我々は2020年に、世界的な軍縮・不拡散体制の礎石としてのNPTの役割を再確認するという成果を模索している。特に1995年、2000年及び2010年の一連の運用検討会議においてなされたコミットメントに基づき、条約第6条の履行のための飛び石を特定することにより、そのことに真の意味を与えるべきである」。
- 「世界の安全保障環境が一層厳しいものであることを認識し、より透明性があり責任ある宣言政策、ドクトリン及び政策における核兵器の役割の低減のための措置、透明性を強化し、あらゆる核兵器の使用のリスクを低減する方途、強化された消極的安全保証、核軍縮検証措置の取組、核分裂性物質の生産を扱う重要性を含む、多岐にわたる問題が議論された」。

B) 日本、新アジェンダ連合 (NAC) 及び非同盟運動 (NAM) 諸国などがそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動

2019年の国連総会では、例年どおり核軍縮に関する3つの決議、すなわち日本がイ

ニシアティブを取る「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話

(Joint courses of action and future-oriented dialogue towards a world without nuclear weapons)」<sup>32</sup>、NACなどが提案する「核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速 (Towards a nuclear-weapon-free world: accelerating the implementation of nuclear disarmament commitments)」<sup>33</sup>、及びNAM諸国による「核軍縮 (Nuclear disarmament)」<sup>34</sup>がそれぞれ採択された。これらの3つの決議について、本報告書での調査対象国による2019年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話
  - ◇ 提案：豪州、ベルギー、カナダ、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、UAE、英国など
  - ◇ 賛成 160 (豪州、ベルギー、カナダ、チリ、フランス、ドイツ、インドネシア、日本、カザフスタン、オランダ、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、英国など)、反対 4 (中国、北朝鮮、ロシア、シリア)、棄権 21 (オーストリア、ブラジル、エジプト、インド、イラン、イスラエル、韓国、メキシコ、ニュージーランド、パキスタン、南アフリカ、米国など) — ナイジェリアは投票せず

<sup>31</sup> “Ministerial Declaration,” The Stockholm Ministerial Meeting on Nuclear Disarmament and the Non-Proliferation Treaty, June 11, 2019, <https://www.government.se/statements/2019/06/the-stockholm-ministerial-meeting-on-nuclear-disarmament-and-the-non-proliferation-treaty/>.

<sup>32</sup> A/RES/74/63, December 12, 2019.

<sup>33</sup> A/RES/74/46, December 12, 2019.

<sup>34</sup> A/RES/74/45, December 12, 2019.

- ▶ 核兵器のない世界に向けて：核軍縮コミットメントの履行の加速
  - ◇ 提案：オーストリア、ブラジル、エジプト、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、南アフリカなど
  - ◇ 賛成 137（オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、UAE など）、反対 33（ベルギー、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など）、棄権 16（豪州、カナダ、日本、北朝鮮、韓国、パキスタンなど）
- ▶ 核軍縮
  - ◇ 提案：インドネシア、カザフスタン、フィリピンなど
  - ◇ 賛成 120（ブラジル、チリ、中国、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、サウジアラビア、シリア、UAE など）、反対 41（豪州、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スイス、トルコ、英国、米国など）、棄権 22（オーストリア、インド、日本、北朝鮮、ニュー

ジーランド、パキスタン、南アフリカ、スウェーデンなど）

日本のイニシアティブによる決議は、昨年までの「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動（United action with renewed determination towards the total elimination of nuclear weapons）」からタイトルが変わった。内容も、以前の決議と比べて簡素になり、核兵器国による透明性及び信頼醸成の向上、核リスクの低減、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム、包括的核実験禁止条約（CTBT）署名・批准、核軍縮検証への貢献、軍縮・不拡散教育の促進といった、比較的短期的に着手可能な措置を「共同行動の指針」として挙げるとともに、核軍縮の前進のために「未来志向の対話」を求める—「核兵器のない世界の実現に向けては様々なアプローチが存在し、すべての国の間の信頼醸成が必要」—ものとなった。この決議に対しては、核兵器国のうちフランス（昨年は棄権）及び英国が賛成する一方で、米国<sup>35</sup>は棄権し、中国<sup>36</sup>及びロシアは反対した。また、TPNW 推進国などの非核兵器国が、核軍縮の一部の課題のみを確認し、過去の NPT 運用検討会議でなされた合意からの離脱を示唆するものだとして、棄権した。たとえばニュージーランドは投票行動説明で、核

<sup>35</sup> 米国は第一委員会での投票行動の説明（explanation of vote）で、決議案を支持できなかったものの、本文を簡素化し、将来に焦点を当てたことに謝意を表明するとともに、核軍縮と安全保障の関係に関して率直な対話を促したことに満足していたとした。John Bravaco, Acting Head of U.S. Delegation, “Explanation of Vote, After the Vote on L.47, ‘Joint Courses of Action and Future-oriented Dialogue towards a world without nuclear weapons,’” First Committee, UNGA, November 4, 2019.

<sup>36</sup> 中国は第一委員会での投票行動に関して、被爆地訪問のアイデアを拒否するとし、広島・長崎の人々に共感するものの、訪問招請よりも、歴史に学び、いかにして悲劇を防ぐかのほうがより重要だと発言した。United Nations, “First Committee Sends 19 Resolutions, Decisions to General Assembly, Issuing Strong Calls for Clearing Path towards Nuclear-Weapon-Free World,” Meeting Coverage, November 1, 2019, <https://www.un.org/press/en/2019/gadis3640.doc.htm>.

表 1-3：核兵器に関する主な国連総会決議（2019年）についての各国の投票行動

	核兵器のない世界に向けた 共同行動の指針と未来志向の対話	核兵器のない世界に向けて	核軍縮	核兵器禁止条約	核兵器の威嚇または使用に関する 「〇」の勧告的意見のフォローアップ	核兵器使用禁止条約	核兵器の非人道的結末	核兵器のない世界の倫理的な重要性
中国	×	×	○	×	○	○	△	△
フランス	○	×	×	×	×	×	×	×
ロシア	×	×	×	×	×	△	×	×
英国	○	×	×	×	×	×	×	×
米国	△	×	×	×	×	×	×	×
インド	△	×	△	×	△	○	○	△
イスラエル	△	×	×	×	×	×	×	×
パキスタン	△	△	△	×	○	△	△	△
豪州	○	△	×	×	×	×	△	×
オーストリア	△	○	△	○	○	×	○	○
ベルギー	○	×	×	×	×	×	△	×
ブラジル	△	○	○	○	○	△	○	○
カナダ	○	△	×	×	△	×	△	×
チリ	○	○	○	○	○	○	○	○
エジプト	△	○	○	○	○	○	○	○
ドイツ	○	×	×	×	×	×	△	×
インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	○
イラン	△	○	○	○	○	○	○	○
日本	○	△	△	×	△	△	○	△
カザフスタン	○	○	○	○	○	○	○	○
韓国	△	△	×	×	×	×	×	×
メキシコ	△	○	○	○	○	○	○	○
オランダ	○	×	×	×	×	×	△	×
ニュージーランド	△	○	△	○	○	×	○	○
ナイジェリア	?	○	○	○	○	○	○	○
ノルウェー	○	×	×	×	×	×	△	×
フィリピン	○	○	○	○	○	△	○	○
ポーランド	○	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	○	○	○	○	○	○	○	○
南アフリカ	△	○	△	○	○	○	○	○
スウェーデン	○	○	△	△	○	×	○	△
スイス	○	○	×	△	○	×	○	△
シリア	×	○	○	?	○	○	○	○
トルコ	○	×	×	×	×	×	△	×
UAE	○	○	○	○	○	○	○	○
北朝鮮	×	△	△	△	△	△	△	△

[○：賛成 ×：反対 △：棄権 ?：投票せず]

軍縮に向けた断固としたアプローチから遠ざかるとのシグナルを与えた前年の決議のようにならないことを望んでいたが、そうはならなかったとの強い不満を表明した<sup>37</sup>。またメキシコも、「いくつかのパラグラフで用いられた文言は、特に NPT 第 6 条について、NPT で採択された過去の合意を再解釈している」<sup>38</sup>と批判した。日本提案の決議に対しては、核軍縮の一部の課題のみを確認し、米露核軍備管理条約や TPNW への言及がないこと、並びに核兵器の非人道性について「深い憂慮」という表現が削除されたことなども批判された<sup>39</sup>。

### C) 核兵器の非人道的結末

2015 年 NPT 運用検討会議以降、オーストリアなどが主導する「人道グループ」は、核兵器の非人道性と、これを基盤とした核兵器の法的禁止に向けて、NPT 運用検討プロセスや国連総会に提出した共同声明、並びに 2013～14 年に開催した 3 回の核兵器の人道的影響に関する国際会議などを通じて、積極的に主張及び行動を展開していった。その結果が、2017 年の TPNW 採択であった。

人道グループは、前年に続いて 2019 年 NPT 準備委員会に核兵器の非人道性に関する作業文書を提出し（オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカなど）、前年と同

様に、核兵器の非人道性にかかる認識を一層強化するために取り組むこと、核兵器国は核兵器爆発のリスクを低減するために緊急に暫定的措置を講じることなどを求めるとともに、核兵器の非人道的な結末に関する新たな証拠は、核兵器が国際法に照らして使用できないという見方を強めたこと、並びに核兵器使用のリスクは核兵器の完全な廃絶と核兵器のない世界の維持を通じてのみ回避可能であることといった認識を示した<sup>40</sup>。

核兵器国は、核兵器の非人道的側面に関する議論に当初より積極的ではなかったが（それでも英国及び米国は第 3 回核兵器の人道的影響に関する国際会議に出席した）、人道グループが核兵器の法的禁止を公式に追求し始めると、この問題からさらに距離を置いた。たとえば、核兵器国は、NPT 運用検討会議及びその準備委員会に提出した文書に、「人道的 (humanitarian)」という言葉を用いていない。

日本が主導してきた核軍縮に関する国連総会決議に関しては、2016 年までの「核兵器のあらゆる使用による壊滅的な人道結末についての深い懸念」という一文から、2017 年及び 2018 年の決議で「あらゆる」という言葉が削除され、さらに 2019 年の決議では、「深い憂慮」という表現も削除された。また、2018 年の決議で記されていた、「核兵器使用の非人道的結末についての深い懸念が、核兵器のない世界に向けた

<sup>37</sup> New Zealand, “Explanation of Vote on L.47,” November 4, 2019.

<sup>38</sup> United Nations, “First Committee Sends 19 Resolutions.” November 1, 2019.

<sup>39</sup> 川崎哲「合意の反故に手を貸し、非人道性の表現弱める一日本の『核廃絶』国連決議案の問題点」2019 年 10 月 25 日、<https://kawasakiakira.net/2019/10/25/2019ungajapanres/>などを参照。

<sup>40</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.44, April 26, 2019.

すべての国による努力を下支えする主要な要素であり続けている」との一文は、2019年の決議には盛り込まれていない。

2019年の国連総会では、人道グループなどが共同提案国となり、前年に続いて決議「核兵器の非人道的結末（Humanitarian consequences of nuclear weapons）」<sup>41</sup>が採択された。投票行動は下記のとおりである。

▶ 核兵器の非人道的結末

- ◇ 提案：オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカ、スウェーデン、スイスなど
- ◇ 賛成 144（オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、UAE など）、反対 13（フランス、イスラエル、韓国、ポーランド、ロシア、英国、米国など）、棄権 28（豪州、ベルギー、カナダ、中国、北朝鮮、ドイツ、オランダ、ノルウェー、パキスタン、トルコなど）

さらに、南アフリカが主導して採択された決議「核兵器のない世界の倫理的的重要性（Ethical imperatives for a nuclear-weapon-free world）」<sup>42</sup>への投票行動は下記のとおりである。

▶ 核兵器のない世界の倫理的的重要性

- ◇ 提案：オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、メキシコ、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカなど
- ◇ 賛成 135（オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、シリア、UAE など）、反対 37（豪州、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など）、棄権 13（中国、インド、日本、北朝鮮、パキスタン、スウェーデン、スイスなど）

### (3) 核兵器禁止条約（TPNW）

2017年9月20日に署名開放されたTPNWの署名国・批准国は着実に増加してきた。2018年末時点では署名国が69、このうち批准国が19であったのに対して、2019年には署名国が80、批准国が34となった。調査対象国のうち、批准国はオーストリア、カザフスタン<sup>43</sup>、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、署名国はブラジル、チリ、インドネシア、ナイジェリア、フィリピンである。条約は、50カ国の批准により発効する。

前年に続き2019年の国連総会では、TPNWの成立を歓迎し、条約への署名・批

<sup>41</sup> A/RES/74/42, December 12, 2019.

<sup>42</sup> A/RES/74/47, December 12, 2019.

<sup>43</sup> カザフスタンにあるミサイル実験場ではロシアの大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射実験が行われており（最近では2019年11月にTopolが発射された）、TPNWで禁止された核兵器への「援助」行為にあたるのではないかと指摘されている。Ulrich Kühn, “Kazakhstan—Once More a Testing Ground?” *Valdai Club*, July 12, 2019, <https://carnegieendowment.org/2019/07/12/kazakhstan-once-more-testing-ground-pub-79510>.

准などを求める決議「核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）」<sup>44</sup>が採択された。投票行動は下記のとおりである。

▶ 核兵器禁止条約

- ◇ 提案：オーストリア、ブラジル、チリ、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、南アフリカなど
- ◇ 賛成 123（オーストリア、ブラジル、チリ、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、UAE など）、反対 41（豪州、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など）、棄権 16（北朝鮮、スウェーデン、スイスなど）ーシリアは投票せず

TPNW 推進国は、2019 年も NPT 準備委員会や国連総会第一委員会などの場で、核兵器の廃絶に向けた TPNW の重要性と意義を改めて主張した。TPNW 支持を訴えた 2018 年の TPNW に関する国連総会決議の共同提案国であるオーストリア、ブラジル、コスタリカ、アイルランド、インドネシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリ

ア、南アフリカ及びタイは 2019 年 NPT 準備委員会で「TPNW に関する共同声明」を発表し、TPNW は NPT、国際原子力機関（IAEA）保障措置及び国際核不拡散・軍縮体制を強化するものであり、「NPT の全体的な目標に具体的に貢献している」と論じた<sup>45</sup>。またオーストリアは、「TPNW は、核兵器国が期限付きで完全、検証可能かつ不可逆的な核兵器の廃絶を約束する用意ができ次第、その加盟を受け入れることにより、多国間で合意された法的道筋を提供するものであり、NPT の履行に不可欠な、論理的な一歩である」<sup>46</sup>とも発言した。

これに対して、核保有国及び同盟国は、TPNW に署名しないとの方針を変えていない。2019 年 NPT 準備委員会における核兵器国の共同声明でも、「核兵器国は TPNW が NPT と矛盾し、これを損なわせる恐れがあるとの見方をとっており、この条約への反対を再確認した」<sup>47</sup>と言及した。核兵器国のなかでもフランスは、TPNW の参加国は「特に欧州とアジアにおいて、再軍備と脅威の復活に直面して、大規模な通常戦争を危険にさらすことなく、安全と安定を核抑止力なしに維持する方法を説明しなければならない」<sup>48</sup>と厳しく批判した。この準備委員会では、議長作成の 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた勧告案に「核兵器禁止条約への多くの締約国による支持、並び

<sup>44</sup> A/RES/74/41, December 12, 2019.

<sup>45</sup> “Joint Statement on the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW),” 2019 NPT PrepCom, May 2, 2019, [http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom19/statements/2May\\_Austria\\_Group.pdf](http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom19/statements/2May_Austria_Group.pdf).

<sup>46</sup> “Statement by Austria,” Cluster 1, 2019 NPT PrepCom, May 2, 2019. また、オーストリア及びメキシコなどが 2019 年 NPT 準備委員会に提出した作業文書（NPT/CONF.2020/PC.III/WP.46, May 1, 2019）も参照。

<sup>47</sup> “Statement by China, on Behalf of the P5 States,” General Debate, 2019 NPT PrepCom, May 1, 2019.

<sup>48</sup> “Statement by France,” Cluster 1, 2019 NPT PrepCom, May 2, 2019.

にその NPT との相補性を認識する」という表現が盛り込まれたが<sup>49</sup>、核兵器国などの反対により勧告案は採択されなかった。

2017年の交渉会議にて TPNW の成立に賛成した国のうち、スウェーデンは 2019 年 1 月、政府が任命した調査官により作成された報告書を公表し、条約が NPT、IAEA 保障措置協定追加議定書及び CTBT の重要性を明確かつ拘束力のある方法で再確認していないこと、条約からの脱退問題が浮上する場合にスウェーデンを困難な状況に置きかねないこと、北大西洋条約機構 (NATO) との戦略関係にも影響を与えかねないことなどを挙げ、総合的判断として、現在の内容では条約に署名すべきではないとの結論を明記した<sup>50</sup>。これを踏まえてさらなる協議がなされた結果、スウェーデンは 7 月に、当面条約に署名しないと発表した<sup>51</sup>。また、スイスは 4 月に、議会からの条約署名の要求を拒否し、2020 年末まで署名・批准の決定を先延ばしする—この間に国際政治・安全保障の最新の展開にかかる情勢分析を行う—とした<sup>52</sup>。

核兵器の法的禁止に関連して、国連総会では前年と同様に、決議「核兵器の威嚇ま

たは使用に関する国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見のフォローアップ (Follow-up to the advisory opinion of the International Court of Justice on the legality of the threat or use of nuclear weapons) 」<sup>53</sup>、及び「核兵器使用禁止条約 (Convention on the prohibition of the use of nuclear weapons) 」<sup>54</sup>が採択された。その投票行動は、それぞれ以下のとおりである。

- 核兵器の威嚇または使用に関する国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見のフォローアップ
  - ◇ 提案：エジプト、フィリピンなど
  - ◇ 賛成 138 (オーストリア、ブラジル、チリ、中国、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、UAE など)、反対 33 (豪州、ベルギー、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、トルコ、英国、米国など)、棄権 15 (カナダ、北朝鮮、インド、日本など)
- 核兵器使用禁止条約

<sup>49</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/CRP.4/Rev.1, May 9, 2019.

<sup>50</sup> "Inquiry into the Consequences of a Swedish Accession to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons," January 2019, [https://www.regeringen.se/48f047/contentassets/55e89d0a4d8c4768a0cabf4c3314aab3/rapport\\_l-e\\_lundin\\_webb.pdf](https://www.regeringen.se/48f047/contentassets/55e89d0a4d8c4768a0cabf4c3314aab3/rapport_l-e_lundin_webb.pdf).

<sup>51</sup> Jan M. Olsen, "Sweden Says It Won't Sign UN Nuclear Ban Treaty," *Associated Press*, July 12, 2019, <https://apnews.com/40a5b0e8d19d415f942786b0c8d647d7>. バルストロム外相は、条文中に「核兵器の明確な定義がないこと、並びに回答されなければならない多くの問題があること」をその理由に挙げた。他方、条約が発効した際には、その締約国会議にオブザーバー参加するとしている。"Statement by Sweden," General Debate, First Committee, UNGA, October 14, 2019.

<sup>52</sup> "Switzerland Postpones Decision on Nuclear Weapons Treaty," *Xinhua*, April 4, 2019, [http://www.china.org.cn/world/Off\\_the\\_Wire/2019-04/04/content\\_74644259.htm](http://www.china.org.cn/world/Off_the_Wire/2019-04/04/content_74644259.htm).

<sup>53</sup> A/RES/74/59, December 12, 2019.

<sup>54</sup> A/RES/74/68, December 12, 2019.

- ◇ 提案：インドなど
- ◇ 賛成 118（チリ、中国、エジプト、インド、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ナイジェリア、サウジアラビア、南アフリカ、シリア、UAE など）、反対 50（豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国など）、棄権 15（ブラジル、北朝鮮、日本、パキスタン、フィリピン、ロシアなど）

イランは 2019 年 NPT 準備委員会で、2020 年 NPT 運用検討委員会において核兵器使用の違法化に関して取り組む特別委員会を設置するよう提案した<sup>55</sup>。

#### (4) 核兵器の削減

##### A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減

###### 新戦略兵器削減条約（新 START）

米露はこれまでのところ、2011 年 2 月に発効した新戦略兵器削減条約（新 START）を履行してきた。条約のもとの削減状況は、米務省のホームページで定期的に公表されている（表 1-4）。また米露は、米露の戦略（核）戦力の保有数に加えて、自国の運搬手段毎の保有数を表 1-5 のように

公表してきた。新 START のもとでの削減期限である 2018 年 2 月 5 日になされた両国の申告では、配備戦略（核）運搬手段、配備・非配備戦略（核）運搬手段発射機、及び配備戦略（核）弾頭のすべてについて、条約で規定された数的上限を下回った。その後も両国の戦略核戦力はこの上限を超えていない。

両国は条約発効以来、条約で規定された回数の現地査察を毎年実施してきた<sup>56</sup>。また、発効以来の通告の交換は、米務省のホームページに 2018 年末時点では 18,923 件と公表されていたが、2019 年末時点では記載されていない<sup>57</sup>。2017 年まで、米露双方から他方の条約違反は指摘されなかったが、2018 年 4 月にロシアは、米国による新 START のもとでの保有数削減について、条約のもとの一般的な慣行に合致しない方法で達成されたものだと批判した。具体的には、一定数の潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）発射機及び B-52H 戦略爆撃機について、核弾頭が搭載できない方法で転換されたか、ロシアによる確認がなされないまま行われたことなどを指摘した<sup>58</sup>。

2021 年 2 月に条約の期限を控える新 START の重要な課題が、その後の二国間核軍備管理のあり方である。トランプ大統領は 2017 年 1 月の就任前から新 START に

<sup>55</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP8, March 20, 2019.

<sup>56</sup> The U.S. Department of State, “New START Treaty Inspection Activities,” <https://www.state.gov/new-start-treaty-inspection-activities/>.

<sup>57</sup> The U.S. Department of State, “New START Treaty,” <https://www.state.gov/new-start/>.

<sup>58</sup> Ministry of Foreign Affairs of Russian Federation, “Russia’s Assessment of the US Department of State’s Report on Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” April 24, 2018, [http://www.mid.ru/en/foreign\\_policy/news/-/asset\\_publisher/cKNonkJE02Bw/content/id/3192916](http://www.mid.ru/en/foreign_policy/news/-/asset_publisher/cKNonkJE02Bw/content/id/3192916). また、Vladimir Isachenkov, “Russia Challenges US Compliance with Nuclear Arms Treaty,” *Associated Press*, September 9, 2018, <https://apnews.com/d9eccab26d64019ab3ea1954eb89280> も参照。

批判的で、条約に基づき 5 年間延長するとのロシアの提案に対しても、消極的な態度を隠さなかった。2019 年 4 月になると、ロシアだけでなく中国を含め、また戦略核戦力だけでなく他の核戦力や運搬手段をも規制する新たな合意に向けて、米政府内で協議が開かれていると報じられた<sup>59</sup>。5 月 15 日の上院公聴会では、トンプソン (Andrea Thompson) 国務次官が、新 START 延長問題に関してはいかなる決定も下されておらず、検討を要する事項として、ロシアの戦略戦力近代化、ロシアによる軍備管理条約違反の歴史、米国及び同盟国の安全保障の必要性、中国の透明性の欠如を挙げた<sup>60</sup>。

こうした米国の主張に対して、ロシアは、新 START の期限延長を米国に求めている。また、条約対象外の核戦力・運搬手段については、新 START とは分けて議論すべきだと述べる一方、ロシアは戦略防衛兵器にかかる米国の動向に大きな関心を有しているとして、米国を牽制した<sup>61</sup>。

米露は 5 月の外相会談で、新 START 延長問題に関して協議を進めることで一致し

た。米国は、トランプ大統領が条約延長の是非に関して 2020 年に判断するとの見通しを示している。これに対してロシアは 11 月 24～26 日、新 START のもとで初めて米国の査察官に、12 月の配備に先立ち新型の極超音速滑空飛翔体のアバングルド (Avangard) を視察させた<sup>62</sup>。これについて、ロシア戦略ロケット軍前参謀総長は、「新 START で想定される標準的な手続きである。米国に条約延長への追加的な刺激を与えるものだ」<sup>63</sup>と述べた。また 11 月 27 日、ロシアのリュブコフ (Sergei Ryabkov) 外務次官は、米国に対して新 START の 5 年間延長を正式に提案し、米国が 5 年間の延長を望まない場合は、短期間の延長も検討すると述べた<sup>64</sup>。12 月にはプーチン (Vladimir Putin) 大統領が、「年内できるだけ早い時期に前提条件なしで新 START を延長する用意がある」<sup>65</sup>とも発言した。しかしながら、米国側からは前向きな反応はなく、2019 年中には条約延長問題に関して、明確な方向性は合意されなかった。

<sup>59</sup> Kylie Atwood and Nicole Gaouette, "Trump Admin Aiming for Major Nuclear Deal with Russia and China," *CNN*, April 26, 2019, <https://edition.cnn.com/2019/04/25/politics/trump-nuclear-deal-russia-china/index.html>.

<sup>60</sup> Andrea Thompson, "Statement for the Record," Testimony before the Senate Committee on Foreign Relations, May 15, 2019.

<sup>61</sup> Patrick Tucker, "New New START a Nonstarter: Russian Ambassador," *Defense One*, March 12, 2019, <https://www.defenseone.com/politics/2019/03/new-new-start-nonstarter-russian-ambassador/155474/>.

<sup>62</sup> "Russia Says It Showed Hypersonic Nuclear Missile System to U.S. Inspectors," *Reuters*, November 26, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-russia-usa-missiles/russia-says-it-showed-hypersonic-nuclear-missile-system-to-u-s-inspectors-idUSKBN1Y01Z0>.

<sup>63</sup> "Demonstration of Russia's Avangard System May Stir US into Extending New START—expert," *Tass*, November 27, 2019, <https://tass.com/politics/1093061>.

<sup>64</sup> Faizan Hashmi, "Russia Proposes to US Extending New START For 5 Years or Less—Deputy Foreign Minister," *UrduPoint*, November 27, 2019, <https://www.urduPoint.com/en/world/russia-proposes-to-us-extending-new-start-for-772649.html>.

<sup>65</sup> Tom O'Conner, "Russia is 'Ready to Immediately' Extend Nuclear Arms Limit Treaty, Says U.S. is not Answering," *Net week*, December 5, 2019. <https://www.newsweek.com/russia-immediately-extend-nuclear-treaty-1475778>.

表 1-4：新 START の下での米露の戦略（核）戦力

	米国			ロシア		
	配備戦略(核) 弾頭	配備戦略(核) 運搬手段	配備・非配備戦 略(核)運搬手 段・発射機	配備戦略(核) 弾頭	配備戦略(核) 運搬手段	配備・非配備戦 略(核)運搬手 段・発射機
条約上の 上限	1,550	700	800	1,550	700	800
2011.2	1,800	882	1,124	1,537	521	865
2011.9	1,790	822	1,043	1,566	516	871
2012.3	1,737	812	1,040	1,492	494	881
2012.9	1,722	806	1,034	1,499	491	884
2013.3	1,654	792	1,028	1,480	492	900
2013.9	1,688	809	1,015	1,400	473	894
2014.3	1,585	778	952	1,512	498	906
2014.9	1,642	794	912	1,643	528	911
2015.3	1,597	785	898	1,582	515	890
2015.9	1,538	762	898	1,648	526	877
2016.3	1,481	741	878	1,735	521	856
2016.9	1,367	681	848	1,796	508	847
2017.3	1,411	673	820	1,765	523	816
2017.9	1,393	660	800	1,561	501	790
2018.2	1,350	652	800	1,444	527	779
2018.9	1,398	659	800	1,420	517	775
2019.3	1,365	656	800	1,461	524	760
2019.9	1,376	668	800	1,426	513	757

注) 上記の表に挙げた米露の戦略（核）戦力に関する数字は、新 START で規定された戦略（核）運搬手段・弾頭の計算方法によるものであり、米露の戦略核戦力の実体を必ずしも正確に表しているわけではない。新 START では、ICBM 及び SLBM については実際に配備されている弾頭数（核弾頭以外の弾頭も含む）が数えられるのに対して、戦略爆撃機については、1機に1発の核弾頭が搭載されている（実際には6～20発を搭載）として計算される。

出典) U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 25, 2011, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/176096.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 6, 2012, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/178058.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 3, 2012, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/198582.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 3, 2013, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/207020.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2013, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/215000.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, April 1, 2014, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/224236.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2014, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/232359.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, July 1, 2015, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/240062.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2015, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/247674.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, October 1, 2016, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/262624.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, January 1, 2017, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/266384.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, July 1, 2017, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/272337.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, February 22, 2018, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/278775.htm>; U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” Fact Sheet, September 1, 2019, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/286466.htm>.

表 1-5 : 米国の戦略(核)運搬手段

ICBM・発射機		配備 ICBM	非配備 ICBM	配備・非配備 ICBM 発射機	配備 ICBM 発射機	非配備 ICBM 発射機	実験用 発射機
2012.9	MM-III	449	263	506	449	57	6
	PK	0	58	51	0	51	1
	合計	449	321	557	449	108	7
2013.3	MM-III	449	256	506	449	57	6
	PK	0	58	51	0	51	1
	合計	449	314	557	449	108	7
2013.9	MM-III	448	256	506	448	58	6
	PK	0	57	51	0	51	1
	合計	448	313	557	448	109	7
2014.3	MM-III	449	250	506	449	57	6
	PK	0	56	1	0	1	1
	合計	449	306	507	449	58	7
2014.9	MM-III	447	251	466	447	19	6
	PK	0	56	1	0	1	1
	合計	447	307	467	447	20	7
2015.3	MM-III	449	246	454	449	5	4
	合計	449	246	454	449	5	4
2015.9	MM-III	441	249	454	441	13	4
	合計	441	249	454	441	13	4
2016.3	MM-III	431	225	454	431	23	4
	PK	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	合計	431	225	454	431	23	4
2016.9	MM-III	416	270	454	416	38	4
	PK	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	合計	416	270	454	416	38	4
2017.3	MM-III	405	278	454	405	49	4
	合計	405	278	454	405	49	4
2017.9	MM-III	399	281	454	399	55	4
	合計	399	281	454	399	55	4
2018.2	MM-III	400	278	454	400	54	4
	合計	400	278	454	400	54	4
2019.3	MM-III	398	268	454	398	56	4
	合計	398	268	454	398	56	4
2019.9	MM-III	398	265	454	398	56	4
	合計	398	265	454	398	56	4

注) 「MM-III」はミニットマンIII・ICBMを、「PK」はピースキーパー・ICBMをそれぞれ意味する。

SLBM 発射機		配備 SLBM	非配備 SLBM	配備・非配備 SLBM 発射機	配備 SLBM 発射機	非配備 SLBM 発射機	実験用発射機
2012.9	Trident II	239	180	336	239	97	0
	合計	239	180	336	239	97	0
2013.3	Trident II	232	176	336	232	104	0
	合計	232	176	336	232	104	0
2013.9	Trident II	260	147	336	260	76	0
	合計	260	147	336	260	76	0
2014.3	Trident II	240	168	336	240	96	0
	合計	240	168	336	240	96	0
2014.9	Trident II	260	151	336	260	76	0
	合計	260	151	336	260	76	0
2015.3	Trident II	248	160	336	248	88	0
	合計	248	160	336	248	88	0
2015.9	Trident II	236	190	336	236	100	0
	合計	236	190	336	236	100	0
2016.3	Trident II	230	199	324	230	94	0
	合計	230	199	324	230	94	0
2016.9	Trident II	209	210	320	209	111	0
	合計	209	210	320	209	111	0
2017.3	Trident II	220	203	300	220	80	0
	合計	220	203	300	220	80	0
2017.9	Trident II	212	215	280	212	68	0
	合計	212	215	280	212	68	0
2018.2	Trident II	203	231	280	203	77	0
	合計	203	231	280	203	77	0
2019.3	Trident II	209	239	280	209	71	0
	合計	209	239	280	209	71	0
2019.9	Trident II	220	234	280	220	60	0
	合計	220	234	280	220	60	0

戦略爆撃機		配備 戦略爆撃機	非配備 戦略爆撃機	実験用 戦略爆撃機	非核装備 戦略爆撃機
2012.9	B-2A	10	10	1	0
	B-52G	30	0	0	0
	B-52H	78	13	2	0
	合計	118	23	3	0
2013.3	B-2A	10	10	1	0
	B-52G	24	0	0	0
	B-52H	77	14	2	0
	合計	111	24	3	0
2013.9	B-2A	11	9	1	0
	B-52G	12	0	0	0
	B-52H	78	12	2	0
	合計	101	21	3	0
2014.3	B-2A	11	9	1	0
	B-52H	78	11	2	0
	合計	89	20	3	0
2014.9	B-2A	10	10	1	0
	B-52H	77	12	2	0
	合計	87	22	3	0
2015.3	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	76	12	3	0
	合計	88	20	4	0
2015.9	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	73	15	2	0
	合計	85	23	3	0
2016.3	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	68	12	2	8
	合計	80	20	3	8
2016.9	B-2A	10	10	1	0
	B-52H	46	8	2	33
	合計	56	18	3	33
2017.3	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	36	10	2	41
	合計	48	18	3	41
2017.9	B-2A	11	9	1	0
	B-52H	38	8	2	41
	合計	49	17	3	41
2018.2	B-2A	13	7	1	0
	B-52H	36	10	2	41
	合計	49	17	3	41
2019.3	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	37	9	3	41
	合計	49	17	4	41
2019.9	B-2A	12	8	1	0
	B-52H	38	8	3	41
	合計	50	16	4	41

出典) U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, November 30, 2012, <http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, July 1, 2013, <http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm>; U.S. Department of State, <http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/211454.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, January 1, 2014, <http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm>; U.S. Department of State, <http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/21922.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, July 1, 2014, <http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/201216.htm>; U.S. Department of State, <http://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/228652.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, October 1, 2016, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/262624.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, January 1, 2017, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/2016/266384.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, July 1, 2017, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/272337.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, January 12, 2018, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/277439.htm>; U.S. Department of State, "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, July 6, 2018, <https://www.state.gov/t/avc/newstart/284121.htm>; "New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms," Fact Sheet, March 1, 2019, <https://www.state.gov/new-start-treaty-aggregate-numbers-of-strategic-offensive-arms/>.

## INF 条約

米国は 2014 年、初めて公式にロシアの INF 条約違反を指摘した。それ以来、米露は相互に他方の INF 条約違反を指摘し、批判してきた。米国が指摘してきたのは、ロシアが条約に違反する形で 9M729 地上発射巡航ミサイル (GLCM) の発射実験を実施し、配備を開始するとともに、その製造・配備数を増加させているという問題であった。これに対してロシアは、自国の条約違反を否定するとともに、弾道ミサイル防衛 (BMD) の迎撃ミサイルの飛翔実験で標的となるミサイルが中距離ミサイルと同様の性格を有していること、米国が製造する無人飛行機は条約の GLCM の定義によってカバーされるものであること、並びに東欧及び日本での配備が予定される地上型イージス (Aegis Ashore) BMD の Mk-41 発射システムは GLCM を発射する能力があることなどから、米国が INF 条約に違反していると主張してきた。米国は、BMD 用 Mk-41 には巡航ミサイル発射用とは異なる設定のものが用いられており、巡航ミサイルを発射できず、このため INF 条約に違反する

ものではないとして、ロシアの主張を否定している<sup>66</sup>。

2019 年 1 月 15 日、米露はジュネーブで INF 条約問題に関して協議したが、進展はなかった<sup>67</sup>。その翌週には、米国が CD でロシアに対して、9M729 及び発射機を検証可能な形で廃棄する必要があると主張した<sup>68</sup>。ロシアは 1 月 23 日に、9M729 を公開し、9M728 の改良型で最大射程距離は 480km であること、その最大射程距離について、製造段階でロケット部分に注入される燃料の量によって決定され、軍が変更を加えることはできないことなどから、INF 条約違反ではないことなどを説明した<sup>69</sup>。しかしながら、米国は、静的な展示によっては条約違反疑惑は解消できない (トンプソン国務次官) として、ロシアの展示及び説明を一蹴した<sup>70</sup>。

トランプ米大統領は 2018 年 10 月に INF 条約脱退の意向を表明していたが、その後の協議でも状況は打開されず、米国は 2 月 2 日、ロシアに対して条約からの脱退を正式に通告し、同時に条約義務の履行停止を宣言した<sup>71</sup>。条約の規定に基づき、通告か

<sup>66</sup> The U.S. Department of State, "INF Myth Busters: Pushing Back on Russian Propaganda Regarding the INF Treaty," Fact Sheet, July 30, 2019, <https://www.state.gov/inf-myth-busters-pushing-back-on-russian-propaganda-regarding-the-inf-treaty>.

<sup>67</sup> Vladimir Isachenkov, "Kremlin Calls Idea that Trump Worked for Moscow 'Absurd,'" *ABC News*, January 17, 2019, <https://abcnews.go.com/International/wireStory/russia-us-offer-inspect-controversial-weapon-60411901>.

<sup>68</sup> David Brennan, "U.S. Tells Russia to Destroy 'Illegal Missile' That Poses 'Potent and Direct Threat,'" *Newsweek*, January 21, 2019, <https://www.newsweek.com/russia-missile-us-inf-treaty-nuclear-donald-trump-robert-wood-disarmament-ssc-1299250>.

<sup>69</sup> Vladimir Isachenkov, "Russia Presents info on Missile US Says Violates Pact," *Star Tribune*, January 23, 2019, <http://www.startribune.com/russia-presents-info-on-missile-us-says-violates-pact/504739272/>.

<sup>70</sup> Neil MacFarquhar, "Russia Shows Off New Cruise Missile and Says It Abides by Landmark Treaty," *New York Times*, January 23, 2019, <https://www.nytimes.com/2019/01/23/world/europe/russia-inf-cruise-missile.html>.

<sup>71</sup> Michael R. Pompeo, "Remarks," Press Briefing Room, Washington, D.C., February 1, 2019, <https://www.state.gov/remarks-to-the-press-12/>.

ら6カ月後の8月2日、米国による脱退が発効し、これに伴い条約は失効した。

この間、ロシアは米国の脱退通告に対して、自国の条約違反を改めて否定し、米国の脱退を非難した<sup>72</sup>。3月4日にはプーチン大統領が条約の履行を停止するとの大統領令に署名した。さらに7月3日にはプーチン大統領がINF条約の効力を一時停止する法律に署名し、即日発効した。またプーチン大統領は、米国による脱退発効後の声明で、1つの締約国による脱退によって、INF条約は自動的に効力を失い、このため8月2日をもって条約はもはや存在しないと、そのすべての責任は米国にあると強調した<sup>73</sup>。また9月には、地上発射型中距離ミサイルの製造に着手する方針を表明すると同時に、米国が先行してミサイルを配備しない限り、ロシアはミサイルを配備することはないと述べた<sup>74</sup>。

米国による2019年2月の脱退通告に対して、NATOは、これを全面的に支持するとし、問題はロシアによる条約違反であるとの声明を発表した。同時に、NATOは軍縮や核不拡散の取組を維持し、「ロシアと

の建設的な関係を切望し続ける」と対話を重視する姿勢も示した<sup>75</sup>。また、プーチン大統領がINF条約の失効に際して、ロシアと米国・NATOによる地上発射中距離ミサイル配備のモラトリアムを提案したのに対して、NATOは、「ロシアは既に欧州向けのミサイルを配備しており、信用できない」とし、モラトリアムに応じない考えを示した<sup>76</sup>。なお、ストルテンベルグ (Jens Stoltenberg) 事務局長は、欧州へのミサイル配備の是非については明確にしていな一方、核弾頭を搭載する地上発射ミサイルを展開するつもりはないことを繰り返し明確に述べている<sup>77</sup>。

米国の公式の声明はロシアの不遵守疑惑に焦点を当てているが、多くの専門家は、INF条約に拘束されていない中国のミサイル兵器の増加に対する懸念が、トランプ政権の条約撤回決定のもう1つの重要な要因であると指摘している。

日本は、2月の米国による脱退通告に際して、菅義偉官房長官が記者会見で、「軍備管理、軍縮において歴史的役割を果たしてきたことから、今後、同条約が終了せざ

<sup>72</sup> “Russia Will Counter Destructive Steps on Arms Control—Foreign Ministry,” *Tass*, February 2, 2019, <http://tass.com/politics/1042945>.

<sup>73</sup> “Statement by the President of Russia on the Unilateral Withdrawal of the United States from the Treaty on the Elimination of Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles,” August 5, 2019, <http://en.kremlin.ru/events/president/news/61271>.

<sup>74</sup> Gabrielle Tétrault-Farber and Vladimir Soldatkin, “Putin Says Russia Will Make New Missiles, Warns of Arms Race,” *Reuters*, September 5, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-russia-forum-missiles/putin-says-russia-will-produce-new-missiles-after-demise-of-nuclear-pact-idUSKCN1VQ180>.

<sup>75</sup> NATO, “Statement on Russia’s Failure to Comply with the Intermediate-Range Nuclear Forces (INF) Treaty,” Issued by the North Atlantic Council, Brussels, February 1, 2019, [https://www.nato.int/cps/en/natohq/news\\_162996.htm](https://www.nato.int/cps/en/natohq/news_162996.htm).

<sup>76</sup> “Russia’s Proposed Moratorium on Missile Deployment ‘Not a Credible Offer,’ Says NATO,” *Tass*, September 26, 2019, <https://tass.com/defense/1079859>.

<sup>77</sup> “NATO Rules out New Missiles in Europe, Says It Does not Want Arms Race,” *Wionews*, February 15, 2019, <http://www.wionews.com/world/nato-rules-out-new-missiles-in-europe-says-it-does-not-want-arms-race-196965>.

るをえない状況は望ましくないが、米国が同条約の義務を停止する旨を発表するに至った問題意識は理解している」<sup>78</sup>と述べた。また、米国の脱退が発効した際には、同様の論点を繰り返すとともに、条約非締約国が中距離ミサイルを開発・配備している状況を考える必要があり、透明性の向上を含め、東アジアにおける軍備管理のあり方を議論する必要があると発言した<sup>79</sup>。

### 米露以外の核保有国

米露以外の核保有国では、フランスと英国が一方的核兵器削減措置を講じてきた。このうち英国は、運用可能な弾頭（operationally available warheads）の必要数を120発以下、2020年代半ばまでに核兵器ストックパイルを180発以下とするとしてきたが、2015年1月20日、トライデントD5・SLBMに搭載する核弾頭数を48から40に削減するとの2010年のコミットメントを完了し、実戦的に使用可能な弾頭数が120発になったと公表した<sup>80</sup>。フランスは、米露に新START延長及び後継条約に関する交渉などを求めたが、自国によるさらなる削減については言及していない<sup>81</sup>。

5 核兵器国の中で核兵器の配備数や保有数あるいは削減計画などの具体的な姿を全く公表していないのが中国である。中国は、国家安全保障に必要な最小限のレベルの核兵器を保有していると繰り返し述べ、民間研究機関などの分析でも核戦力を急速に増加させているわけではないとの見方が主流である。他方、少なくとも現状では、中国は核兵器の削減には着手しておらず、質的側面での能力向上も続いていると見られる。

中国は2019年NPT準備委員会でも、最大の核戦力を保有する国が大幅な削減を検証可能かつ不可逆的で法的拘束力のある形で行うことが、他の核兵器国が核軍縮の多国間交渉に参加する必要条件だという従来からの主張を繰り返した<sup>82</sup>。また中国はしばしば、他の核兵器国の核戦力が中国と同レベルになれば、中国は多国間交渉に参加するとも発言してきた<sup>83</sup>。

その中国に対して、米国はINF条約脱退問題及び新START延長問題に際して、ロシアとともに新たな核軍備管理に関する議論に参加すべきだと主張した<sup>84</sup>。また、ドイツのメルケル首相も、INF条約終了後の国際的な軍縮交渉に参加するよう中国に求

<sup>78</sup> “Japan Reluctantly Endorses ‘Undesirable’ U.S. Exit from INF Nuclear Arms Pact with Russia,” *Kyodo*, February 4, 2019, <https://www.japantimes.co.jp/news/2019/02/04/national/politics-diplomacy/japan-reluctantly-endorses-undesirable-u-s-exit-inf-nuclear-arms-pact-russia/#.XWnoV5P7RnY>.

<sup>79</sup> “Press Conference by the Chief Cabinet Secretary,” August 2, 2019, [https://japan.kantei.go.jp/tyoukanpress/201908/2\\_a.html](https://japan.kantei.go.jp/tyoukanpress/201908/2_a.html). (in Japanese)

<sup>80</sup> “UK Downsizes Its Nuclear Arsenal,” *Arms Control Today*, Vol. 45, No. 2 (March 2015), [http://www.armscontrol.org/ACT/2015\\_03/News-Brief/UK-Downsized-Its-Nuclear-Arsenal](http://www.armscontrol.org/ACT/2015_03/News-Brief/UK-Downsized-Its-Nuclear-Arsenal).

<sup>81</sup> “Statement by France,” Cluster 2, 2019 NPT PrepCom, May 2, 2019.

<sup>82</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP40, April 26, 2019.

<sup>83</sup> “China Has No Plans to Join Russia-US Disarmament Talks,” *Tasnim News Agency*, November 8, 2019, <https://www.tasnimnews.com/en/news/2019/11/08/2135956/china-has-no-plans-to-join-russia-us-disarmament-talks>.

<sup>84</sup> “Statement by the United States,” General Debate, UNGA, October 10, 2019などを参照。

めた<sup>85</sup>。さらに、河野太郎外務大臣も、INF 条約失効後に中国を含む国連安保理常任理事国 5 カ国が新たな軍縮の枠組みを議論するよう促した<sup>86</sup>。

しかしながら、中国は現時点での核軍備管理交渉への参加に強く反対している。中国外務省の耿爽（Geng Shuang）副報道局長は記者会見で、「INF 条約の多国間化は、政治的、軍事的及び法的分野をカバーする複雑な問題が関係し、多くの国の懸念を招いている。中国は、この条約の多国間化に反対する」と明確に述べた<sup>87</sup>。また5月には、米露に比べて中国は核兵器の量が少なく「安全保障に必要な最低水準を維持して」おり、「中国はいかなる 3 カ国間の核軍縮協定協議にも参加しない」と明言した<sup>88</sup>。上述のドイツの主張に対しては、「中国は（核兵器を）厳格に防御的必要性に従って能力を開発しており、いかなる者に対しても脅威をもたらしていない。このため、INF 条約の多国間化に反対する」と反論した<sup>89</sup>。また、河野外務大臣の発言に対しても、「条約が多国間化されれば、複雑な政治的、軍事的及び法的問題の全般に影響を

与えるであろう。…中国側は同意しない」と述べた<sup>90</sup>。

インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の状況はいずれも明確ではないが、少なくとも核兵器（能力）の削減を実施あるいは計画しているとの発言や分析は見られない。

## B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画

核兵器の一層の削減に関する新たな具体的計画・構想を 2019 年に明らかにした核保有国はなかった。上述のように、米露間で戦略・非戦略核戦力の一層の削減に関する協議が進展することもなかった。また、中国、フランス及び英国は、多国間の核兵器削減プロセスの開始には、まず米露が核兵器を一層大幅に削減すべきだとの立場を変えていない。南アジアでは、パキスタンが、インドが核兵器を放棄すれば自国も同様に放棄すると述べるにとどまる。北朝鮮は後述するように、南北及び米朝首脳会談で「朝鮮半島の非核化に向けた作業」を約束したが、核兵器の削減に関する具体的な

<sup>85</sup> Robin Emmott, "China Rebuffs Germany's Call for U.S. Missile Deal with Russia," *Reuters*, February 17, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-germany-security-china/china-rebuffs-germanys-call-for-u-s-missile-deal-with-russia-idUSKCN1Q50NZ?il=0>.

<sup>86</sup> "China Does Not Support Creation of New Multilateral Deal Replacing INF Treaty," *Sputnik News*, July 30, 2019, <https://sputniknews.com/world/201907301076404441-beijing-says-does-not-support-creation-of-new-multilateral-deal-replacing-inf-treaty/>.

<sup>87</sup> "Foreign Ministry Spokesperson Geng Shuang's Remarks on the US Suspending INF Treaty Obligations and Beginning Withdrawal Process," Ministry of Foreign Affairs of China, February 2, 2019, [https://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_eng/xwfw\\_665399/s2510\\_665401/2535\\_665405/t1635268.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/2535_665405/t1635268.shtml).

<sup>88</sup> "Foreign Ministry Spokesperson Geng Shuang's Regular Press Conference," May 6, 2019, [https://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_eng/xwfw\\_665399/s2510\\_665401/2511\\_665403/t1661163.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/2511_665403/t1661163.shtml).

<sup>89</sup> Emmott, "China Rebuffs Germany's Call for U.S. Missile Deal with Russia"; "Merkel Urges China to Join Disarmament Efforts," *Fox News*, February 16, 2019, <https://www.foxnews.com/world/merkel-urges-china-to-join-disarmament-efforts>.

<sup>90</sup> "China Does Not Support Creation of New Multilateral Deal Replacing INF Treaty."

計画は示しておらず、また「非核化」が何を意味するかも明確にはしていない。

### C) 核兵器能力の強化・近代化の動向

核保有国は、核軍縮に関するコミットメントを繰り返す一方で、核兵器能力の強化や近代化を継続してきた。

#### 中国

中国は核戦力の開発・配備の状況について一切公表していないが、その近代化を積極的に推進してきた。2019年10月の軍事パレードでは、射程距離1万5,000kmで1基に10個の核弾頭を搭載可能な移動式複数個別誘導弾頭（MIRV）化大陸間弾道ミサイル（ICBM）のDF-41を「我が国の戦略核兵器の重要な柱」と紹介した。この軍事パレードでは、ICBMのDF-5BやDF-31AG・ICBM、中距離弾道ミサイルで対艦攻撃能力も持つとされるDF-26、戦略爆撃機のH-6KやH-6N、SLBMのJL-2、さらには巡航ミサイルのDF-100、並びに極超音速滑空飛翔体のDF-ZF（2014年以降、9回の実験が行われている）を搭載するDF-17なども公開した<sup>91</sup>。

米国防総省が発表した中国の軍事力に関する2019年の報告書では、中国のICBM・

発射基を90基、またDF-26を含む中距離弾道ミサイル（IRBM）は大幅に増加して発射基が80基、ミサイルが80～160基との見積もりが明らかにされた<sup>92</sup>。また中国は、4隻の晋級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）（Type 094）が運用状態に、また2隻が建造中であること、次世代SSBN（Type 096）は2020年代初頭に建造開始が見込まれ、後継のJL-3・SLBM（射程9,000km）が搭載されると報じられていることなどが記載された<sup>93</sup>。そのJL-3は12月末に発射実験が実施されたと報じられた。2月に公表された米議会の米中経済安全保障調査委員会の報告書によれば、保有する2,000発以上のミサイルのうち、95%がINF条約下で禁止対象の中距離ミサイル（このうち射程1,000km以上のミサイルは400～600基程度）だとされる<sup>94</sup>。

中国はロシアとの関係を深めており、10月にはプーチン大統領が、ロシアがミサイル攻撃警戒システムの構築について中国を支援していると発言した<sup>95</sup>。

#### フランス

オランド（François Hollande）大統領（当時）は2015年2月の核政策に関する演説で、自国の核抑止力が3セットの

<sup>91</sup> Hans M. Kristensen, "Military Might Takes Center Stage at Chinese 70-Year Anniversary Parade," Federation of American Scientists, October 1, 2019, <https://fas.org/blogs/security/2019/10/china-military-parade/>などを参照。

<sup>92</sup> Office of the Secretary of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2019*, May 2019, p. 117.

<sup>93</sup> Ibid., p. 66.

<sup>94</sup> Jacob Stokes, "China's Missile Program and U.S. Withdrawal from the Intermediate-Range Nuclear Forces (INF) Treaty," Staff Research Report, U.S.-China Economic and Security Review Commission, February 4, 2018, p. 3, [https://www.uscc.gov/sites/default/files/Research/China%20and%20INF\\_0.pdf](https://www.uscc.gov/sites/default/files/Research/China%20and%20INF_0.pdf).

<sup>95</sup> Daria Litvinova, "Russia is Helping China Build a New Missile Attack Warning System, Putin Says," *CBS news*, October 4, 2019. <https://www.cbsnews.com/news/russia-to-help-china-build-new-missile-attack-warning-system-vladimir-putin-says-today-2019-10-04/>.

SLBM16基（計48基）、及び中距離空対地ミサイル54基で構成されていると公表した<sup>96</sup>。

フランスは、4隻のル・トリオンファン級SSBNに搭載するSLBMを2016年までにM45からM-51（射程8,000km）に転換した。2017年12月には、そのアップグレード版であるM51.2（新型の核弾頭を搭載）の運用も開始され、2020年までにすべてのSSBNに搭載される予定である。2025年までに、M51.3の開発完了が計画され、射程延長及び命中精度向上のため新型のミサイル第3段が組み込まれる<sup>97</sup>。また、フランスは、空対地中距離巡航ミサイル（ASMPT）の後継としてASN4Gの設計開発を開始し、2035年の導入を計画している<sup>98</sup>。

### ロシア

ロシアは、対米核抑止力の維持を主眼としつつ、冷戦期に建造された核戦力の更新

をはじめとして様々な運搬手段の開発・配備を積極的に推進してきた。2018年1月にはショイグ（Sergei Shoigu）国防相が、2021年までにロシアの核戦力の90%が最先端兵器となると述べ<sup>99</sup>、同年12月の時点では戦略核戦力については82%に到達したと報告した<sup>100</sup>。

ICBMについては、移動式・固定式RS-24（Yars）の配備が進んでいる。また、1基に10～16発の核弾頭を搭載可能なRS-28（Sarmat）の実験が繰り返されている。2020年末までに実験段階を完了し、2021年までにSS-18からの転換が開始されると見込まれている<sup>101</sup>。海洋配備の核戦力については、ボレイ級SSBNへの転換が始まり、3隻が就役し、5隻が建造中である<sup>102</sup>。また10月末には、新型のボレイA・SSBNから初のSLBM発射実験が行われた<sup>103</sup>。

動向がより注目されたのが、新型の核運搬手段の開発動向である<sup>104</sup>。まず、アバン

<sup>96</sup> François Hollande, “Nuclear Deterrence—Visit to the Strategic Air Forces,” February 19, 2015, <http://basedoc.diplomatie.gouv.fr/vues/Kiosque/FranceDiplomatie/kiosque.php?fichier=baen2015-02-23.html#Chapitre1>.

<sup>97</sup> Hans M. Kristensen and Matt Korda, “French Nuclear Forces, 2019,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 75, No. 1 (2019), p. 52.

<sup>98</sup> Ibid., p. 53.

<sup>99</sup> “Defense Chief Sets Sights on Beefing Up Russia’s Nuclear Triad with Advanced Weaponry,” *Tass*, January 10, 2018, <http://tass.com/defense/984435>.

<sup>100</sup> Russian Ministry of Defense, “Supreme Commander-in-Chief of the Russian Federation Attends Extended Session of the Russian Defence Ministry Board Session,” December 18, 2018, [http://eng.mil.ru/en/news\\_page/country/more.htm?id=12208613@egNews](http://eng.mil.ru/en/news_page/country/more.htm?id=12208613@egNews).

<sup>101</sup> Hans M. Kristensen and Matt Korda, “Russian Nuclear Forces, 2019,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 75, No. 2 (2019), p. 77; David Brennan, “Russia’s ‘Invulnerable’ Satan 2 Nuclear Missile will be Ready to Fire by the End of 2020, Space Agency Official Says,” *Newsweek*, July 8, 2019, <https://www.newsweek.com/russia-satan-2-nuclear-missile-rs-28-sarmat-ready-fire-2020-1447994>.

<sup>102</sup> Kristensen and Korda, “Russian Nuclear Forces, 2019,” p. 78.

<sup>103</sup> Thomas Nilsen, “Bulava Ballistic Missile Launch from Brand New Strategic Sub in White Sea,” *Barents Observer*, October 30, 2019, <https://thebarentsobserver.com/en/security/2019/10/bulava-ballistic-missile-launch-brand-new-strategic-sub-white-sea>.

<sup>104</sup> ロシアが開発する新型ミサイルの動向については、Jill Hruby, “Russia’s New Nuclear Weapon Delivery Systems: An Open-Source Technical Review,” Nuclear Threat Initiative, November 2019なども参照。

ガルド極超音速滑空飛翔体（射程は少なくとも5,500km以上）はマッハ20で飛翔し、高い機動性を有するため、弾道ミサイル防衛による迎撃が困難だとされる。2018年12月に発射実験を実施した後、ロシアは2019年末に初めて実戦配備したと発表した<sup>105</sup>。また、原子力推進で射程10,000km以上の長距離核魚雷・Status-6の動向も注目されている<sup>106</sup>。敵の沿岸近くで高出力の核弾頭を爆発させ、放射能を帯びた海水及びデブリの津波を作り出し、沿岸近くの港湾、都市及び経済インフラなどに深刻な放射能汚染を引き起こして何世代にもわたって居住不能にすることを意図したものだと言われる<sup>107</sup>。2019年1月には、近年中に32基を配備すると報じられている<sup>108</sup>。他方、プーチン大統領が2018年3月の演説で言及したSSC-X-9（スカイフォール）原子力推進巡航ミサイルは、開発に難航していると見られている

<sup>109</sup>。2019年8月に発生したロシア軍の実験場（アルハンゲリスク州セベロドビンスク近郊）における爆発事故では、直後に周辺地域で放射線量の上昇が観測されたと報じられた。ロシア国営原子力企業のロスアトムは「ミサイルを構成する放射性同位体の動力源」に関わる実験中に事故が起きたと説明したが、原子力推進エンジンとの関連が指摘された<sup>110</sup>。

INF 条約失効で注目される地上発射中距離ミサイルに関しては、ロシアが9M729をすでに4個大隊（100基程度）を配備していると報じられた<sup>111</sup>。ロシアはその正否を明らかにしていない。他方、ロシアは9M729がINF条約に違反するミサイルではないとして、米国やNATOが求める廃棄には応じないと明言した<sup>112</sup>。またロシアは、INF条約が失効すれば、ロシアは2年以内に新型の地上発射中距離ミサイル—艦船搭

<sup>105</sup> Kristensen and Korda, "Russian Nuclear Forces, 2019," p. 77; Brennan, "Russia's 'Invulnerable' Satan 2 Nuclear Missile."

<sup>106</sup> "Is Russia Working on a Massive Dirty Bomb," *Russian Strategic Nuclear Forces*, November 10, 2015, [http://russianforces.org/blog/2015/11/is\\_russia\\_working\\_on\\_a\\_massive.shtm](http://russianforces.org/blog/2015/11/is_russia_working_on_a_massive.shtm).

<sup>107</sup> Kyle Mizokami, "How Can We Stop Russia's Apocalypse Nuke Torpedo?" *National Interest*, August 17, 2018, <https://www.popularmechanics.com/military/weapons/a22749605/how-can-we-stop-russias-apocalypse-nuke-torpedo/>.

<sup>108</sup> Franz-Stefan Gady, "Russia to Deploy Over 30 Nuclear-Capable 'Poseidon' Underwater Drones," *Diplomat*, January 14, 2019, <https://thediplomat.com/2019/01/russia-to-deploy-over-30-nuclear-capable-poseidon-under-water-drones/>.

<sup>109</sup> "Russia's Nuclear Cruise Missile is Struggling to Take Off, Imagery Suggests," *NPR*, September 25, 2018, <https://www.npr.org/2018/09/25/649646815/russias-nuclear-cruise-missile-is-struggling-to-takeoff-imagery-suggests>.

<sup>110</sup> Thomas Nilsen, "Rosatom Says Five Employees Killed in Blast While Testing Isotope and Liquid Propellant Engine," *Barents Observer*, August 10, 2019, <https://thebarentsobserver.com/en/security/2019/08/latest-rosatom-says-five-employees-killed-blast-while-testing-isotope-and-liquid>.

<sup>111</sup> Michael R. Gordon, "On Brink of Arms Treaty Exit, U.S. Finds More Offending Russian Missiles," *Wall Street Journal*, January 31, 2019, <https://www.wsj.com/articles/on-brink-of-arms-treaty-exit-u-s-finds-more-offending-russian-missiles-11548980645>; "Russia Has Deployed More Medium-Range Cruise Missiles Than Previously Thought," *Radio Free Europe*, February 10, 2019, <https://www.rferl.org/a/report-russia-has-deployed-more-medium-range-cruise-missiles-than-previously-thought/29761868.html>.

<sup>112</sup> "Russia Says it Won't Destroy Missiles U.S. Claims Break INF Treaty," *Moscow Times*, March 19, 2019, <https://www.themoscowtimes.com/2019/03/19/russia-says-it-wont-destroy-missiles-us-claims-break-inf-treaty-a64864>.

載用のカリブル (Kalibr) 巡航ミサイルの地上発射型、あるいは長射程の地上配備極超音速巡航ミサイルなどを開発する必要があるとしている<sup>113</sup>。

### 英国

英国は2017年10月、既存のヴァンガード級SSBNに替わる4隻の新型ドレッドノート級SSBNの建造を開始した。このプロジェクトには310億ポンドの予算が計上され、新型SSBNの一番艦は2030年代初頭の就役が予定されているが、技術的問題により建造には遅れが生じている。また、建造費の増加により、英国軍の装備調達費を今後、逼迫させることになる可能性も指摘されている<sup>114</sup>。これと並行して、英国は米国が実施しているトライデントII・D5ミサイル寿命延長プログラムに参加している。また、弾頭の転換に関する英国の決定は2019～2020年まで先送りされていると報じられた<sup>115</sup>。

### 米国

冷戦期に配備が開始された米国の戦略運搬手段の更新時期が近づいており、後継となるICBM、SSBN及び戦略爆撃機（並びにこれに搭載される空中発射巡航ミサイル(LRSO)）の開発が検討されてきた<sup>116</sup>。2018年2月に公表された核態勢見直し(NPR)では、前政権までの以下のような計画を踏襲する方針が示された<sup>117</sup>。

- コロンビア級SSBNを12隻建造し、その一番艦を2031年に運用開始
- 450基のミニットマンIII・ICBMを400基のGBSD(新型ICBM)に転換
- B-21次世代戦略爆撃機、及びこれに搭載されるLRSOを開発・配備

また、NPR2018では非戦略核戦力の強化策として、短期的には少数の既存のSLBMに低威力核弾頭を搭載すること、また長期的には核兵器搭載可能な潜水艦発射巡航ミサイル(SLCM)の取得を追求することを明らかにした<sup>118</sup>。このうちSLBM用低威力核弾頭(W76-2、爆発威力は約5kt)は、2019年1月に1発目がテキサス州パンテックス(Pantex)の生産工場で作成し<sup>119</sup>、

<sup>113</sup> “Russia to Develop New Missile Systems in 2 Years after Treaty Pullout,” *AFP*, February 5, 2019, <https://www.egyptindependent.com/russia-to-develop-new-missile-systems-in-2-years-after-treaty-pullout>.

<sup>114</sup> Paris Gourtsoyannis, “Cost of Trident ‘Could Sink Mod Budget,’” *The Scotsman*, January 3, 2019, <https://www.scotsman.com/news/politics/cost-of-trident-could-sink-mod-budget-1-4851198>.

<sup>115</sup> Claire Mills and Noel Dempsey, “Replacing the UK’s Nuclear Deterrent: Progress of the Dreadnought Class,” U.K. Parliament, House of Commons Briefing Paper, June 19, 2017.

<sup>116</sup> 米国による核兵器能力の近代化については、Amy F. Woolf, “U.S. Strategic Nuclear Forces: Background, Developments, and Issues,” *CRS Report*, March 6, 2018, pp. 9-41; “U.S. Nuclear Modernization Program,” Fact Sheet and Brief, Arms Control Association, August 2018, <https://www.armscontrol.org/factsheets/USNuclearModernization>などを参照。

<sup>117</sup> The U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review 2018*, February 2018, pp. 48-51.

<sup>118</sup> *Ibid.*, pp. 54-55.

<sup>119</sup> Julian Borger, “US Nuclear Weapons: First Low-Yield Warheads Roll off the Production Line,” *Guardian*, January 28, 2019, <https://www.theguardian.com/world/2019/jan/28/us-nuclear-weapons-first-low-yield-warheads-roll-off-the-production-line>.

2月には国家核安全保障局（NNSA）より第一ロット生産完了が報告された<sup>120</sup>。

INF条約脱退後の動向としては、脱退成立直後の8月19日に地上発射巡航ミサイル（トマホーク海洋発射巡航ミサイルの地上発射型）の発射実験を実施した。発射実験で使用された垂直発射システムのMk41については、BMDの迎撃ミサイル発射システムとは異なる構造（configuration）であるとした<sup>121</sup>。また12月には通常弾頭搭載用地上発射IRBMのプロトタイプの発射実験が行われ、500km以上飛行した後に公海上に着水した。国防総省はIRBMについて、5年以内の配備は見込んでいないとしている<sup>122</sup>。なお、米議会は国防授權法で、2020会計年度には地上発射中距離ミサイルの購入・配備に支出することを禁止することで合意した<sup>123</sup>。

## インド

インドは引き続き、「戦略核の三本柱」の構築に向けて精力的にそれらの開発を推進している。開発中のアグニ 5・移動式ICBMは、2018年1月、5月及び12月に発射実験が実施された<sup>124</sup>。またインドは、射程8,000～10,000kmのアグニ 6・ICBMも開発している。SSBNに関しては、2017年11月に2隻目が進水し、インドはより大型の原子力潜水艦を建造する計画も有している<sup>125</sup>。2018年11月には、最初の原子力潜水艦が「抑止パトロール」を完了したことを明らかにした<sup>126</sup>。SSBNに搭載されるSLBM—射程700kmのK-15及び射程3,000kmのK-4—も開発中である。

## イスラエル

イスラエルは、ジェリコ3・IRBM（射程距離4,800～6,500km）を開発してきたと見られるが、配備の有無は不明である。核弾

<sup>120</sup> NNSA, "NNSA Completes First Production Unit of Modified Warhead," February 25, 2019, <https://www.energy.gov/nnsa/articles/nnsa-completes-first-production-unit-modified-warhead>.

<sup>121</sup> Aaron Mehta, "Watch the Pentagon Test Its First Land-Based Cruise Missile in a Post-INF Treaty World," *Defense News*, August 19, 2019, <https://www.defensenews.com/pentagon/2019/08/19/pentagon-tests-first-land-based-cruise-missile-in-a-post-inf-treaty-world/>.

<sup>122</sup> Robert Burns, "US Plans Tests This Year of Long-Banned Types of Missiles," *Associated Press*, March 13, 2019, <https://www.apnews.com/ea243a96bc254378ba92f1e3e8761389>.

<sup>123</sup> Theresa Hitchens, "Congress Stalls INF-Busting Missiles & Nuke Treaty Withdrawal," *Breaking Defense*, December 11, 2019, <https://breakingdefense.com/2019/12/congress-stalls-inf-busting-missiles-nuke-treaty-withdrawal>.

<sup>124</sup> Dinakar Peri, "India Successfully Test-Fires Nuclear-Capable Agni-5," *The Hindu*, June 4, 2018, <http://www.thehindu.com/news/national/india-successfully-test-fires-nuclear-capable-agni-5/article24071775.ece>; "India Successfully Test-Fires Nuclear-Capable Agni-5 Missile," *The Time of India*, December 10, 2018, <https://timesofindia.indiatimes.com/india/india-successfully-test-fires-nuclear-capable-agni-5-missile/articleshow/67025807.cms>.

<sup>125</sup> Franz-Stefan Gady, "India Launches Second Ballistic Missile Sub," *Diplomat*, December 13, 2017, <https://the-diplomat.com/2017/12/india-launches-second-ballistic-missile-sub/>; Dinakar Peri and Josy Joseph, "A Bigger Nuclear Submarine is Coming," *The Hindu*, October 15, 2017, <http://www.thehindu.com/news/national/a-bigger-nuclear-submarine-is-coming/article19862549.ece>.

<sup>126</sup> "India Says Nuclear Submarine Makes First Patrol, Modi Warns Against 'Misadventure,'" *Reuters*, November 5, 2018, <https://www.reuters.com/article/us-india-submarine/india-says-nuclear-submarinemakes-first-patrol-modi-warns-against-misadventure-idUSKCN1N11HK>.

頭搭載可能な SLCM の配備も伝えられ、2017年10月にはこれを搭載可能なドルフィン級潜水艦3隻をドイツから新たに購入するとの契約を締結したと発表した（現有5隻）<sup>127</sup>。

### パキスタン

パキスタン<sup>128</sup>は、対印抑止力の構築を主眼として、核弾頭搭載可能な短距離及び中距離ミサイルの開発・配備に注力してきた。2019年1月には短距離弾道ミサイル Nasr の発射実験を複数回実施した<sup>129</sup>。また5月には、シャheen 2・MRBM の発射実験を実施した<sup>130</sup>。

コーツ（Dan Coats）米情報局長官は2018年2月の上院情報委員会公聴会で、「パキスタンは、核兵器の製造、並びに短距離戦術兵器、海洋配備巡航ミサイル、空中発射巡航ミサイル及び長距離弾道ミサイルを含む新型核兵器の開発を継続している。これら新型核兵器は、地域におけるエスカレーションの力学及び安全保障に新たなリスクをもたらしている」とした<sup>131</sup>。

### 北朝鮮

北朝鮮は核兵器及びその運搬手段である弾道ミサイルの開発・実験を活発に展開していたが、2018年に入ると一転して平和攻勢に転じた。金正恩（Kim Jong-un）朝鮮労働党委員長は2019年1月の新年の辞で、前年からの核・ミサイル実験停止を継続すること、さらに核兵器の「生産・実験・使用・拡散」をしないことを言明した。実際に、2019年には核爆発実験、及び中・長距離弾道ミサイルの発射実験を実施しなかった。しかしながら、北朝鮮は2019年に短距離弾道ミサイルや多連装ロケットを少なくとも10回（計20発）以上発射した。また、北朝鮮の核・ミサイル活動は、完全に凍結されたわけではないと見られ、以下のような動向が報じられた。

- 米国の情報機関は、北朝鮮が2018年の米朝首脳会談後、新たに12発の核兵器を製造したと見積もっている<sup>132</sup>。
- 寧辺（ニョンピョン）近郊のウラン濃縮施設が稼働している可能性がある<sup>133</sup>。また、寧辺以外の場所にウラン濃縮施

<sup>127</sup> "Israel Signs MoU to Purchase Dolphin-class Submarines from Germany," *Naval Technology*, October 25, 2017, <https://www.naval-technology.com/news/newsisrael-signs-mou-to-purchase-dolphin-classsubmarines-from-germany-5956187/>.

<sup>128</sup> パキスタンの核戦力に関しては、Hans M. Kristensen, Robert S. Norris and Julia Diamond, "Pakistani Nuclear Forces, 2018," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 74, No. 5 (2018), pp. 348-358.

<sup>129</sup> "Pakistan Launches NASR Missile Again to Counter Indian Cold Start Doctrine," *EurAsian Times*, February 1, 2019, <https://eurasianimes.com/pakistan-launches-nasr-missile-again-to-counter-indian-cold-start-doctrine/>.

<sup>130</sup> Asad Hashim, "Pakistan Military Says It Test-Fired Ballistic Missile Shaheen-II," *Aljazeera*, March 29, 2019, <https://www.aljazeera.com/news/2019/05/pakistan-military-test-fired-ballistic-missile-shaheen-ii-190523080246734.html>.

<sup>131</sup> Daniel R. Coats, "Worldwide Threat Assessment of the US Intelligence Community," February 13, 2018.

<sup>132</sup> Sharon Shi and Clément Bürge, "While Trump and Kim Talk, North Korea Appears to Expand Its Nuclear Arsenal," *Wall Street Journal*, July 27 2019, [https://www.wsj.com/articles/while-trump-and-kim-talk-north-korea-appears-to-expand-its-nuclear-arsenal-11564059627?reflink=share\\_mobilewebshare](https://www.wsj.com/articles/while-trump-and-kim-talk-north-korea-appears-to-expand-its-nuclear-arsenal-11564059627?reflink=share_mobilewebshare).

<sup>133</sup> Frank V. Pabian and Jack Liu, "North Korea's Yongbyon Nuclear Facilities: Well Maintained But Showing Limited Operations," *38 North*, January 9, 2019, <https://www.38north.org/2019/01/yongbyon010919/>.

- 設が維持されている可能性がある<sup>134</sup>。
- 天野之弥 IAEA 事務局長（当時）は 2019 年 3 月の理事会の冒頭で、実験用軽水炉の建設が続いていると見られること、ウラン濃縮施設が稼働している兆候が見られることなどを報告した<sup>135</sup>。
  - 東倉里（トンチャンニ）のミサイル関連施設の復旧が完了し、稼働可能な状態になった可能性があるとの分析が報告された<sup>136</sup>。
  - 新浦（シンポ）の造船所で新型潜水艦の建造を継続していると見られ<sup>137</sup>、9 月には SLBM「北極星 3（Pukguksong-3）」の発射実験を実施した<sup>138</sup>。
  - 朝鮮中央通信は、同国の西海（ソヘ）衛星発射場で 12 月 7 日に「極めて重要な実験」に成功し、この実験は「遠くならず北朝鮮の戦略的地位を変えるだろう」と報じた<sup>139</sup>。この実験について、民間の研究機関は液体燃料ロケットエンジンの燃焼実験だったとの見方を示した<sup>140</sup>。北朝鮮は同月 14 日にも、同じ

西海衛星発射場で「重大な実験」を行ったと発表し、国防科学院の談話では、「国防科学の研究成果は、わが国の戦略的核戦争抑止力を一層強化するために適用されるだろう」とした<sup>141</sup>。

## (5) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

### A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状

2010 年代後半になり、大国間競争及び地政学的競争が顕在化するなかで、核抑止政策や核ドクトリンの顕著な修正・変更として具現化しているとまでは言えないものの、核保有国は国家安全保障における核兵器の役割及び重要性を再認識してきている。

2019 年に注目を集めたのは、米国の統合参謀本部が 6 月にウェブサイトで公開し、その直後に削除した核指針文書「核作戦」

<sup>134</sup> 「北朝鮮のウラン施設、最大 10 カ所 米韓当局が分析か」『朝日新聞』2019 年 1 月 22 日、<https://www.asahi.com/articles/ASM1P52X8M1PUHBI01F.html>。

<sup>135</sup> Yukiya Amano, “IAEA Director General’s Introductory Statement to the Board of Governors,” March 4, 2019, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-4-March-2019>.

<sup>136</sup> Jack Liu, Irv Buck and Jenny Town, “North Korea’s Sohae Satellite Launch Facility: Normal Operations May Have Resumed,” *38 North*, March 7, 2019, <https://www.38north.org/2019/03/sohae030719/>.

<sup>137</sup> “North Korea’s Sinpo South Shipyard: Submarine Shipbuilding Continuing at Slow Pace,” *North 38*, April 12, 2019, <https://www.38north.org/2019/04/sinpo041219/>; Joseph Bermudez and Victor Cha, “Sinpo South Shipyard: Construction of a New Ballistic Missile Submarine?” *Beyond Parallel*, August 28, 2019.

<sup>138</sup> Helen Regan, Will Ripley, Ryan Browne and Jake Kwon, “North Korea Says it Test Fired a New Type of Submarine-Launched Ballistic Missile,” *CNN*, October 3, 2019, <https://edition.cnn.com/2019/10/02/asia/north-korea-missile-launch-intl-hnk/index.html>.

<sup>139</sup> “Statement of Spokesman for Academy of National Defence Science Issued,” *KNCA*, December 8, 2019, <http://www.kcna.co.jp/item/2019/201912/news08/20191208-04ee.html>.

<sup>140</sup> Vann H. van Diepen, “Resumed North Korean ICBM Testing: Possible Technical Objectives,” *38 North*, December 9, 2019, <https://www.38north.org/2019/12/vvandiepen120919/>.

<sup>141</sup> “Spokesman for Academy of Defence Science of DPRK Issues Statement,” *KCNA*, December 14, 2019, <http://www.kcna.co.jp/item/2019/201912/news14/20191214-05ee.html>.

である<sup>142</sup>。この文書では、必ずしも米国の核戦略・政策の大幅な変更が打ち出されたわけではない。他方で、核抑止の信頼性を強化するという理由でなされた以下のような記述から、米国が核兵器使用の敷居を下げているのではないか、あるいは核戦争遂行を企図しているのではないかとの懸念も指摘された<sup>143</sup>。

- 核兵器の使用は、決定的な結果と戦略的安定の回復の条件を創出し得る。とりわけ、核兵器の使用は戦闘の範囲を根本的に変え、司令官が紛争でいかに勝利するかに影響を与える条件を創出するであろう (p. III-3)。
- おそらく、核紛争において統合部隊が直面する最大の、またほとんど理解されていない挑戦は、核爆発後の放射線環境下でいかに作戦を遂行するかということである。核の戦場の特別な物理的・心理的危険や心理的影響の知識は、そうした危険や影響に対処するための指導や訓練と相まって、作戦を成功裏に遂行するための地上軍の能力を大きく向上させる (p. V-2)。
- 陸上部隊及び特殊作戦部隊は、核爆発後の放射線環境下においてもすべての作戦を遂行する能力を持たなければならない (p. V-3)。

また、この文書には、「私の推測では、核兵器は今後 100 年のうちに使用されるだ

ろうが、その使用は、広範囲で制約のないものというよりも、はるかに小規模で限定的なものである可能性が高い」という、米国の核戦略家のカーン (Herman Kahn) が 1970~80 年代に記した一文が引用されており、米国がそうした核兵器の使用を強く意識していることを示唆している。

ロシアは 2010 年代半ば以降、より直截的な核の威嚇をたびたび行ってきた。2019 年 2 月の年次教書演説でもプーチン大統領は、米国との高まる緊張関係によって「1960 年代のキューバミサイル危機のレベルにまで対立が高まる理由にはならない」ものの、「誰かが望むのであれば、受けて立つ。… (ミサイルの飛行時間の) 秒読みをさせよう」と発言した。また、2 月の米国による INF 条約脱退通告に対して、プーチン大統領は、米国が欧州に中距離ミサイルを再配備することは、「同様の、あるいは非対称な行動措置をロシアに強いるもの」であり、「直接的に脅威をもたらす場所だけでなく、我々に脅威を与えるミサイルシステム的意思決定センターを含む場所に対しても使用可能な兵器を作り出し、配備することを強いられるであろう」とも発言した<sup>144</sup>。ロシアは 10 月に定例の戦略兵器運用演習「グロム 2019」を実施し、計 16 基の戦略ミサイルの発射が計画された (2017 年の演習では 4 基)<sup>145</sup>。

<sup>142</sup> Joint Chiefs of Staff, "Joint Publication 3-72: Nuclear Operations," June 11, 2019.

<sup>143</sup> たとえば以下を参照。太田昌克「先鋭化するトランプ核戦略」『世界』2019年9月、153-160頁；Julian Borger, "Nuclear Weapons: Experts Alarmed by New Pentagon 'War-Fighting' Doctrine," *Guardian*, June 19, 2019, <https://www.theguardian.com/world/2019/jun/19/nuclear-weapons-pentagon-us-military-doctrine>.

<sup>144</sup> Vladimir Putin, "Presidential Address to Federal Assembly," February 20, 2019, <http://en.kremlin.ru/events/president/news/59863>.

<sup>145</sup> "Nuclear Deterrence Ready: Putin Presides over Mega Missile Exercise Involving Submarines, Bombers & Ground Launchers," *RT*, October 17, 2019, <https://www.rt.com/russia/471143-mega-missile-exercise-russia/>.

南アジアでは、2月にカシミール地方のインド側で自爆テロがあり、インドがパキスタン側にあるイスラム過激派組織の拠点を空爆したのに対して、パキスタンは核兵器の使用を示唆して威嚇した<sup>146</sup>。この危機ではインドがパキスタンに6発のミサイルを発射すると威嚇し、パキスタンがインドによる攻撃には3倍にして報復するとの応酬も見られた<sup>147</sup>。パキスタンのカーン（Imran Khan）首相は9月の国連総会での演説で、「核保有国が最後まで戦う際には、国境をはるかに超える結果がもたらされる」<sup>148</sup>として、南アジアでの武力衝突が核戦争にエスカレートする危険性を暗示した。

核兵器の使用可能性が高まりつつあるとの危機感を受けて、非核兵器国はNPT準備委員会や国連総会第一委員会などといった場で、核リスクの低減に向けた措置、並びに軍事ドクトリンにおける核兵器の役割を低減するための措置を核保有国などが採るよう、繰り返し求めている。

## B) 先行不使用、「唯一の目的」、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント

核兵器の先行不使用（NFU）、あるいは核兵器の役割は唯一、敵の核兵器使用を抑制することだとする「唯一の目的（sole

purpose）」に関して、2019年には核保有国の政策に変化は見られなかった。

5核兵器国のなかでは、中国のみが核兵器の先行不使用を宣言しており、2019年もこのコミットメントが国防白書、あるいはNPT準備委員会などで繰り返し確認された。また、「すべての核兵器国は、核兵器の先行不使用を約束し、これに関して国際的な法的文書を締結すべきである」<sup>149</sup>と主張している。他方、米国は中国がNFUを適用する状況についての言説には曖昧性があるとしている<sup>150</sup>。

米国はNPR2018で、「米国の核政策及び戦略の最優先事項は、潜在的な敵によるいかなる規模であれ核攻撃を抑止することである。しかしながら、核攻撃の抑止は核兵器の唯一の目的ではない」とし、米国が核兵器使用を検討する極端な状況に、戦略的非核攻撃—米国、同盟国あるいはパートナー国の民間人やインフラに対する攻撃、あるいは米国や同盟国の核戦力、指揮統制、警報、攻撃評価能力への攻撃など—を挙げ

<sup>146</sup> Rahul Bedi, "Pakistan Vows to Respond to India Air Strike at 'Time of Its Choosing,'" *Irish Times*, February 26, 2019, <https://www.irishtimes.com/news/world/asia-pacific/pakistan-vows-to-respond-to-india-air-strike-at-time-of-its-choosing-1.3806662>.

<sup>147</sup> Sanjeev Miglani, Drazen Jorgic, "India, Pakistan Threatened to Unleash Missiles at Each Other: Source," *Reuters*, March 17, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-india-kashmir-crisis-insight/india-pakistan-threatened-to-unleash-missiles-at-each-other-sources-idUSKCN1QY03T>.

<sup>148</sup> "Pakistan's Khan Warns of All-Out Conflict Amid Rising Tensions over Kashmir; Demands India Lift 'Inhuman' Curfew," *UN News*, September 27, 2019, <https://news.un.org/en/story/2019/09/1047952>.

<sup>149</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP40, April 26, 2019.

<sup>150</sup> The U.S. Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2019*, pp. 65-67.

た<sup>151</sup>。これに対して2019年1月、民主党の大統領候補であるウォーレン（Elizabeth Warren）上院議員がスミス（Adam Smith）下院議員とともに、「核兵器を最初に使用しないことが米国の政策である」とする「先行不使用方法」案を提出するなど<sup>152</sup>、民主党議員から時折、核兵器の先行不使用、あるいは議会の承認なしでの先行使用の禁止などに関する法案が提出されている。しかしながら、抑止にかかる米国の決意が揺らいでいるとの危険なメッセージを敵及び同盟国に与えかねない、あるいは複雑な国際情勢下で単純に過ぎる政策だとの批判が強く、採択には至っていない<sup>153</sup>。

NPT非締約国のなかでは、インドがNFUを宣言しつつも、インドへの大規模な生物・化学兵器攻撃に対する核報復オプションを留保している。他方、2019年8月にはインドのシン（Rajnath Singh）国防相が、「インドはNFUのドクトリンを厳格に維持してきた。将来に何が起こるかは、状況次第である」<sup>154</sup>と発言した。これに対して、インドの「コールド・スタート」戦略に対

抗する目的で小型核兵器や短距離弾道ミサイル（SRBM）を取得したパキスタンは<sup>155</sup>、先行不 사용을宣言せず、通常攻撃に対する核兵器の使用可能性を排除していない。

### C) 消極的安全保証

非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないという消極的安全保証（negative security assurances）に関して、2019年に政策変更を行った核兵器国はなかった。無条件の供与を一貫して宣言する中国を除き、核兵器国はそうした保証に一定の条件を付している。このうち英国及び米国は、NPTに加入し、核不拡散義務を遵守する非核兵器国に対しては、核兵器の使用または使用の威嚇を行わないと宣言している。ただし英国は、「現状では生物・化学兵器といった他の大量破壊兵器（WMD）を開発する国からの英国及びその死活的利益に対する直接的な脅威はないが、そうした兵器の将来の脅威、発展及び拡散によって必要となれば、この保証を再検討する権利を留保する」<sup>156</sup>としている。また、米国

<sup>151</sup> NPR 2018, pp. 20-21. NPRには明記されていないが、戦略的非核攻撃は生物・化学攻撃、通常攻撃、さらにはサイバー攻撃などを指していると思われる。他方、米国はこれまでも、核兵器以外の手段による攻撃に対する核兵器の使用可能性を排除してこなかった。

<sup>152</sup> Joe Gould, “Warren, Smith Introduce Bill to Bar US from Using Nuclear Weapons First,” *Defense News*, January 30, 2019, <https://www.defensenews.com/congress/2019/01/30/warren-smith-introduce-bill-to-bar-us-from-using-nuclear-weapons-first/>.

<sup>153</sup> Rebecca Kheel, “Warren’s Pledge to Avoid First Nuclear Strike Sparks Intense Pushback,” *Hill*, August 4, 2019, <https://thehill.com/policy/defense/456006-warrens-pledge-to-avoid-first-nuclear-strike-sparks-intense-pushback>などを参照。

<sup>154</sup> Sanjeev Miglani, “India Says Committed to ‘No First Use’ of Nuclear Weapons for Now,” *Reuters*, August 16, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-india-nuclear/india-says-committed-to-no-first-use-of-nuclear-weapons-for-now-idUSKCN1V613F>.

<sup>155</sup> “Short-Range Nuclear Weapons to Counter India’s Cold Start Doctrine: Pakistan PM,” *Live Mint*, September 21, 2017, <http://www.livemint.com/Politics/z8zop6Ytu4bPiksPMLW49L/Shortrange-nuclearweapons-to-counter-Indias-cold-start-do.html>.

<sup>156</sup> NPT/CONF.2015/29, April 22, 2015.

表 1-6：消極的安全保証に関する非核兵器国地帯条約議定書への核兵器国の署名・批准状況

	中国	フランス	ロシア	英国	米国
ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）	○	○	○	○	○
南太平洋非核兵器地帯条約（ラロトンガ条約）	○	○	○	○	△
東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）					
アフリカ非核兵器国地帯条約（ベリンダバ条約）	○	○	○	○	△
中央アジア非核兵器地帯条約	○	○	○	○	△

[○：批准 △：署名]

は NPR2018 で、「重大な戦略的非核攻撃の可能性から、米国は、戦略的非核攻撃技術の発展や拡散によって当然とされ得るような保証の調整を行う権利を留保する」と明記した<sup>157</sup>。

フランスは 2015 年 2 月、NPT 締約国で WMD 不拡散の国際的な義務を尊重する非核兵器国に対しては核兵器を使用しないとして、その前年に公表したコミットメントを精緻化した。ただしフランスは、消極的安全保証を含め核態勢にかかる「コミットメントは国連憲章第 51 条の自衛権に影響を与えるものではない」<sup>158</sup>との立場を変えていない。ロシアは、核兵器国と同盟関係にある非核兵器国による攻撃の場合を除いて、NPT 締約国である非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行わないとしている。

消極的安全保証は、非核兵器地帯条約議定書で定められたものを除き、法的拘束力

のある形では非核兵器国に供与されていない。NAM 諸国を中心とする非核兵器国は NPT 運用検討プロセス、CD、国連総会第一委員会などの場で、核兵器国に対して法的拘束力のある安全保証の供与を繰り返し求めてきた<sup>159</sup>。なお中国は、無条件の消極的安全保証を提供する国際的な法的文書を早期に交渉し締結すべきだと主張しているが<sup>160</sup>、他の 4 核兵器国は一貫して消極的である。またフランスは、非核兵器国の安全保障に関する 1995 年 4 月の一方的声明でなされた「コミットメントが法的拘束力のあるものだと考え、そのように述べてきた」<sup>161</sup>との立場である。

消極的安全保証は、NPT の文脈で、核兵器の取得を放棄する非核兵器国がその不平等性の緩和を目的の 1 つとして、NPT 上の核兵器国に提供を求めるものであるが、インド、パキスタン及び北朝鮮も同様の宣言を行っている。2018 年には、これらの国々

<sup>157</sup> NPR 2018, p. 21.

<sup>158</sup> NPT/CONF.2015/10, March 12, 2015.

<sup>159</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP15, March 21, 2019.

<sup>160</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP36, April 26, 2019.

<sup>161</sup> NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

の宣言に変化はなかった。インドは、「インド領域やインド軍への生物・化学兵器による大規模な攻撃の場合、核兵器による報復のオプションを維持する」としつつ、非核兵器国への消極的安全保証を宣言している。パキスタンは、無条件の消極的安全保証を宣言してきた。北朝鮮は、「非核兵器国が侵略や攻撃において核兵器国と連携していない限りにおいて」消極的安全保証を提供するとしている。

#### D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准

これまでに成立した非核兵器地帯条約に付属する議定書では、核兵器国が条約締約国に対して法的拘束力のある消極的安全保証を提供することが規定されている。しかしながら、表 1-6 に示すように、5 核兵器国すべての批准を得たのはラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）議定書だけであり、2019 年に新たな展開は見られなかった。東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）議定書については、核兵器国とバンコク条約締約国との協議が続けられているという状況は変わっておらず、いずれの核兵器国も署名していない<sup>162</sup>。同条約締約国は NPT 準備委員会などの場で、核兵器国による署名・批准を改めて求めた。

消極的安全保証を規定した非核兵器地帯条約議定書について、署名や批准の際に留保や解釈宣言を付す核兵器国がある。NAM 諸国や NAC などは核兵器国に、非核兵器地帯条約議定書への留保や一方的解釈宣言を撤回するよう求めてきた<sup>163</sup>。また、トラテロルコ条約締約国も国連総会決議「ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean）」で、条約議定書の締約国に解釈宣言の見直しを求めた<sup>164</sup>。しかしながら、（無条件の消極的安全保証を認めている中国を除く）核兵器国が、そうした要求に応じる兆しは見えない。

#### E) 拡大核抑止への依存

米国は、NATO 諸国、日本、韓国及び豪州に拡大核抑止を供与しており、2019 年もその政策に顕著な変化は見られなかった。このうち米国は、NATO 加盟国のベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ及びトルコ<sup>165</sup>に、航空機搭載の重力落下式核爆弾をあわせて 150 発程度配備するとともに、核計画グループ（NPG）への加盟国の参加、並びに核兵器を保有しない加盟国による核攻撃任務への軍事力の提供といった核シェアリング（nuclear sharing）を継続している。

<sup>162</sup> 『ひろしまレポート 2016 年版』で述べたように、具体的内容は明らかではないが、核兵器国による留保を巡って ASEAN 諸国と議論が続いていることが示唆されている。

<sup>163</sup> たとえば、NPT/CONF.2018/WP.19, March 23, 2018.

<sup>164</sup> A/RES/74/27, December 12, 2019. 決議は投票なしで採択された。

<sup>165</sup> トルコによるロシア製防空システム S-400 の購入や、クルド勢力への軍事攻撃などにより、米・トルコ関係が悪化するなか、トルコから米国の核兵器を撤去すべきであるとの主張も見られる。たとえば、以下を参照。John Krzyzaniak, "Getting the Nukes out of Turkey: A How-to Guide," *Bulletin of Atomic Science*, October 17, 2019, <https://thebulletin.org/2019/10/getting-the-nukes-out-of-turkey-a-how-to-guide/>; Steven Pifer, "It's Time to Get US Nukes out of Turkey," *Brookings*, November 5, 2019, <https://www.brookings.edu/blog/order-from-chaos/2019/11/05/its-time-to-get-us-nukes-out-of-turkey/>.

欧州 NATO 諸国以外の同盟国の領域には米国の核兵器は配備されていないが、日米間では拡大抑止協議、また米韓間では拡大抑止政策委員会が、それぞれ拡大抑止に関する協議メカニズムとして設置されている。また、豪州のパイン・ギャップ (Pine Gap) 情報施設は、米国の核ターゲティングにおいて重要な役割を果たしていると指摘されている<sup>166</sup>。

核シェアリング、とりわけ米国による NATO の 5 カ国に対する戦術核配備には、NPT 第 1 条及び第 2 条違反だとの批判が非核兵器国よりなされてきた。ロシアも 2019 年 NPT 準備委員会で、核共有は NPT 違反であるとし、また非核兵器国における核兵器使用に関する軍事演習を完全に禁止すべきだとも発言した<sup>167</sup>。中国も、核兵器国は核の傘や核共有といった政策を終了し、他国に配備するすべての核兵器を撤去すべきであると主張した<sup>168</sup>。

## (6) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

核兵器の警戒態勢に関して、2019 年に核保有国の政策に大きな変化は見られなかった<sup>169</sup>。米国及びロシアの戦略核弾道ミサイルは、警報即発射 (LOW) あるいは攻撃下発射 (LUA) といった高い警戒態勢に置かれている<sup>170</sup>。

米露以外では、英国の 40 発及びフランスの 80 発の核兵器が、SSBN の常時哨戒のもとで、米露のものよりは低い警戒態勢に置かれている<sup>171</sup>。中国は、通常は核弾頭と運搬手段を切り離して保管しており、即時発射の態勢を採用していないと考えられてきたが<sup>172</sup>、MIRV 化 ICBM や新型 SSBN/SLBM の導入に伴い、そうした政策が変化する可能性について注視されている。他の核保有国の動向は必ずしも明らかではないが、インドは中国と同様に、即時発射の態勢は採っていないと見られる。パキスタンは 2014 年 2 月に、核兵器を含むすべての兵器は首相を長とする国家司令部 (National Command Authority) の管理下であり、インドとの危機時にも核戦力使用の権

<sup>166</sup> “Pine Gap—An Introduction,” Nautilus Institute, February 21, 2016, <https://nautilus.org/publications/books/australian-forces-abroad/defence-facilities/pine-gap/pine-gap-intro/>.

<sup>167</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP6, March 15, 2019.

<sup>168</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP40, April 26, 2019.

<sup>169</sup> 各国の政策については、『ひろしまレポート 2017 年版』を参照。

<sup>170</sup> Hans M. Kristensen, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” Presentation to NPT PrepCom Side Event, Geneva, April 24, 2013; Hans M. Kristensen and Matthew McKinzie, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons,” United Nations Institute for Disarmament Research, 2012.

<sup>171</sup> Kristensen, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons”; Kristensen and McKinzie, “Reducing Alert Rates of Nuclear Weapons” を参照。

<sup>172</sup> 他方、米国防総省による中国軍事力に関する年次報告書では、中国人民解放軍の文書で LOW 核態勢の有用性が示され、NFU とも整合するものだと強調していること、中国は将来的にそうした体制を支援し得る宇宙配備早期警戒能力の開発を進めていることが記された。The U.S. Department of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2018*, May 2018, p. 77.

限を前線の指揮官には移譲しないことを確認した<sup>173</sup>。

警戒態勢の低減に関しては、チリ、マレーシア、ナイジェリア、ニュージーランド、スウェーデン及びスイスが NPT 運用検討プロセスで「警戒態勢解除グループ」を形成し、警戒態勢解除に関する作業文書を提出するなど、積極的に提案してきた。2019年 NPT 準備委員会でも、警戒態勢解除の重要性を論じたうえで、核兵器国に対して、核兵器システムの運用態勢を直ちに低減するための措置を採ること、並びに 2020～2025年の運用検討サイクルの間に核兵器の運用態勢に関する定期報告を提供することを求めた<sup>174</sup>。

警戒態勢の低減・解除が提案される目的の1つには、事故による、あるいは偶発的な核兵器の使用の防止が挙げられてきた<sup>175</sup>。これに対して核兵器国は、そうした使用を防止するために様々な措置を適切に講じてきたと強調している<sup>176</sup>。

## (7) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

### A) CTBT 署名・批准

CTBT の署名国は 2019 年末の時点で 184 カ国、このうち批准国は 168 カ国である（新たにジンバブエが署名）。条約の発効に必要な国として特定された 44 カ国（発効要件国）のうち、5 カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国）の未批准、並びに 3 カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）の未署名が続いているため、条約は発効していない（この他に、調査対象国ではサウジアラビア及びシリアが未署名）。これら 8 カ国による条約への署名あるいは批准に向けた動きは、2019 年も見られなかった。2019 年 NPT 準備委員会では、ロシアが CTBT への米国への対応を強く批判するとともに、条約の暫定適用（provisional application）には反対だと主張した<sup>177</sup>。

CTBT 発効促進に関しては、2019 年 9 月 25 日に第 11 回 CTBT 発効促進会議がニューヨークの国連本部で開催され、核軍縮・不拡散における CTBT の重要性を再確認するとともに、発効要件国を中心とする未署名国・未批准国に対する早期署名・批准、並びに核実験モラトリアムの維持などを呼

<sup>173</sup> Elaine M. Grossman, “Pakistani Leaders to Retain Nuclear-arms Authority in Crises: Senior Official,” *Global Security Newswire*, February 27, 2014, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistani-leaders-retain-nuclear-arms-authority-crises-senior-official/>.

<sup>174</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP23, April 12, 2019. また NPDI も、警戒態勢低減・解除に関する作業文書を 2019 年 NPT 準備委員会に提出した。NPT/CONF.2020/PC.III/WP31, April 24, 2019.

<sup>175</sup> たとえばルイス (Patricia Lewis) らは、核兵器が不用意に用いられかけた 13 の事例を概観し、考えられていたよりも核兵器使用の可能性は高かったこと、核兵器の不使用は抑止の効果よりも個々の意思決定者が救ったという側面が強いことなどを論じた上で、核兵器が存在する限り、不注意、事故、あるいは故意の核爆発のリスクは残ることから、核兵器廃絶までの間、慎重な意思決定が最優先課題だとする報告書を公表した。Patricia Lewis, Heather Williams, Benoît Pelopidas and Sasan Aghlani, “Too Close for Comfort: Cases of Near Nuclear Use and Options for Policy,” *Chatham House Report*, April 2014.

<sup>176</sup> 『ひろしまレポート 2017 年版』を参照。

<sup>177</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP42, April 26, 2019.

び掛け、さらに CTBT の早期発効促進及び普遍化に向けた具体的かつ実施可能な措置を列挙した最終宣言を採択した<sup>178</sup>。

この CTBT 発効促進会議では、2017 年 6 月から 2019 年 5 月に署名国・批准国が行った条約発効促進のための活動（未署名国・未批准国へのアウトリーチなど）の概要を取りまとめた文書が公表され、発効要件国に対する二国間の取組（オーストリア、ベルギー、ドイツ、日本、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、英国など）、それ以外の国に対する二国間の取組（オーストリア、ベルギー、日本、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、UAE、英国など）、グローバル・レベルでの取組（ベルギー、ブラジル、ドイツ、日本、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、UAE、英国など）、地域レベルでの多国間の取組（ベルギー、ドイツ、日本、メキシコ、ニュージーランドなど）が紹介された<sup>179</sup>。

## B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム

5 核兵器国、インド及びパキスタンは、核爆発実験モラトリアムを引き続き維持している。核兵器の保有の有無を公表していないイスラエルは、核爆発実験の実施の可能性についても言及していない。

北朝鮮は、2018 年 5 月に核実験（及び ICBM 発射実験）の凍結を発表し、豊溪里（プンゲリ）核実験場の閉鎖を決定した。2019 年末に至るまで、北朝鮮は核爆発実験を実施していない。他方で、核実験場が不可逆的に使用不能になったかは不明であり、復旧作業を行えば一部の坑道は再び使用可能だとの見方もある<sup>180</sup>。そして、2019 年 12 月末に開催された朝鮮労働党中央委員会総会で、金正恩委員長が核・ミサイル実験の一方的な停止に拘束される理由はなくなつたと発言したことが報じられた<sup>181</sup>。

## C) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力

調査対象国による CTBTO 準備委員会への分担金の支払い状況（2019 年 12 月 31 日時点）は、下記のとおりである<sup>182</sup>。

- 全額支払い(Fully paid)：豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE、英国、米国
- 一部未払い(Partially paid)：なし
- 未払い：チリ、エジプト
- (未払いにより)投票権停止(Voting

<sup>178</sup> “Final Declaration and Measures to Promote the Entry into Force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty,” September 25, 2019.

<sup>179</sup> CTBT-Art.XIV/2019/4, September 5, 2019.

<sup>180</sup> “(2nd LD) N. Korea Able to Use Punggye-ri Nuke Testing Site after Restoration Work: JCS,” *Yonhap News Agency*, October 8 2019, <https://en.yna.co.kr/view/AEN20191008008652325?section=national/defense>.

<sup>181</sup> “Report on 5th Plenary Meeting of 7th C.C., WPK,” *KCNA*, January 1, 2020, <http://www.kcna.co.jp/item/2020/202001/news01/20200101-01ee.html>.

<sup>182</sup> CTBTO, “CTBTO Member States’ Payment as at 31-Dec-2019,” [https://www.ctbto.org/fileadmin/user\\_upload/treasury/53\\_31\\_Dec\\_2019\\_Member\\_States\\_Payments.pdf](https://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/treasury/53_31_Dec_2019_Member_States_Payments.pdf).

right suspended)：ブラジル、イラン、ナイジェリア

2019年8月のロシア軍の実験場における爆発事故では、その後、爆発地点近くにあるロシアのいくつかの放射能探知ステーションとの回線が遮断され、データが得られなくなったと報じられた<sup>183</sup>。これについてロシアは、CTBT事務局に対してミサイル事故は核実験監視網の所管事項ではないので、ロシアはあくまで任意でデータを提供するものであると主張した<sup>184</sup>。

#### D) CTBT 検証システム構築への貢献

CTBTの検証体制は着実に整備が進められてきた。他方で、国際監視制度(IMS)ステーションの設置については、本調査対象国のうち未署名国で検証システムの構築に全く関与していないインド、パキスタン、北朝鮮及びサウジアラビアを除けば、引き続き中国、エジプト及びイランでの進展が遅れている<sup>185</sup>。

2019年6月には、第5回CTBT科学技術会議が開催され、核実験探知・検証にかかる技術的側面が議論された<sup>186</sup>。

#### E) 核実験の実施

上述のように、核保有国は核実験モラトリアムを継続しており、2019年に核爆発実験を実施した国はなかった。2017年までに計6回の核爆発実験を実施した北朝鮮は、核戦力が完成したとして、核実験を実施する必要性がなくなったとしている。

核爆発実験以外の活動については、米国が核備蓄管理計画(SSP)のもとで、「地下核実験を行うことなく備蓄核兵器を維持及び評価する」ことを目的として、未臨界実験、あるいは強力なX線を発生させる装置「Zマシン」を用いて超高温・超高压の核爆発に近い状態をつくり、プルトニウムの反応を調べるという実験を含め、核爆発を伴わない様々な実験を継続してきた。NNSAはその種類及び回数をホームページで公表してきたが、2015年第1四半期を最後に更新されず、2018年以降は過去の情報についての掲載も確認できなかった。米国は未臨界実験を継続しており、2020会計年度より年2回実施するとの方針を明らかにしている<sup>187</sup>。2019年2月にも未臨界実験「EDIZA」を実施した(1992年の核実験モラトリアム以降、29回目)<sup>188</sup>。この実験で

<sup>183</sup> Francois Murphy, "Global Network's Nuclear Sensors in Russia Went Offline after Mystery Blast," *Reuters*, August 19 2019, <https://www.reuters.com/article/us-russia-blast-ctbto/global-networks-nuclear-sensors-in-russia-went-offline-after-mystery-blast-idUSKCN1V9183>.

<sup>184</sup> Andrew Osborn, Maria Kiselyova, "Russia to Nuclear Test Ban Monitor: Test Accident Not Your Business," *Reuters*, August 20, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-russia-blast-ctbto/russia-to-nuclear-test-ban-monitor-test-accident-not-your-business-idUSKCN1VA00L>.

<sup>185</sup> CTBTO, "Station Profiles," <https://www.ctbto.org/verification-regime/station-profiles/>.

<sup>186</sup> CTBTO, "CTBT Science and Technology 2019 Conference," September 24-28, 2019, <https://events.ctbto.org/snt/snt2019>.

<sup>187</sup> NNSA, *Fiscal Year 2020 Stockpile Stewardship and Management Plan*, July 2019, p. 8-11.

<sup>188</sup> Nolan O'Brien, "Subcritical Experiment Captures Scientific Measurements to Advance Stockpile Safety," Lawrence Livermore National Laboratory, May 24, 2019, <https://www.llnl.gov/news/subcritical-experiment-captures-scientific-measurements-advance-stockpile-safety>.

は、核物質封じ込め用容器が破損し、少量のプルトニウム漏れが発生した<sup>189</sup>。米国はこの他に、NNSAが世界最速のスーパーコンピュータを2023年までに調達して、核兵器のシミュレーション（安全性・信頼性確認）に使用する計画も有している<sup>190</sup>。

米国以外の核保有国では、フランスが、核兵器の信頼性・安全性を保証する活動として、極端な物理的状況下での物質のパフォーマンス、並びに核兵器の機能をモデル化するシミュレーション及び流体力学的実験（hydrodynamic experiments）を実施していること、これらは新型核兵器の開発を念頭に置くものではないことを明らかにしたが<sup>191</sup>、その具体的な実施状況については公表していない。またフランスと英国は2010年11月に、X線及び流体力学実験施設の建設・共同運用に関する協定を締結した<sup>192</sup>。残る核保有国は、核爆発を伴わない実験の実施の有無に関して公表していない。このうち中国に関しては、次世代核兵器の開発を進めるなかで、2014年9月から2017年12月までの間、約200回（月5回平均）

の実験室—実際の核爆発でつくられる超高温、超高圧及び衝撃波を模擬することが可能—での核爆発シミュレーションを実施したと報じられた<sup>193</sup>。また、2018年12月には、中国が米国のZマシンと同様の施設を建設していると報じられた<sup>194</sup>。

ロシアに関しては、アシュレイ（Robert Ashley）米国防情報局（DIA）局長が2019年5月の会議で、CTBTではゼロ・イールドが定められ、出力を生じる核実験は禁止されているにもかかわらず、ロシアは非常に低出力の核実験を北極圏のノバヤゼムリャ島で秘密裡に実施している可能性があると分析していると発言した<sup>195</sup>。DIAは翌月、その発言を再確認し、諜報機関全体の評価だとする声明を発表した。また、中国に対しても、その核実験活動に対する透明性の欠如などを挙げ、核実験モラトリアムの実

<sup>189</sup> Kathy Crandall Robinson, "Subcritical Nuclear Tests Raise New Dangers," *Tri-Valley CAREs*, May 9, 2019, [http://www.trivalleycares.org/new/Subcritals\\_in\\_the\\_Budget.html](http://www.trivalleycares.org/new/Subcritals_in_the_Budget.html).

<sup>190</sup> "This New Supercomputer Will be the World's Most Powerful; Will Simulate Nuclear Explosions," *Computer Business Review*, August 13, 2019, <https://www.cbronline.com/news/worlds-most-powerful-supercomputer-cray-doe-nuclear>.

<sup>191</sup> NPT/CONF.2015/PC.III/14, April 25, 2014.

<sup>192</sup> NPT/CONF.2015/29, April 22, 2015.

<sup>193</sup> Stephen Chen, "China Steps Up Pace in New Nuclear Arms Race with US and Russia as Experts Warn of Rising Risk of Conflict," *South China Morning Post*, May 28, 2018, <http://www.scmp.com/news/china/society/article/2147304/china-steps-pace-new-nuclear-arms-race-us-and-russia-experts-warn>.

<sup>194</sup> Stephen Chen, "Operation Z Machine: China's Next Big Weapon in the Nuclear 'Arms Race' Could Create Clean Fuel—Or Deadly Bombs," *South China Morning Post*, December 12, 2018, <https://www.scmp.com/news/china/science/article/2177652/operation-z-machine-chinas-next-big-weapon-nuclear-arms-race>.

<sup>195</sup> Robert P. Ashley, Jr., "Russian and Chinese Nuclear Modernization Trends," Remarks at the Hudson Institute, May 29, 2019, <https://www.dia.mil/News/Speeches-and-Testimonies/Article-View/Article/1859890/russian-and-chinese-nuclear-modernization-trends/>. また、Daryl G. Kimball, "U.S. Questions Russian CTBT Compliance," *Arms Control Today*, July/August 2019, p. 20 も参照。

施に対して疑問を呈した<sup>196</sup>。これに対してロシアは、「完全かつ絶対的に批准した条約、並びに核実験の一方的モラトリアムに従って行動している」として、米国の主張を強く否定した<sup>197</sup>。また CTBTO は、「CTBT の条項に従って、核爆発実験を探知する IMS の能力に完全な自信を持っている」<sup>198</sup>との声明を発出した。

CTBT は核爆発を伴わない実験を禁止していないが、NAM 諸国はそうしたものを含めて核兵器にかかる実験の即時・無条件の停止、並びに実現可能で、透明性・不可逆性があり、検証可能な方法での核実験場の閉鎖などを求めている<sup>199</sup>。なお、「核爆発実験」の禁止を定めた CTBT とは異なり、TPNW では「核実験の禁止」が規定されており、これには核爆発実験以外の実験も含まれると解釈し得る。ただし、これに関する検証措置などは TPNW には規定されていない。

## (8) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

### A) 条約交渉開始に向けた取組

1995 年 NPT 運用検討・延長会議で採択された「原則及び目標」では、CD におけ

る FMCT の即時交渉開始及び早期締結が目標に掲げられた。また、日本を含む西側諸国や軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) なども、そうした目標の早期実現を繰り返し求めている<sup>200</sup>。しかしながら、現在に至るまで条約交渉は開始されていない。2019 年の CD の会期でも、FMCT の交渉を行う特別委員会 (ad hoc committee) の設置を盛り込んだ作業計画を採択できなかった。前年までと同様に、パキスタンが兵器用核分裂性物質の新規生産だけでなく、既存のストックをも条約交渉の対象に含めるよう強く主張し、これが受け入れられない限りは作業計画の採択に反対するとの姿勢を変えなかったためである。中国及びイスラエルは、兵器用核分裂性物質の新規生産禁止を定める FMCT の交渉開始に賛成しているが、西側核兵器国ほどの積極性を示しているわけではない。

CD での FMCT 交渉開始を促進すべく、これまでも様々な施策が講じられてきた。2016 年の国連総会決議では、FMCT ハイレベル専門家準備グループの設置が決定された。25 カ国の専門家で構成される同グループは、FMCT の実質的な要素に関する検討及び勧告を目的として、2017 年と 2018

<sup>196</sup> Defense Intelligence Agency, "DIA Statement on Lt. Gen. Ashley's Remarks at Hudson Institute," June 13, 2019, <https://www.dia.mil/News/Speeches-and-Testimonies/Article-View/Article/1875351/dia-statement-on-lt-gen-ashleys-remarks-at-hudson-institute/>.

<sup>197</sup> Daryl G. Kimball, "U.S. Claims of Illegal Russian Nuclear Testing: Myths, Realities, and Next Steps," *Arms Control Association*, August 21, 2019, <https://www.armscontrol.org/policy-white-papers/2019-08/us-claims-illegal-russian-nuclear-testing-myths-realities-next-steps>.

<sup>198</sup> CTBTO, "Media Statement by the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization (in response to media reports quoting remarks by U.S. Lieutenant General Robert P. Ashley)," May 29, 2019, [https://www.ctbto.org/fileadmin/user\\_upload/statements/2019/Media\\_statement\\_CTBTO\\_29\\_May\\_2019.pdf](https://www.ctbto.org/fileadmin/user_upload/statements/2019/Media_statement_CTBTO_29_May_2019.pdf).

<sup>199</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.16, March 21, 2019.

<sup>200</sup> NPDI が 2019 年 NPT 準備委員会に提出した作業文書は、NPT/CONF.2020/PC.III/WP.42, April 29, 2019.

年にそれぞれ2週間の会合を開催し、2018年6月に最終報告書を採択した<sup>201</sup>。最終報告書では、条約のスコープ、定義、検証、法的・制度的取極、並びにその他の側面（前文、透明性・信頼醸成措置など）といった問題をカバーし、条約の要素となり得る点や交渉者が考慮すべき問題などが取りまとめられた。

## B) 生産モラトリアム

核保有国による兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムについては、前年から状況に変化はなく、中国、インド、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮が宣言していない。このうち、インド、パキスタン及び北朝鮮（寧辺の核施設を廃棄する意向を示しているが、それ以外に秘密の施設を有していると考えられている）は、兵器用核分裂性物質の生産を続けていると見られる。他方、中国は現在、兵器用核分裂性物質を生産していないと考えられている<sup>202</sup>。イスラエルの状況は明らかではない。NPDIは、モラトリアムを宣言・実施していない核兵器国に、宣言・実施するよう求めている<sup>203</sup>。

核保有国は、自国が保有する兵器用核分裂性物質の量を公表していないが、民間研究所による分析・推計については本報告書第3章でとりまとめている。

## (9) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

2010年NPT運用検討会議で採択された最終文書で、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展に関して、2014年NPT準備委員会で報告するよう求められた（行動5）。最終文書では、これに加えて、核兵器国を含む締約国に対して、累次の運用検討会議で合意された核軍縮措置の実施にかかる定期報告の提出（行動20）、並びに信頼醸成措置として報告の標準様式への合意など（行動21）が求められた。これらを受けて核兵器国は、2014年NPT準備委員会及び2015年運用検討会議に、「共通のフレームワーク」及び「共通のテーマ・カテゴリー」を用いて、NPTの三本柱（核軍縮、核不拡散、原子力平和利用）にかかる自国の実施状況をそれぞれ報告した。2017年及び2018年のNPT準備委員会に

<sup>201</sup> A/73/159, July 13, 2018. 同グループについては、“High Level Fissile Material Cut-Off Treaty (FMCT) Expert Preparatory Group,” The United Nations Office at Geneva, [https://unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/B8A3B48A3FB7185EC1257B280045DBE3?OpenDocument](https://unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/B8A3B48A3FB7185EC1257B280045DBE3?OpenDocument); Paul Meyer, “UN High-level Fissile Material Cut-Off Treaty Expert Preparatory Group Report: Little Prospect for Progress,” *IPFM Blog*, September 26, 2018, [http://fissilematerials.org/blog/2018/09/un\\_high-level\\_fissile\\_mat.html](http://fissilematerials.org/blog/2018/09/un_high-level_fissile_mat.html) を参照。参加国は、アルジェリア、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、コロンビア、エジプト、エストニア、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、日本、韓国、メキシコ、モロッコ、オランダ、ポーランド、ロシア、セネガル、南アフリカ、スウェーデン、英国、米国。なお、同グループにはパキスタンも参加を要請されたが、2017年3月の同グループ非公式協議会合で、兵器用核分裂性物質の新規生産のみを禁止する条約にかかるいかなる議論にも参加できないなどと述べ、参加を拒否した。

<sup>202</sup> たとえば、Hui Zhang, “China’s Fissile Material Production and Stockpile,” Research Report, International Panel on Fissile Materials, No. 17 (2017); Hui Zhang, “Why China Stopped Making Fissile Material for Nukes,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, March 15, 2018, <https://thebulletin.org/2018/03/why-chinastopped-making-fissile-material-for-nukes/> などを参照。

<sup>203</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP45, April 29, 2019.

そうした報告を提出した核兵器国はなかったが、2019年NPT準備委員会には、中国<sup>204</sup>及び英国<sup>205</sup>が提出した。また非核兵器国についても、NPTの履行状況に関する報告を2019年NPT準備委員会に提出したのは、わずかに7カ国（豪州、オーストラリア、カナダ、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド）であった<sup>206</sup>。

2019年NPT準備委員会では、NPDIが主として核兵器国に対して、2020年NPT運用検討会議までに「共通の報告フォーム（standard reporting form）」に合意すること、これに基づいて会議までに2010年NPT運用検討会議で合意された行動計画の履行状況などに関して報告すること、並びに2020年運用検討会議で今後の定期報告や報告のフォーマットに関して検討・議論を行うことが提案された<sup>207</sup>。NACも、「核軍縮義務・コミットメントの履行の強化された透明性や測定可能性を通じて、説明責任は強化できる」として、透明性向上の重要性を主張した<sup>208</sup>。

核兵器国のなかでは、現在に至るまで米国の透明性が最も高いと評価されてきた。しかしながら、近年、米国から公開される情報が減少傾向にある。上述のように、これまで公表してきた核弾頭の保有数や廃棄数について、国防総省は民間シンクタンクからの情報公開請求に対して、これを公表

しないとの決定を発表した。また、爆発に至らない核兵器関連の実験の状況についても2015年第1四半期を最後に更新されず、2018年以降は過去の情報についての掲載も確認できなかった。

NPDIが2012年NPT準備委員会に提出した作業文書「核兵器の透明性」には、大別して、核弾頭、運搬手段、兵器用核分裂性物質、核戦略・政策について報告を行うためのテンプレート案が添付されている<sup>209</sup>。このテンプレートを用いて核保有国の透明性に関する動向をまとめると、概ね表1-7のようになる。

---

<sup>204</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/8, April 29, 2019.

<sup>205</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/7, April 25, 2019.

<sup>206</sup> このうち、2018年NPT準備委員会にも提出していたのは、豪州、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド。

<sup>207</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP24, April 18, 2019.前年の準備委員会と同様に、作業文書には定期報告のテンプレート案が添付された。

<sup>208</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP35, April 26, 2019.

<sup>209</sup> NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12, April 20, 2012.

表 1-7：核軍縮に係る透明性

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
<b>■核弾頭</b>									
・核弾頭の総数（廃棄待ちを含む）		○							
・ストックパイル中の核弾頭数の総計		○		○	○				
・戦力または非戦力核弾頭数		○	△	○	△				
・戦力または非戦力核弾頭数（配備）		○	△	○	△				
・戦力または非戦力核弾頭数（非配備）		○		○	△				
・2019年における核弾頭の数の数的削減			○	○	○				
・2019年に廃棄された核弾頭の総計									
<b>■運搬手段</b>									
・タイプ別（ミサイル、航空機、潜水艦、砲弾など）の核運搬手段の数		○	△	○	○				
・2019年における運搬手段の数的削減			○		○				
・2019年に廃棄された運搬手段の総計									
・1995年以降の核軍縮									
・1995-2000		○	○	○	○				
・2000-2005		○	○	○	○				
・2005-2010		○	○	○	○				
・2010-2019		○	○	○	○				
<b>■核ドクトリン</b>									
・軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割・重要性を低減させるためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
・核戦力の運用態勢（operational readiness）を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
・事故あるいは未承認による核兵器使用のリスクを低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
・消極的安全保障	○	○	○	○	○	○		○	○
・非核兵器地帯条約議定書の批准の現状及び見通し	○	○	○	○	○	-	-	-	-
・非核兵器地帯条約議定書の発効に関する協議・協力	○	○	○	○	○	-	-	-	-
・非核兵器地帯条約議定書についての留保の再検討の現状						-	-	-	-
<b>■核実験</b>									
・CTBT 批准状況	△	○	○	○	△		△		
・核爆発実験に関するモラトリアムの継続に関する政策の現状	○	○	○	○	○	○		○	
・国、地域及び世界レベルでの CTBT 発効促進のための活動		○		○	○				
<b>■予定される政策見直し</b>									
・核兵器のストック、核ドクトリンあるいは核態勢に関する、予定された、または実行中の政策見直しのスコープ及び焦点				○	○				
<b>■核分裂性物質</b>									
・国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの総計				○	○				
・国家安全保障目的のために生産された HEU の総計				○	○				
・国家安全保障目的には余剰と宣言された核分裂性物質の総計			△		△				
・軍事的に必要ないとされたすべての核分裂性物質を IAEA に申告すること、並びにそれらの核分裂性物質を IAEA などの国際的な検証下に置くこと、あるいは平和目的に処分するための取組みについての現状		○	△	○	△				
・そのような核分裂性物質の不可逆的な除去を確保するための適切な法的拘束力のある検証の取組みについての発展の現状			△	△	△				
・兵器用核分裂性物質の生産施設の廃棄または平和利用への転換の現状（または将来の計画）		○							
<b>■核軍縮を支える他の措置</b>									
・信頼の向上、透明性の改善及び効率的な検証措置の発展を目的とした政府、国連及び市民社会との間の協力		○		○	○				
・NPT 第 6 条、1995 年の決定「核不拡散及び核軍縮の原則及び目標」のパラグラフ 4(C)、及び 2000 年 NPT 運用検討会議の最終文書で合意された実際のステップの履行に関する定期報告（2019 年）									
・軍縮・不拡散教育促進の活動		○		○	○				

[○：高いレベルの透明性 △：限定的な透明性]

## (10) 核兵器削減の検証

核軍縮に関する検証は、米露二国間の新STARTのもとで、両国による戦略核戦力削減に対して実施されており、両国は条約発効以来、条約で規定された回数の現地査察を毎年実施してきた<sup>210</sup>。

米国が2014年に立ち上げたIPNDVでは、28の参加国（並びに欧州連合（EU）及びバチカン市国）<sup>211</sup>により、核弾頭の解体、並びに解体された核弾頭に由来する核物質の検証方法・技術に焦点を当てた検討が続けられている。中国及びロシアはフェーズ1にはオブザーバー参加していたが、フェーズ2には参加していない。

2015～2017年のフェーズ1に続く2018～2019年のフェーズ2では、将来の核軍縮検証を支援するために、効果的かつ実践的な検証オプションの理解を深め、演習やデモンストレーションなどの目に見える活動を通じてその任務を示していくことが目標に掲げられ<sup>212</sup>、以下の3つの作業部会のもとでの議論が進められた。

- 作業部会4：核兵器に関する申告についての検証

- 作業部会5：兵器の削減についての検証

- 作業部会6：検証の技術的課題

2019年12月には、第7回全体会合がカナダの主催によりオタワで開催され（24カ国が参加）、フェーズ2が終了した。フェーズ2のサマリー・レポートでは、核兵器に関する申告の検証、核兵器削減の検証、並びに検証技術といった課題が取り上げられた<sup>213</sup>。フェーズ3の最初の会合はジュネーブで2020年3月に開催される<sup>214</sup>。

2016年に採択された国連総会決議に基づき、核軍縮の促進における検証の役割の検討を目的として2018年5月に設置され、25カ国の政府関係者<sup>215</sup>が参加した「核軍縮検証に関する国連政府専門家会合（Group of governmental experts to consider the role of verification in advancing nuclear disarmament）」は、3回の会議を経て、コンセンサスで報告書を作成し、2019年5月にこれを公表した。報告書では、政府専門家会合（GGE）に参加した専門家が、核軍縮の促進は継続的な取組であり、検証を含むあらゆる側面について、引き続き国際的な検討

<sup>210</sup> The U.S. Department of State, “New START Treaty Inspection Activities,” <https://www.state.gov/new-start-treaty-inspection-activities/>.

<sup>211</sup> 3核兵器国（フランス、英国及び米国）のほか、アルゼンチン、豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、日本、ヨルダン、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE。

<sup>212</sup> 第1フェーズでは、今後検討すべき具体的分野として、幅広い核軍縮プロセスのなかにおける、また核兵器廃棄のより特定の監視・査察を補完するものとしての申告、査察プロセスを通じたデータの取り扱い、インフォメーションバリア技術、特殊核分裂性物質及び高性能爆薬の測定を可能にする技術、核兵器テンプレートの開発、並びに有望な技術及び手順の実験及び訓練が挙げられていた。

<sup>213</sup> “Phase II Summary Report: Moving from Paper to Practice in Nuclear Disarmament Verification,” IPNDV, December 2019.

<sup>214</sup> “IPNDV Phase II Concludes in Ottawa,” IPNDV, January 9, 2019, <https://www.ipndv.org/news/ipndv-phase-ii-concludes-in-ottawa/>.

<sup>215</sup> 参加国はブラジル、チリ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、日本、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スイス、英国、米国など。

が必要であると結論付け、GGEの報告を考慮に入れて、核軍縮を進める上での検証の役割に関するさらなる作業を検討することを勧告した<sup>216</sup>。

2019年NPT準備委員会では、2015年に開始された核軍縮検証に関する英国、米国、ノルウェー及びスウェーデンの4カ国パートナーシップについて、英国が代表してステートメントを発表し、2017年に実施した核軍縮検証に関する演習で、検証技術・手続きの開発、多国間査察チームの機能などについて教訓を得たことなど進捗状況を報告した<sup>217</sup>。ノルウェーは、IPNDVなど核軍縮検証に関連する活動に関心を持つすべての国の参加を確保すべく、国連軍縮部のもとに核軍縮検証基金の設置を呼び掛けた<sup>218</sup>。また、NAM諸国は、核兵器計画から除去される核分裂性物質に適用される検証措置の発展などについて、IAEAの関与を求めた。NAM諸国はさらに、核兵器国に対して、非核兵器国と同内容の包括的保障措施を受諾すること、核軍縮ステップを監視・検証するための常設委員会を2020年NPT運用検討会議で設置することを求めた<sup>219</sup>。

## (11) 不可逆性

### A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画

米露による新STARTでは、過去に締結された主要な二国間核軍備管理条約と同様に、条約で規定された上限を超える戦略（核）運搬手段について、検証を伴う解体・廃棄を実施することが義務付けられている。核弾頭の解体・廃棄については、条約上の義務ではないものの、両国は一方的措置として部分的に実施してきた。このうち、米国は年間に廃棄された核弾頭数を公表していたが、上述のように国防総省は、その新たな公表は行わないことを決定した。他の核兵器国からは、核兵器の廃棄に関する新たな報告はなされていないが、フランス及び英国は、退役した核弾頭や運搬手段の解体を行っている。

### B) 核兵器関連施設などの解体・転換

核兵器関連施設などの解体・転換に関して、2019年には顕著な動きは見られなかった。核保有国から新たな情報の公開もなされなかった<sup>220</sup>。

フランスは、核保有国のなかで唯一、1996年に核実験場の完全かつ不可逆的な閉鎖を決定し、1998年に完全に閉鎖して除染作業を行った<sup>221</sup>。上述のように、北朝鮮も

<sup>216</sup> A/74/90, May 15, 2019.

<sup>217</sup> "Verification Statement on behalf of 'the Quad': United Kingdom, Norway, Sweden and the United States," Cluster 1, 2019 NPT PrepCom, May 2, 2019. 英国及び米国、並びに英国及びノルウェーが、それぞれ共同で進めてきた技術開発については、『ひろしまレポート2017年版』などを参照。

<sup>218</sup> "Statement by Norway," General Debate, 2019 NPT PrepCom, May 1, 2019.

<sup>219</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.14, March 21, 2019.

<sup>220</sup> 前年までの動向に関しては、『ひろしまレポート2017年版』を参照。

<sup>221</sup> NPT/CONF.2015/10, March 12, 2015.

表 1-8：米国の核兵器ストックパイル数及び廃棄数

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
核兵器ストックパイル数*	5,113	5,066	4,897	4,881	4,804	4,717	4,571	4,018	3,822
廃棄核弾頭数		352	305	308	239	299	146	533	196

\* 退役及び廃棄待ちの核兵器は含まれていない。

出典) U.S. Department of State, “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” Fact Sheet, April 29, 2014, <https://2009-2017.state.gov/t/avc/rls/225343.htm>; NPT/CONF.2015/38, May 1, 2015; John Kerry, “Remarks at the 2015 Nuclear Nonproliferation Treaty Review Conference,” New York, April 27, 2015, <http://www.state.gov/secretary/remarks/2015/04/241175.htm>; [http://open.defense.gov/Portals/23/Documents/frddwg/2015\\_Tables\\_UNCLASS.pdf](http://open.defense.gov/Portals/23/Documents/frddwg/2015_Tables_UNCLASS.pdf); “Remarks by the Vice President on Nuclear Security,” Washington, DC., January 11, 2017, <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2017/01/12/remarks-vice-president-nuclear-security>; Hans M. Kristensen, “Despite Rhetoric, US Stockpile Continues to Decline,” Federation of American Scientists, March 22, 2018, <https://fas.org/blogs/security/2018/03/stockpile-reduction/>; Hans M. Kristensen, “Pentagon Slams Door On Nuclear Weapons Stockpile Transparency,” Federation of American Scientists, April 17, 2019, <https://fas.org/blogs/security/2019/04/stockpilenumbersecret/>.

核実験場の閉鎖を宣言し、坑道を爆破したが、完全かつ不可逆的な閉鎖であるかは確認されていない。

### C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など

2011年7月に発効した米露間のプルトニウム管理・処分協定(PMDA)一解体する核弾頭から取り出された米露の余剰プルトニウム各34tを、混合酸化物(MOX)燃料化して民生用原子炉で使用し処分することなどを規定一に関して、ロシアは2016年10月に履行を停止するとの大統領令を発表した。ロシアは、米国の敵対的な行為、並

びに協定が署名された2000年以降の状況の劇的な変化への対応として履行を停止しただけだと主張してきた<sup>222</sup>。2019年には、PMDAのもとで兵器級プルトニウムからMOX燃料を生産すべく設置された施設で、原子炉級プルトニウムを用いてのMOX燃料の生産が行われた<sup>223</sup>。

他方、トランプ米政権は、(米露合意に基づいて計画された)MOX燃料生産施設(MFFF)について、建設費の高騰とスケジュールの遅延を理由に、その建設中止、並びにプルトニウムの処分を模索してきた。議会は「希釈・処分オプション」を認めず、MFFF建設への予算を計上してきたが<sup>224</sup>、

<sup>222</sup> Maggie Tennis, “INF Dispute Adds to U.S.-Russia Tensions,” *Arms Control Today*, Vol. 47, No. 5 (June 2017), pp. 29-30. 軍備管理協定などの遵守に関する米国の2019年4月の報告書では、過去2年の報告書に続き、ロシアが協定の義務に違反しているとの兆候はないものの、履行の停止は将来の遵守に対する懸念を高めているとした。The U.S. Department of State, “Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments,” August 2019, p. 22.

<sup>223</sup> “Russia Uses Civilian Reactor-Grade Plutonium to Produce MOX Fuel for BN-800,” *IPFM Blog*, August 29, 2019, [http://fissilematerials.org/blog/2019/08/russia\\_uses\\_civilian\\_reac.html](http://fissilematerials.org/blog/2019/08/russia_uses_civilian_reac.html).

<sup>224</sup> Kingston Reif, “MOX Facility to Switch to Plutonium Pits,” *Arms Control Today*, Vol. 48, No. 5 (June 2018), p. 29.

NNSA は 2018 年 10 月、MFFF 建設の事業体に建設にかかる契約終了通知を送付し、このプロジェクトを公式に終了させた<sup>225</sup>。NNSA は、MFFF を核兵器用のプルトニウム・ピット生産施設に改装することを検討している。

米テキサス州のバンテックス施設では核弾頭の解体作業が行われているが、エネルギー省の施設には合計 54t の余剰プルトニウムが貯蔵され、その量は増加しているとされる<sup>226</sup>。余剰高濃縮ウラン (HEU) に関しては、エネルギー省の予算要求によれば、米国は 2019 会計年度に 162t の希釈を完了する予定である (159.7t が希釈済み)<sup>227</sup>。

## (12) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

軍縮・不拡散における市民社会との連携は、2017 年の TPNW 策定過程に象徴されるように<sup>228</sup>、一層深化している。

2019 年 NPT 準備委員会では、NPTDI が軍縮教育に関する作業文書を提出した<sup>229</sup>。国連総会では、韓国がイニシアティブを取り、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、カザ

フスタン、メキシコ、オランダ、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、スウェーデン、UAE 及び米国なども共同提案国となった決議「若者、軍縮及び不拡散 (Youth, disarmament and non-proliferation)」が投票なしで採択された<sup>230</sup>。この決議では、軍縮・不拡散分野の議論に若者の参加を様々な方法で促すことなどが国連加盟国に求められた。

軍縮教育を重視してきた日本は、前年に続き、2019 年 8 月にジュネーブの軍縮会議日本政府代表部で、高校生平和大使 (ユース非核特使) の 23 名と現地の各国外交団 (豪州、オーストリア、カナダ、イラン、オランダ、カザフスタン、スウェーデン、ドイツ、パキスタン、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ、ロシアなど) との意見交換会を開催した。また日本は、国内外の有識者からなる「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」(以下、賢人会議) を立ち上げ、同会議議長はそこでの議論を取りまとめた「議長レポート」<sup>231</sup>を 2019 年 10 月に公表した。

<sup>225</sup> Timothy Gardner, "Trump Administration Kills Contract for Plutonium-to-Fuel Plant," *Reuters*, October 13, 2018, <https://www.reuters.com/article/us-usa-plutonium-mox/trump-administration-kills-contract-for-plutonium-to-fuel-plant-idUSKCN1MM2N0>.

<sup>226</sup> Scot J. Paltrow, "America's Nuclear Headache: Old Plutonium with Nowhere to Go," *Reuters*, April 20, 2018, <https://www.reuters.com/article/us-usa-nukes-plutonium-specialreport/americas-nuclear-headache-old-plutonium-with-nowhere-to-go-idUSKBN1HR1KC>.

<sup>227</sup> "United States to Down-Blend HEU for Tritium Production," *IPFM Blog*, October 1, 2018, [http://fissilematerials.org/blog/2018/10/united\\_states\\_to\\_down-ble.html](http://fissilematerials.org/blog/2018/10/united_states_to_down-ble.html).

<sup>228</sup> 『ひろしまレポート 2018 年版』を参照。

<sup>229</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP26, April 18, 2019.

<sup>230</sup> A/RES/74/64, December 12, 2019.

<sup>231</sup> "Chair's Report of the Group of Eminent Persons for the Substantive Advancement of Nuclear Disarmament," October 2019, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000529774.pdf>.

近年の NPT 運用検討会議及びその準備委員会、並びに国連総会第一委員会では、非政府組織（NGO）などが参加するサイドイベントが開催されている。2019 年の NPT 準備委員会ではオーストリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、日本、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、英国、米国などが、また国連総会第一委員会では、豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、スウェーデン、スイス、米国などがそうしたサイドイベントを開催した。

「市民社会との連携」に関しては、各国政府が核軍縮・不拡散に関する情報をどれだけ国内外の市民に向けて提供しているかも判断材料となろう。調査対象国のうち、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、米国、英国といった国々のホームページ（英語版）では、（核）軍縮・不拡散に関するセクションが設けられ、程度の差はあるものの他国と比べて充実した情報が掲載されている。

近年の動きとして、核兵器の開発・製造などに携わる組織や企業などへの融資の禁止や引揚げ（divestment）が提案され、実際にこれを定める国が出始めている。核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が 2019 年 6 月に公表した報告書によれば、主要な

核兵器製造企業 18 社に対して、325 の金融機関が 2017 年 1 月から 2019 年 1 月の間に 7,480 億ドル以上を投資した<sup>232</sup>。また、ICAN が 2019 年 5 月に公表した報告書によれば、フランス、インド、英国及び米国などの民間企業 28 社が少なくとも 1,160 億ドル（約 12 兆円）の契約を結んでいること、中国の核兵器製造関連の国営企業が資金調達のための債券を発行していること、ロシア、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮の動向は不透明であることなどが明らかにされた<sup>233</sup>。他方、10 月に公表した報告書では、77 の金融機関が、核兵器製造者への投資を制限するポリシーを制定しているとの調査結果を明らかにした<sup>234</sup>。スイス及びルクセンブルクでは、核兵器のための投資を制限する国内法が制定された。また、ノルウェー及びスウェーデンの公的年金基金は、核兵器開発・製造に関与する企業を投資先から除外している<sup>235</sup>。

### (13) 広島・長崎の平和記念式典への参列

8 月 6 日に広島で開かれた平和記念式典には、89 カ国と EU 代表部が参列した。このうち、日本以外の本調査対象国の参列状況は下記のとおりである。

- ▶ 大使級：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、イラン、イスラエル、カザ

<sup>232</sup> ICAN and PAX, *Shorting Our Security- Financing the Companies that Make Nuclear Weapons*, June 2019.

<sup>233</sup> ICAN and PAX, *Producing Mass Destruction: Private Companies and the Nuclear Weapons Industry*, May 2019.

<sup>234</sup> ICAN and PAX, *Beyond the Bomb: Global Exclusion of Nuclear Weapon Producers*, October 2019.

<sup>235</sup> IKV Pax Christi and ICAN, *Don't Bank on the Bomb: A Global Report on the Financing of Nuclear Weapons Producers—2018*, March 2018. 日本では、りそなホールディングスと九州フィナンシャルグループが同種の表明を行っている。

フスタン、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、英国、米国

- ▶ 大使以外：インドネシア、韓国、トルコ、UAE（このうち、インドネシア、トルコは、過去3年間に大使による参列があった）
- ▶ 不参加：中国、チリ、エジプト、インド、北朝鮮、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、サウジアラビア、シリア（このうち、エジプト、インド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、シリアは、過去3年間に1回以上の参列があった）

また、8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典には、67カ国が参列した。このうち、日本以外の本調査対象国の参列状況は下記のとおりである。

- ▶ 大使級：豪州、カナダ、チリ、フランス、インドネシア、イスラエル、メキシコ、ナイジェリア、ポーランド、南アフリカ、英国、米国
- ▶ 大使以外：オーストリア、ブラジル、中国、ドイツ、韓国、ノルウェー、フィリピン、オランダ、ロシア、UAE
- ▶ 不参加：ベルギー、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、カザフスタン、ニュージーランド、パキスタン、サウジアラビア、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ

日本は様々な場で、「世界の指導者らの広島・長崎の被爆地訪問」を働きかけてき

た。2019年11月には、ローマ教皇が38年ぶりに広島・長崎を訪問した。長崎では、カトリック教会が「核兵器禁止条約を含め、核軍縮と核不拡散に関する主要な国際的な法的原則」に基づいて行動するとし、「核兵器による平和理論は捨てる必要があります」、「核兵器から解放された平和な世界こそが、数え切れない全ての人が熱望するものです。この願いを実現するには、全ての人が理想の実現に向けて取り組む必要があるのです」と述べた。また、広島では被爆者の代表者らと面会し、「戦争のために原子力を使用することは、現代においては、これまで以上に犯罪とされます。人類とその尊厳に反するだけでなく、わたしたちの共通の家の未来におけるあらゆる可能性に反する犯罪です。原子力の戦争目的の使用は、倫理に反します。核兵器の保有は、それ自体が倫理に反しています」<sup>236</sup>と強調した。2019年には、チリ大統領、オーストリア首相、サウジアラビア皇太子、EU 大統領が広島を訪問した。

<sup>236</sup> 広島でのローマ教皇の演説（仮訳）は、「国際平和拠点ひろしま」のホームページに掲載されている（<https://hiroshimaforpeace.com/popemessage-2/>）。

## コラム1

## 停滞が続く核軍縮・核不拡散努力

## 阿部 信泰

ひろしまレポートの発行を始めてから10年近くになるので、各国の核軍縮・核不拡散・核セキュリティ面での努力は進んでいるのか、レポートが出している各国の努力の評点を振り返ってみた。残念ながら全体として改善の兆しは見られず、総合平均点はわずかに上昇しただけだった。明確なトレンドの見られる数値にはならなかったのでグラフを作るのはあきらめてしまった。

ひろしまレポートの評点を見るまでもなく、世界の識者は核軍縮・核不拡散努力の停滞を憂えている。米科学誌「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」が、1947年から毎年出している「世界週末時計」は終末まで100秒という史上最悪の状態にあることを明らかにした。冷戦時代の最悪の時期よりも悪い危機状態であると警告した。米国のスティムソン・センターの共同創立者マイケル・クレポンは、1986年から1996年までが核軍縮・軍備管理の黄金期でそれ以降、下り坂になったと総括した。1996年にCTBT交渉が完了し、翌1997年に署名開放されたが、20年以上経っても発効していないし、1987年に発効したINF（中距離核戦力全廃条約）は32年を経て昨年失効してしまった。

核戦力近代化競争・北朝鮮・イランなどと、核軍縮・不拡散の停滞の兆候は枚挙に暇がないが、とりわけINF条約の失効は軍

備管理・軍縮後退の影響を日本に直接及ぼす問題として登場するおそれがある。もともと欧州で米ソが中距離核弾道ミサイルの配備を始めて欧州が一瞬にして核戦場になる脅威が高まったため難交渉の末、米ソが互いに配備を止める合意をしかけたところで、ソ連が欧州に配備したものを、日本を射程に収めるアジア部に移そうとしたため日本が注文を付けて全世界的に米ソが中距離核戦力を全面的に禁止する条約が成立したという経緯がある。それが廃止になればロシアは再び日本を射程に収める中距離ミサイルをアジア部に配備できることになる。

米国がINF条約脱退を決めた理由は、ロシアがINF条約違反のミサイルを配備し始めたということと、この条約に拘束されない中国が中距離ミサイルなど各種戦力を急速に増強していることにあった。条約の束縛がなくなったので、米国が中国・北朝鮮の脅威に対処するため中距離弾道ミサイルの配備を進める動きを示しており、その有力な配備先の一つが日本だ<sup>1</sup>。

これだけ危機が高まっているのに残念ながら世界各地ではそれほど議論になっていない。米国の大統領選挙の争点として取り上げるべきだという識者の意見はあるが、まだその様子は見られない。日本でも北朝鮮の核兵器・ミサイル開発の脅威は年々高まっているが、国内で切迫感を感じられない。しかし、放って置けば核終末100秒がゼロ分になってしまう危険がある。核軍縮・核不拡散の努力をあきらめるわけには行かない。

4月にニューヨークで開催される予定のNPT再検討会議が一つの大きい機会であり、

<sup>1</sup>今のところ米国は通常弾頭ミサイルの配備を考えているので、ただちに核兵器持ち込みの問題とはならない。

広島市・長崎市が進める核兵器廃絶の努力も根強く続けなければならない。加えて、広島県が進める平和拠点構想は幅広い視点から核軍縮、そして平和の構築を目指す構想として有効だ。ひろしまラウンドテーブルでは関係国の識者を集めて具体的な核軍縮・核不拡散推進の方策を検討し、提言している。日本政府にも積極的に踏み込んだ努力を期待したい。日本があきらめてしまったらおしまいだから。

(元国連事務次長(軍縮担当)/前原子力委員会委員)

---

## コラム2

---

### 大国間競争時代の核軍備管理

---

#### ブラッド・ロバーツ

米露核軍備管理は岐路に立たされている。2021年に(あるいは、トランプ大統領とプーチン大統領によって延長が合意された場合には2026年に)新STARTが失効を迎える場合、その次には何が続くのだろうか。

将来に目を向ける前に、過去を振り返ってみたい。冷戦が終結した際、戦略核兵器を制限する二国間のSTART Iとミサイル防衛を制限する二国間のABM条約が存在していた。また、中距離核戦力全廃条約(INF条約)や欧州通常戦力制限条約(CFE条約)は、欧州における安全保障と安定性の確保に貢献した。これらは、法的拘束力のある軍事透明性措置(オープンスカイ条約、並びに主要な軍事演習について事前通告を求めるウィーン文書等)や、行動規則に関する政治的拘束力のある合意(武力行使による国境変更を禁じたヘルシンキ宣言等)によって支えられてきた。1990年代末までに、戦略核軍備管理に関するさらなる条約(START II)へのロシアの批准が待たれたが、2000年以降、このレジームは崩壊していく。2001年に米国がABM条約から脱退すると、ロシアはSTART IIから脱退した。その後、両国は戦略攻撃能力削減条約(SORT)に合意したものの、同条約は核弾頭の削減を求めるものではなく、検証措置や実施措置を欠いており、2011年に新STARTに取って代わられた。ロシアは一部の協定について参加を保留し、(化学兵器禁止条約を含め)そ

の他の合意についても違反してきた。唯一残っているのが新 START である。

それでは、その次には何が続くのだろうか。最良のケースは、両国が検証可能な形で、正式な軍備管理を通じて核削減を継続することである。最悪のケースは、両国が冷戦期の軍拡競争に逆戻りし、その影響がサイバー空間や宇宙空間等における軍事的競争へと波及していくことである。しかし、現状では、いずれのケースも起こりそうにない。

最良のケースに至るためには、プーチン大統領とトランプ大統領が新 START の維持に向けた交渉において妥協することをいとわず、結果として法的拘束力があり検証可能な追加合意がなされることが必要である。これはもっともらしいが、現時点では起こりそうもない。両国ともに何らかの協定、とりわけ自国の「力による平和」戦略を有効ならしめるような協定を欲しているという点では、もっともらしいと言える。しかし、プーチン大統領が核の脅威の削減にほとんど興味を示していないように見える点からすれば、起こりそうもないのである。それどころか、プーチン大統領はヨーロッパや国際的な安全保障秩序の再構築に向けて、自国の核戦力を増強し、核の脅威を生み出し続けてきた。また、過去十年におけるロシアの不正行為のパターンから、米国の上院が新たな協定を支持する可能性は極めて低く、現実味は薄いと言える。

それでは、冷戦期の軍拡競争に逆戻りするという最悪のケースについてはどうだろうか。モスクワとワシントンの指導者が、ますます潜在的な対立路線に焦点を当て、競争力、抑止力、そして勝つための能力の強化に向けた新たな準備を進めていること

からすれば、これはもっともらしいと言える。しかし、両国はいずれも相手国に対する軍事的優位を獲得するために競い合う動機を有しているようには見えず、また、軍事支出の大幅な増額を行うための財源を見つけることもできそうにないため、その可能性は低いのである。

そうであるならば、最良と最悪の間のケースとして、どのようなケースが考えられるだろうか。中間のケースは、いまだその性質や特徴は形成途上にあるものの、既に姿を現しつつある。これらは、核の近代化、ミサイル防衛の強化、軍事競争の激化、サイバー空間や宇宙空間における優位性の積極的な追求、そしてイデオロギー的な対立を特徴としている。戦略的信頼関係の欠如や、弱くみられることへのためらい、さらには、米国の権力行使の抑制を目的とした中露デタントもその特徴と言える。こうした世界において、これまでのところせめぎ合いが軍拡競争へ変容することはなかった。しかし、一方の国による近代化の決定が、もう一方の国の近代化の決定に結びつきうるという意味において、そのような競争がいずれ限定的に再発する可能性は否定できない。

この中間的なケースにおいて、競争は抑制と一体となっており、一部の競争は、不必要あるいは危険性を有していると考えられている（例えば、宇宙空間における兵器の配備等）。正式な交渉を経て批准される軍備管理合意を目指すことは政治的に不可能かもしれないが、一方で行為規範や行為基準といった非公式な手法は有効かもしれない。より踏み込んだ削減のために、新 START に代わる新たな条約が結ばれる可能性は低いと思われるが、既存の核制限や

検証メカニズムを長期的に延長していくことは可能かもしれない。

我々は、将来的に軍備管理の刷新が図られる可能性もまた考慮する必要がある。そのような刷新においては、20世紀の脅威に対応するために設計されたアプローチを単純に拡張していくことよりも、むしろ21世紀の戦略的安定性に対する新たな脅威に対応するための、軍備管理の適応と転換が要求されている。すなわち、二つの適応が必要とされるのである。

第一に、変容しつつある国際システムの構造に軍備管理を適応させなければならない。冷戦期の二極世界はソ連の崩壊とともに一極世界となり、そして現在、多極世界へと突き進んでいる。冷戦期の軍備管理合意は二極世界に合わせて形成されたものであり、多極世界には適合していない。米国が ABM 条約を離脱した主な理由は拡散国からのミサイルの脅威にある。また、ロシアが INF 上の義務を一部放棄した理由も、近隣諸国からのミサイルの脅威にある。軍備管理が21世紀においても存続可能だとすれば、それには中国や恐らくは他の国々もが、軍備管理のパートナーとなることが必須であるに違いない。

第二に、新領域における軍事競争に軍備管理を適応させなければならない。20世紀の核軍拡競争は、サイバー空間や宇宙空間における優位性の獲得に向けた三極の動きに伴い、21世紀においてマルチドメインな戦略競争に取って代わられている。従って、核軍備管理は維持されたとしても、戦略的安定性のための数ある課題の全てに対処することはできない。

冷戦期においては、両陣営が危険な競争に恐れを抱いたとき、軍備管理が可能とな

った。それは、戦略的安定性の価値や、危険な不安定性を回避するうえでの協力措置の絶対的必要性についての共通理解に根ざしていた。それは、抑制を他方に示す法制化の用意が両陣営にできたときに成熟した。これらの条件は、今日では存在していない。新領域においてはそのような懸念はまだ根付いておらず、多極体制においては、戦略的安定性やその確保の仕方についての合意も存在していないのである。

これらは軍備管理にとって課題でもありチャンスでもある。新 START の延長は、米ロ間の戦略的軍事関係における透明性や予測可能性といった要素を確保していくうえで重要なものとなるだろう。しかし、延長は軍備管理戦略を21世紀の必要性に適応させていくという、さらに困難な問題について思考するための時間稼ぎにすぎない。この仕事に着手するのが早ければ早いほど、軍備管理が長期的かつ有益な役割を果たすようになるまでの時間も短くなるだろう。

(ローレンス・リバモア国立研究所グローバル・セキュリティ・リサーチセンター所長)

2009年から2013年にかけて米国国防次官補代理(核・ミサイル防衛政策担当)を務める。ここに示された見解は彼の個人的な見解であり、いかなる機関にも帰属するものではない。

## コラム3

核兵器の重要性の高まり—  
いかに対応するかティティ・エラスト／シャノン・カイル／  
ピョートル・トピチカノフ

ロシアや米国をはじめとした核兵器国が、軍事計画及び基本方針において核兵器に新たな役割を付与し、または役割を拡大させることを決定したことをめぐり、国際的な懸念が高まっている。これらの決定は、核兵器国の国家安全保障における核兵器の重要性の高まりを反映したものであり、核兵器の段階的な周辺化という冷戦後の流れを大きく転換するものである。

一方、上記以外の変化として、核兵器の役割を限定していこうとする動きにも変化が生じており、一部の国々は核兵器の役割や目的を拡大させてきた。例えば、米国は2018年版の核態勢見直し（NPR）において、米国の核戦力は、「化学兵器、生物兵器、サイバー及び大規模な伝統的攻撃を含む…多方面での潜在的な危険及び脅威の増大に対する防衛手段」として用いられるとした<sup>1</sup>。こうした文言は、他の核兵器国のドクトリンと同様、核兵器使用の敷居についてかなりの不明確性を有している。

さらに、限定核戦争の概念は、軍事計画を立案する者の間で新たな関心を集めているようである。ロシアが「エスカレート・トゥ・ディエスカレート」とされるドクト

リン、すなわち紛争を終結させるための限定的な核兵器使用を考えているとの指摘は、西欧諸国の間でロシアが核兵器の使用に訴える準備を進めているとの懸念を高めた。この懸念は、米国の2018年版NPRに盛り込まれた事実上の核の敷居の引き下げにもつながっている。これは、「低出力オプションを含む米国の柔軟な核オプションの拡大」や新たな核搭載巡航ミサイルの建設によって、推察されるロシアのドクトリンに対抗しようとするものである<sup>2</sup>。

こうした動きは、ロシアとアメリカ及びNATO間における政治的信頼性の低下、さらには米露間における核軍備管理の深刻な危機と一致している。透明性や対話チャンネルの喪失は、潜在的に新たな武装化の力学を生み出し、これまでの核ドクトリンにおける不明確さを一層増大させつつ、結果として誤算による核兵器使用の危険性を高めている。

何をすべきか。

核兵器国は、近年の負の傾向を転換し、核兵器の重要性を低減させていくうえで、いくつかの措置を講じることが可能である。

宣言政策—核兵器国は「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」<sup>3</sup>という1987年のレーガンとゴルバチョフの宣言のように、宣言政策を通して自制を示すことが可能だろう。他の措置としては、中国がすでに採用している核兵器の先制不使用（NFU）政策の採用が挙げられる。加えて、非核兵器国に対しては核兵器を使用し

<sup>1</sup> The U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review 2018*, February 2018.

<sup>2</sup> Ibid.

<sup>3</sup> “Joint Statement by Reagan, Gorbachev,” *Washington Post*, December 11, 1987, <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/1987/12/11/joint-statement-by-reagan-gorbachev/cd990a8d-87a1-4d74-88f8-704f93c80cd3/>.

ないという既存のコミットメント、いわゆる消極的安全保障を強化していく必要がある。

透明性措置一仮に 2010 年の新戦略兵器削減条約（新 START）が 2021 年 2 月に失効した場合、米国及びロシアは、同条約に基づく検証制度により提供されている透明性を失うことになる。新 START の延長に向けた米ロ合意は、相手国の戦力態勢や軍事能力に対する誤認の防止に直結するものとなるだろう。

より一般的には、核兵器国は核リスク低減の必要性について緊急の国際合意に基づき事を進めていくことも可能だ。ここにおいては、核ドクトリンの不明確さの解消に注意を向ける必要がある。2020 年の核不拡散条約（NPT）再検討会議のサイドイベントとして予定されている、NPT 上の五核兵器国間での核ドクトリンをめぐる議論は、核戦力及び核ドクトリンに関するより広範な多国間協議を開始するための足がかりとなり得る。

戦略的安定性に関する協議一究極的には、核兵器国はこれまで自国の戦略やドクトリンにおいて核兵器の重要性の高まりに寄与してきた根本的な問題に対処するべく、核リスクの低減に向けた措置や核の自制に関する宣言の域を超えて行動していく必要がある。とりわけ、中国、ロシア、米国の間で、各国の戦略的安定性（ここでは核兵器を最初に使用するインセンティブを欠いていることによる核戦力の増強に対するインセンティブの欠如と定義される）の実現に向けたアプローチについての持続的な協議が必要とされている。今後の主要な課題の一つは、三ヶ国の間で摩擦の種となっている

戦略的攻撃能力と戦略的防衛能力の相互関係にある。

高まる核兵器の重要性の問題に取り組む責任は核兵器国にある一方で、非核兵器国や市民社会についても核兵器に対する悪の烙印を強化していくことや、核リスクの低減に向けた努力を促進していくことで重要な役割を果たしていくことが可能である。同時に、核兵器国に対して、核政策において自制を示すとともに、最終的には検証可能な軍備管理・軍縮協定と実践的措置を導き得るような持続的な戦略的安定性に関する協議へ参加することを積極的に促していく必要がある。

（ティティ・エラスト スtockホルム国際平和研究所（SIPRI）シニアリサーチャー／シャノン・カイル SIPRI 軍縮・軍備管理・不拡散プログラムディレクター／ピョートル・トピチカノフ SIPRI シニアリサーチャー）

## コラム4

核の非常事態—リスクに焦点を当てる  
だけではなぜ不十分なのか

## ベイザ・ウナル

核兵器不拡散条約（NPT）は2020年に50周年を迎える。同時に、条約の無期限延長が決定されてから25周年、そして紛争で初めてにして唯一、核兵器が使用されてから75周年となる。この間、NPTは核不拡散、核の平和利用、核軍縮という三本柱において、積極的に締約国のビジョンや願望を組み入れてきた。

しかしながら近年、NPTアーキテクチャは厳しい緊張状態にあり、核不拡散や核軍縮に向けた進捗は滞りをみせてきた。おそらく、依然として政策決定者がこの問題の深刻さを把握しておらず、行動に移す緊急性を軽視してきたのである。核の非常事態に対する要請は長らく待ち望まれてきたものであり、核リスクの問題に焦点を当てるだけでは不十分である。

核リスク削減措置は、核実験を実施しないよう繰り返し呼びかけ、「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」とするレーガンとゴルバチョフの声明を繰り返し強調し、核の先行不使用を宣言し、警戒態勢の解除を確立するなど、長いリストとなってきた。これらの措置はいずれも、単独では核秩序の修復や再評価のための必要性に応えることはできない。さらに言えば、国家はこうした措置に必ずしも賛同する必要はない。

現在、少なくとも5つの国際イニシアティブが並行して進められている。

- 米国の核軍縮環境創出イニシアティブ
- スウェーデンと英米安全保障情報評議会（BASIC）の「飛び石」イニシアティブ
- ドイツの新興技術に関するイニシアティブ
- リスク軽減措置に関するコミュニティ全体の取組
- 核兵器禁止条約（TPNW）の取り込み及び規範化の取組

これらのイニシアティブは、互いに並行して機能するものである。一部の主要国は各イニシアティブをまたいで活動しているものの、それぞれのポイントを見落としがちであり、それぞれの主導国グループは自らのアプローチこそ最善のものだと考える傾向にある。核リスクの削減について話し合われるときでさえ、それが何を意味するのかについて、各国は異なる見解を有している。

おそらく、核のコミュニティは優先順位を間違えたのである。

専門家コミュニティは、核リスクが高まっているとの懸念から、締約国に対してリスク削減措置の実施を求めてきた。リスクが変化していることは事実である一方、必ずしも増加しているわけではない。むしろ、リスクは動的で絶えず変化している。たとえば、今日のリスクの水準を冷戦期のリスクの高さと比べれば、リスクは減少している。しかし、核の分野においては核兵器のリスクを計測するための実証的データが不足している。

リスクは強調されるべき重要な概念であるものの、軍備管理・軍縮の緊急性に対する認識を高めるには不十分である。何かし

らの事件の発生により警鐘が鳴り響かない限り、政策決定者の行動は何も変わらないだろう。

さらに、核リスクに関する文献は、伝統的なリスク分析で占められている。そこでは、リスクは事象の発生確率と結果の重大性の積によって求められる。高影響・低頻度型事象(例えば、偶発的／意図的な核兵器の発射)は、発生することは稀であるが、発生した場合に許容できない程のダメージをもたらすため、非常に重要であると考えられてきた。

リスクのみでは、核兵器の課題にいかに関急に取り組むべきかを示すことはできない。

気候変動運動は、持続的な問題に対していかに緊急性が迅速に適用できるかを示す有用な例である。たとえば、ハンス・ヨアヒム・シェルンフーバー教授らは、非常事態の定義にあたってリスクとともに緊急性を用いた。教授らによると、緊急性は「国家が事象への対応に要する時間を、悪い結果を回避するまでに残された介入時間で割ったもの」と定義される<sup>1</sup>。言い換えれば、気候非常事態にはリスク (R) と緊急性 (U) の 2 つの評価が必要であるとした。これにより、気候非常事態を気候管理と区別することが可能となった<sup>2</sup>。リスクと緊急性がともに高い場合は、非常事態と呼ばれ、非常事態=R×Uで表される。状況をコント

ロールするのに十分な時間がある場合には、結局のところ、状況をどのように管理するかに終始する。教授らは、緊急性とリスクの間には定量化可能な関係性が存在していると主張している。気候モデリング技術は、気候非常事態についての認識を高めることにも貢献した。

核のコミュニティはこれまで、軍備管理あるいは軍縮の緊急性に焦点を当ててこなかった。最近更新された終末時計が今のところ唯一、緊急性の問題に焦点を当てたイニシアティブであり、今年、終末まで残り100秒が記録された<sup>3</sup>。許容可能なリスクが存在するの否かについては、専門家の間でも合意がみられておらず、政策決定者は依然として、偶発的／意図的な核使用から核軍拡競争に至るまで、あらゆるタイプのリスクを管理しようと試みている。

核の非常事態の概念が政策決定者の関心を集めてこなかったのかには、いくつかの理由がある。核兵器が紛争で75年にわたって使用されなかった事実はさておき、核の破局を防ぐために残された介入時間は定量化が難しい変数である。本質的に、次の爆発がいつ起きるのかを正確に言い当てることはできないのだ。偶発的または意図的な核兵器使用のリスクが誇張されている国もあれば、核兵器の存在そのものが大きなリスクをもたらしている国もある。

<sup>1</sup> Graham Readfearn, "Scientist's Theory of Climate's Titanic Moment the 'Tip of a Mathematical Iceberg,'" *Guardian*, December 1, 2019, <https://www.theguardian.com/environment/2019/dec/01/scientists-theory-of-climates-titanic-moment-the-tip-of-a-mathematical-iceberg>.

<sup>2</sup> Timothy M. Lento, "Climate Tipping Points—Too Risky to Bet Against," *Nature*, November 27, 2019, <https://www.nature.com/articles/d41586-019-03595-0>.

<sup>3</sup> John Mecklin, "Closer Than Ever: It is 100 Seconds to Midnight," *Bulletin of the Atomic Scientists*, January 23, 2020, <https://thebulletin.org/doomsday-clock/current-time/>.

既存の課題にかかわらず、緊急性は核リスク方程式に組み込まれるべきである。どの地域が非常事態の状況にあるのかについても、集合的かつ客観的に判断する必要がある。様々な状況を分析し、緊急性の観点から優先順位を割り当てる必要もあり、その主たる目的は、将来的な核の破局を防ぐことにある。核のコミュニティは、将来的な核の破局を防ぐために、どの地域が喫緊の注意を要しているのかを判断しなければならない。

リスクと緊急性の両方を組み込んだ非常事態アプローチは、どのリスク削減措置が優先度が高いのかを定めるうえで役立つだろう。たとえば、極超音速兵器の使用や、核の指揮統制におけるサイバー脅威への対応に関しては、大惨事を防ぐための介入時間は極めて短い。また、核セキュリティや検証措置はそれほど政治化されていない問題であるため、コミュニティ全体で高い関心を集めているものの、本当に緊急の対応を必要としているだろうか。リスクと緊急性という情報に基づくより効果的なアプローチでは、核の指揮統制への新興技術の応用や、人工知能、サイバー技術等の特定の問題を核の非常事態と捉えることができる一方で、他の問題についてはリスク削減のみによって取り組むことができることになる。

核のリスクと緊急性の計算は、既存の事実に基づくべきである。また、意見の不一致やエビデンスの欠如がある領域では、予防原則が適用されるべきである。冷戦期の軍備管理アーキテクチャがこれまでにないほどの緊張下にあるなか、このアプローチを採用することは、来たる NPT 運用検討

会議において強く求められている行動を促す一助となるだろう。

(英国王立国際問題研究所シニアリサーチフェロー)

## コラム5

今後のNPT体制—2020年からの運用  
検討プロセスを視野に入れつつ

秋山 信将

2020年は、核兵器不拡散条約（NPT）が発効して50周年という記念すべき年である。その50周年の運用検討会議は、かつてない危機感の中での開催となる。

5年前の前回の運用検討会議では、核軍縮及び中東の非大量破壊兵器地帯をめぐる紛糾し、以降、未だ議論の収斂がみられない。このことから、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用という三本柱を中心とした条約の履行のレビュー評価を盛り込んだ実質的な内容を伴う最終文書の採択は、おそらく不可能であろうと予想される。

一方、核軍縮をめぐる国際社会の対立が深刻化する中、核兵器禁止条約（TPNW）が間もなく発効することは確実である。その中でNPT運用検討会議が何ら成果を残すことができなければ、TPNW加盟国は核軍縮推進活動の軸足をTPNWに移す可能性も小さくない。その場合、核保有国が入っていないTPNWを通じて核軍縮を働きかけることの実効性についての疑問は残るが、同時に国際社会における核不拡散をめぐる国際秩序の礎石としてのNPTの役割に対して信頼性の低下を招く懸念もある。

NPTは、国際原子力機関（IAEA）の保障措置や輸出管理制度をはじめとして、様々な核不拡散制度設計のための基礎と規範的な正当性を提供している。現在の輸出管理体制は、原子力に係る機微な技術を保持するサプライサイドの規制によって核兵

器開発につながるような機微技術の拡散を抑制する制度設計になっている。しかし、今後機微技術保有の敷居が下がっていけば、現行の「サプライサイド」対「ダイヤモンドサイド」という構図が変化し、輸出管理制度の実効性が低下する懸念もある。核のリスクを低レベルに抑制し続けていくためには、不拡散制度下の規則や規制の履行及び履行確保のための強制力に依拠するだけでは不十分であり、各国の核不拡散体制へのたゆまざる自発的なコミットメントが一層重要になってくる。それは、基本的にNPTに対するコミットメントと置き換えても良いであろう。

もしNPT運用検討会議が国際社会の多数から失敗とみなされ、もはや加盟国の多くがNPTを通じた普遍的な価値（すなわち核のリスクの削減を究極的な核兵器の廃絶）の実現をあきらめてしまえば、NPTへのコミットメントが低下し、核軍縮だけでなく、核不拡散の分野における政策の実施にも支障をきたすようになるであろう。まさにそこが、「核兵器不拡散」条約でありながらも、不拡散に加え核軍縮と原子力の平和的利用を含む「三本柱」が条約の礎石として認識されているゆえである。

そのためにも、今回の運用検討会議では、1) すべてのNPT加盟国が核不拡散のみならず、核軍縮、原子力の平和的利用を含めたNPTのグランドバーゲンに改めて強いコミットメントを示す何らかの目に見える形の成果（ハイレベルでのステートメントになるだろうか）と、2) 次の運用検討サイクルの間に核軍縮及び核不拡散において内容の伴う前向きな議論ができるようになるための検討課題のあぶり出し作業とい

った、実質的な議論をすることが最低限の成果として求められるであろう。

(一橋大学国際・公共政策大学院院長)

---

## コラム6

### ローマ教皇フランシスコのメッセージ

---

#### 川崎 哲

2019年11月23～26日にローマ教皇が38年ぶりに訪日した。24日、教皇フランシスコは被爆地長崎と広島を訪れた。朝東京を発って両都市を回りその夜のうちに東京に戻るという強行スケジュールであったが、そこまでして両被爆地を訪れたのはフランシスコの核兵器問題に対する強い思いゆえだろう。

教皇は、午前の長崎爆心地公園で核兵器についてのメッセージを発した<sup>1</sup>。教皇は、この地は、「核兵器が人道的にも環境にも悲劇的な結果をもたらすことの証人である」とした上で、貧困に苦しむ人々がいるなかで繰り広げられる軍拡競争は「貴重な資源の無駄遣い」であり「天に対する絶え間のないテロ行為」だと断じた。

そして今日、「兵器使用を制限する国際的な枠組みが崩壊」しつつあり「多国間主義の衰退」が進んでいると警告し、「核兵器禁止条約を含め、核軍縮と不拡散に関する主要な国際条約」に則った行動を世界に訴えた。そして「核兵器は、今日の国際的また国家の安全保障に対する脅威から私たちを守ってくれるものではない」と政治指導者らの覚醒を求めた。

夕方の広島平和記念公園での「平和のための集い」では、「原子力の戦争目的の使用」は倫理に反するとした上で、核兵器の

---

<sup>1</sup> 「教皇の日本司牧訪問 教皇のスピーチ 核兵器についてのメッセージ」長崎・爆心地公園、11月24日、<https://www.cbcj.catholic.jp/2019/11/24/19818/>。

使用のみならず保有自体が倫理に反すると述べ「これについて、私たちは裁きを受けることになります」と強調した<sup>2</sup>。事前に作成され配布されていた原稿には、核兵器の「使用」が倫理に反するとのみ書かれていたが、教皇は日本に到着してから「保有」も付け加えることにしたのである<sup>3</sup>。

核兵器を使用はしないが万が一のために保有しておくというのが、核兵器を必要悪として是認する核抑止論の立場である。教皇フランシスコは、これを明確に批判したのだ。

教皇は広島でさらに「差別と憎悪のスピーチで…どうして平和について話せるでしょうか」「真の平和とは、非武装の平和以外にありえません」と述べ、今日世界に広がる排外主義、自国第一主義や軍備増強に警鐘を鳴らした。また、広島の被爆者の中には「異なる言語を話す人もいた」として外国人被爆者の存在に注意を喚起することも忘れなかった。さらに「現在と将来の世代に、ここで起きた出来事の記憶を失わせてはなりません」と述べ、被爆75年を迎えようとする今日における継承の課題を投げかけた。

このメッセージに先立ち、教皇は、諸宗教の代表者らに挨拶し、数十人の被爆者一人ひとりの手を取り声をかけた。この姿勢は、上述のような一つひとつの言葉にも増す強いメッセージを発していた。

帰国する機上の記者会見で教皇は、被爆者との出会いで「とても強く心を動かされ

た」とし、核兵器の使用も保有も倫理に反することをカトリックの教義書に明記すると述べた<sup>4</sup>。世界にカトリック信者は13億人と言われ、これがもたらす影響は大きい。まさに、被爆地が世界を動かした画期として、歴史に刻まれるだろう。

(ピースポート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) 国際運営委員)

<sup>2</sup> 「教皇の日本司牧訪問 教皇のスピーチ 平和のための集い」広島平和記念公園、11月24日、<https://www.cbccj.catholic.jp/2019/11/24/19823/>。

<sup>3</sup> NHK「ローマ教皇『核兵器保有も倫理に反する』は世界への強い訴え」2019年12月18日。

<sup>4</sup> 「核兵器使用・保有は『倫理に反する』、ローマ教皇 公式教義書に明記の意向」『AFP』2019年11月27日；「教皇『原発、利用すべきでない』『完全な安全必要』踏み込む発言」『東京新聞 (共同)』2019年11月28日。

## ローマ教皇 平和メッセージ

「平和の集い」 於：広島平和記念公園  
令和元年11月24日（日）

## ローマ教皇 平和メッセージ（仮訳）

「わたしはいおう、わたしの兄弟、友のために。『あなたのうちに平和があるように』」（詩編122・8）。

あわれみの神、歴史の主よ、この場所から、わたしたちはあなたに目を向けます。死といのち、崩壊と再生、苦しみと憐憫の交差するこの場所から。

ここで大勢の人が、その夢と希望が、一瞬の閃光と炎によって跡形もなく消され、影と沈黙だけが残りました。一瞬のうちに、すべてが破壊と死というブラックホールに飲み込まれました。その沈黙の淵から、亡き人々のすさまじい叫び声が、今なお聞こえてきます。生まれた場所はさまざまで、それぞれの名をもち、なかには、異なる言語を話す人もいました。そのすべての人が、同じ運命によって、このおぞましい一瞬で結ばれたのです。その瞬間は、この国の歴史だけでなく、人類の顔に永遠に刻まれました。

ここで、すべての犠牲者を思い起こしたいと思います。また、あの時を生き延びたかたがたを前に、その強さと誇りに、深く敬意を表します。その後の長きにわたり、肉体の激しい苦痛と、心の中の生きる力をむしばんでいく死の兆しを忍んでこられたからです。

わたしは平和の巡礼者として、この場所を訪れなければならないと感じていました。あのすさまじい暴力の犠牲となった罪のな

い人々を思い起こし、現代社会の人々の願いと望みを胸にしつつ、じっと祈るためです。とくに、平和を望み、平和のために働き、平和のために自らを犠牲にする若者たちの願いと望みです。わたしは記憶と未来にあふれるこの場所に、貧しい人たちの叫びも携えて参りました。貧しい人々はいつの時代も、憎しみと対立の無防備な犠牲者だからです。

わたしは謹んで、声を発しても耳を貸してもらえない人たちの声になりたいと思います。現代社会が置かれている増大した緊張状態、人類の共生を脅かす受け入れがたい不平等と不正義、わたしたちの共通の家を保護する能力の著しい欠如、あたかもそれで未来の平和が保障されるかのように行われる継続的あるいは突発的な武力行使を、不安と苦悩を抱いて見つめる人々の声です。

確信をもって、あらためて申し上げます。戦争のために原子力を使用することは、現代においては、これまで以上に犯罪とされます。人類とその尊厳に反するだけでなく、わたしたちの共通の家の未来におけるあらゆる可能性に反する犯罪です。原子力の戦争目的の使用は、倫理に反します。核兵器の保有は、それ自体が倫理に反しています。それは、わたしがすでに2年前に述べたとおりです。これについて、わたしたちは裁きを受けることとなります。次の世代の人々が、わたしたちの失態を裁く裁判官として立ち上がるでしょう。平和について話すだけで、国と国の間で何の行動も起こさなかったと。戦争のための最新鋭ですさまじい兵器を製造しながら、平和について話すことなどどうしてできるでしょうか。差別と憎悪のスピーチで、あのだれもが知る

偽りの行為を正当化しておきながら、どうして平和について話せるでしょうか。

平和は、それが真理を基盤としていないなら、正義に従って築かれないなら、愛によって息づき完成されないのなら、自由において形成されないのなら（聖ヨハネ23世回勅『パーチェム・イン・テリス——地上の平和』37〔邦訳20〕参照）、単なる「発せられることば」に過ぎなくなる、わたしはそう確信しています。

真理と正義をもって平和を築くとは、「人間の間には、知識、徳、才能、物質的資力などの差がしばしば著しく存在する」（同87〔同49〕）のを認めることです。ですから、自分だけの利益を求めるため、他者に何かを強いることが正当化されてよいはずはありません。その逆に、差の存在を認めることは、いっそうの責任と敬意の源となるのです。同じく政治共同体は、文化や経済成長といった面ではそれぞれ正当に差を有していても、「相互の進歩に対して」（同88〔同49〕）、すべての人の善益のために働く責務へと招かれています。

実際、より正義にかなう安全な社会を築きたいと真に望むならば、武器を手放さなければなりません。「武器を手にしたまま、愛することはできません」（聖パウロ6世「国連でのスピーチ（1965年10月4日）」10）。武力の論理に屈して対話から遠ざかってしまえば、武器は、それが犠牲者と廃墟を生み出す前にすら悪夢をもたらしうることを、悲しくも忘れてしまうのです。武器は「膨大な出費を要し、連帯を押し進める企画や有益な作業計画が滞り、民の心理を台なしにします」（同5）。紛争の正当な解決策として、核戦争の脅威による威嚇をちらつかせながら、どうして平和を提案

できるでしょうか。この苦しみの深淵が、決して越えてはならない一線に気づかせてくれますように。真の平和とは、非武装の平和以外にありえません。それに、「平和は単に戦争がないことではなく、……たえず建設されるべきもの」（第二バチカン公会議『現代世界憲章』78）です。それは正義の結果であり、発展の結果、連帯の結果であり、わたしたちの共通の家の世話の結果、共通善を促進した結果生まれるものなのです。わたしたちは歴史から学ばなければなりません。

思い出し、ともに歩み、守る。この三つは、倫理的命令です。これらは、まさにここ広島において、よりいっそう強く、より普遍的な意味をもちます。この三つには、平和となる道を切り開く力があります。ですから、現在と将来の世代に、ここで起きた出来事の記憶を失わせてはなりません。より正義にかなない、いっそう兄弟愛にあふれる将来を築くための保証であり起爆剤である記憶、すべての人、わけても国々の運命に対し、今日、特別な役割を負う人たちの良心を目覚めさせられる、広がる力のある記憶、これからの世代に向かって言い続ける助けとなる生きた記憶をです。——二度と繰り返しません、と。

だからこそわたしたちは、ともに歩むよう求められているのです。理解とゆるしのみならず、希望の地平を切り開き、現代の空を覆うおびただしい黒雲の中に、一条の光をもたらすのです。希望に心を開きましょう。和解と平和の道具となりましょう。それは、わたしたちが互いを大切にしたい、運命共同体で互いが結ばれていると知るなら、必ず実現可能です。現代世界は、グローバル化で結ばれているだけでなく、共通

の大地によっても、いつも相互に結ばれています。共通の未来を確実に安全なものとするべく、責任をもって闘う偉大な人となるために、それぞれのグループや集団が排他的利益を後回しにすることが、現代においてこそ求められています。

神に向け、すべての善意の人に向けて、一つの願いとして、原爆と核実験とあらゆる紛争のすべての犠牲者の名によって、心から声を合わせて叫びましょう。戦争は二度と繰り返しません、兵器の轟音は二度と繰り返しません、こんな苦しみは二度と繰り返しません、と。わたしたちの時代に、わたしたちのいるこの世界に、平和が来ますように。神よ、あなたは約束してください。「いつくしみとまことは出会い、正義と平和は口づけし、まことは地から萌えいで、正義は天から注がれます」（詩編 85・11-12）。

主よ、急いで来てください。破壊があふれた場所に、今とは違う歴史を描き実現する希望があふれますように。平和の君である主よ、来てください。わたしたちをあなたの平和の道具、あなたの平和を響かせるものとしてください。

「わたしはいおう、わたしの兄弟、友のために。『あなたのうちに平和があるように』」（詩編 122・8）。

## コラム7

### 被爆体験から核廃絶へ

原田 浩

2019年春、広島平和記念資料館がリニューアルした。本館の展示ケースの中に、被爆者が身に着けていた衣類が綺麗に並べられている。一体誰が、この衣類の中に幼い子や学徒、若い女性や働き人などの息と血の通った肉体があり、あの瞬間、想像を絶する熱線と爆風、放射線を浴びてどうなったか、想像できるだろうか。

半径2kmの全焼全滅区域では、多くの市民が即死した。かろうじて生き残った人びとは、わが身に何が起こったのか分からないまま地獄と化した市内をさまよひ、直後の高熱火災が迫る恐怖の中を死に物狂いで逃げ惑った。また建物の下敷きになって生きたまま焼き殺された人びとも数え切れない。一年中で最も暑い8月の炎天下、徹底的に破壊され逃れる建物もなく、容赦なく照り付ける灼熱の中、腐っていく人体の死臭が充満する。皮膚が熔け深い傷を負ってかすかに息をする人を助ける者はいない。市内にいた医師も看護婦もほぼ全滅し、治療の薬も皆無に近かった。

たった一発の、直径70cm、長さ3mの原子爆弾がさく裂したことで、当時の広島市の人口約35万人のうち、この年に14万人近くが被爆死した。今も平和記念公園（平和公園）にある原爆供養塔には、名前も分からず引き取り手がいない無辜の7万柱とされる魂が眠っている。そのうち名前の分かる814人の遺骨も引き取る者が現れない。あの日から市内の公園や学校の校庭で、お

びただしい数の犠牲者の死体が山積みされて焼かれた。市街地を覆う強烈な匂いの中で被爆者たちは必死で生き抜いた。

敗戦も間近か、日本各地に焼夷弾が投下され焼け野原になった。大方の国民が疲弊窮乏しており、衣食住のすべてを失った広島市民に救助や救援物資はほとんど届かなかった。市民は心身に深い傷を負い、さらに歴史や文化、地域社会などを失い、放射能の恐怖に晒され耐えがたい差別も受けた。現在、市内には全焼全滅区域にいて生存している直接被爆者が約1万2千人いるが、あの瞬間、真夏の素肌を直撃した核兵器の巨大な破壊力、自らの五感がとらえた体験の記憶を心の底深く封印した人が多い。

その後、「ヒロシマ」は広く人類史上最初の被爆都市として知られ、広島市だけではなく国、県、各種団体、教育機関、報道機関などが、世界へ向け「平和」を発信している。しかし、被爆体験を原点としない平和活動は一過性のイベントになっていないであろうか。様々な意見・提言の多くが「言いつばなし、聴きつばなし」で終わり、行政はほとんど検証していない。

如何に沢山の言葉や数々のデータ、様々な映像、苦心の研究論文を駆使しようとも、被爆者の声に耳を傾け被爆の実相に迫らない展示や研究などや、また被爆者から体験を聞き、代わってそれを「物語る」活動は虚しく思われる。言うのも辛く聞くのも辛い、余りにもむごい体験を、養成された伝承者は物語ることは出来ても伝えきれものではない。

昨年11月、フランシスコ・ローマ教皇が広島へ来られ、平和公園で「平和のための集い」があった。教皇は「戦争のための原子力の使用は犯罪である」「核の脅威で威

嚇しながら平和を語ることはできない」と、きっぱりと力強いメッセージを被爆地ヒロシマから、世界に向けて発信された。

同じ平和公園で38年前、当時の教皇ヨハネパウロ二世は「広島を考えることは、核戦争を拒否することです。平和に対する責任をとることです」と述べられた。その言葉は市民の心に深く刻まれ、平和活動の支えになってきた。

被爆75年が経つ今も、米国をはじめ9か国が核兵器を持ち他国を威嚇している。しかし、核兵器による戦争には勝者も敗者もなく、地球に住む運命共同体である人類の滅亡に至ることを、我々は本能的に知っている。

被爆者が高齢化し減少していく中で、如何に被爆体験と被害の実相を風化させず伝えて行くことが出来るか。やがて被爆者がいなくなった時、それを後世に伝えインパクトを与えるのは何か。語り部の「物語り」ではなく、被爆した建造物や樹木などではなからうか。爆心地に近い平和公園は、被爆前は呉服店、写真館、旅館、病院、寺院などが密集していた所であり、今も地下にはあの一瞬に壊滅した街並みの遺構が眠っている。世界遺産になった原爆ドームだけでなく本川小学校、旧日本銀行、旧陸軍被服支廠などの被爆建造物は、核兵器のすさまじさを今に告げている。これらは数多くの瀕死の被爆者が収容され、ほとんど治療されることなく最期を遂げた無念の場所であり、被爆の痕跡、軍都広島の歴史など様々なことを伝えている。こうした建造物や必死で生きてきた被爆樹木は、被爆者がいなくなった後も、核廃絶と平和を強く訴え続けるものと確信する。

2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、未だに50カ国の批准を満たしていない。それにしても唯一の被爆国と言いながら、この条約に背を向ける日本政府の態度は、世界の国々から見れば不可解であろう。今まさにフランシスコ教皇のメッセージに、日本人はもとより13億人のカトリック信徒をはじめ世界中の人びと、とりわけ各国の指導者がどう答えるかが問われている。「平和」と「核の脅威」を言うよりも、読者一人ひとりがどう行動するかが重要である。このかけがえのない美しい地球、大切な人や生活、平和な日常を愛する者が、核廃絶のために行動を起こさなければ、誰が行動を起こすのであろうか。

(元広島市国際・平和担当理事(兼広島平和記念資料館長))

---

## コラム8

### 若者から見る核軍縮—日本と広島の役割

---

柳津 聡

2020年は被爆75周年、核軍縮にとって節目の年だ。しかし、核兵器をめぐる情勢は冷戦以降最も厳しいと言える。昨年は米国のINF条約脱退、イランのJCPOA一部履行停止、米朝交渉決裂、中東諸国の核開発示唆など、核保有国や主要国が既存の核軍縮枠組みへのコミットメントから後退する動きが見られた。この趨勢からの転換を図れるか—2020年は勝負の年でもある。

核軍縮を支えてきた二国間・多国間枠組み(新START、NPTなど)への信頼は、広義の国際公共財であり、各国の遵守と賛助によって維持される。チャールズ・キンドルバーガーが「一つの覇権国が多国間のルール作りを主導するとき、世界システムが安定する」と論じたように、冷戦後の核軍縮は米国のリーダーシップに依る所が大きい。しかし、多極化する世界の中で米国が国際協調を主導する意欲を失いつつあるなか、米国だけに依存せず各国が分担して核軍縮枠組みへの信頼を醸成し続けることが肝要だ。

日本は唯一の戦争被爆国としての経験を外交資源として活用し、核なき世界の実現をリードすべきだ。日本の主体性が期待される論点として、核兵器禁止条約(TPNW)への対応が挙げられる。核兵器の非人道性を強調し、その保有の政治的コスト増大を目指す同条約の新たなアプローチの価値を、日本政府は認めるべきだと私は考える。米

国の核の傘への依存が当面の条約批准を妨げるとしても、オブザーバーとしての締結国会議参加などを通じての関与は可能だ。この行為自体は必ずしも NPT や日米安保体制との矛盾ではなく、むしろ核軍縮枠組みの停滞を打破するために有効な圧力と言える。目の前の安全保障情勢に対するプラグマティズムと長期的目標の核廃絶に向けた百年の計を使い分けるしなやかさが、真の「橋渡し役」としての日本外交に求められているのではないだろうか。

核兵器問題への関心を高め、政府の説明責任を強化することが、これらの外交努力を後押しする。この点で、広島県が行ってきた様々な施策が議論の起点となり得る。例えば、私が昨年夏に参加した広島－ICAN アカデミーでは、核保有国を含む 11 カ国から参加した 15 人の若者が、被爆者や専門家と対話を重ね、「核兵器の人的影響」「核兵器と国際安全保障」「市民社会の活動」「軍縮外交と国連の役割」の 4 テーマを探究し、自国での草の根運動の形を模索した。私自身、韓国・朝鮮人被爆者の存在や被爆者に対する差別の歴史への無知を痛感し、「未来志向の被爆国日本」といった表層のイメージに甘んじず原爆投下の傷跡について謙虚に学び続ける責任を感じる機会となった。

気候変動などのグローバル課題に対する若者の危機感と行動が政治を動かす潜在力をもつということが注目を浴びる今日、広島－ICAN アカデミーのような日本中、世界中の若者と協働する広島県の試みは、今後も核廃絶に向けての国民的議論を触発していこう。私も米国でのシンポジウム企画など、自分にできることから始めていきたい。（ハーバード大学 1 年）

## 第2章 核不拡散<sup>1</sup>

### (1) 核不拡散義務の遵守

#### A) 核兵器不拡散条約（NPT）への加入

2019 年末時点で、核兵器不拡散条約（NPT）には 191 カ国（北朝鮮、並びに国連加盟国ではないバチカン市国及びパレスチナを含む）が加入している。国連加盟国（193 カ国）のうち、非締約国は、2011 年 7 月に独立して国連に加盟した南スーダン（核兵器は保有していない）、1998 年に核実験を実施し、核兵器の保有を公表したインド及びパキスタン、並びに核兵器を保有していると広く考えられているイスラエルの 4 カ国である。また、北朝鮮は、1993 年及び 2003 年の 2 回にわたって NPT からの脱退を宣言し、国連安全保障理事会決議などで求められている「NPT への早期の復帰」に依拠していない。なお、NPT 締約国全体としては北朝鮮の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない。

#### B) NPT 第 1 条及び第 2 条、並びに関連安保理決議の遵守

##### 北朝鮮

NPT 成立以降、締約国のなかで第 1 条または第 2 条の義務に違反したとして、国連を含め国際機関から公式に認定された国はない<sup>2</sup>。しかしながら、NPT 脱退を宣言し

た北朝鮮に関しては、脱退が法的に無効であるとする、あるいは脱退の効力発生前に核兵器を保有していたとすれば、その核兵器の取得行為は第 2 条に違反する行為となる。米務省が公表してきた軍縮・不拡散条約の遵守状況に関する累次の報告書には、北朝鮮が、「2003 年に NPT からの脱退を通告した時に、NPT 第 2 条及び第 3 条、並びに国際原子力機関（IAEA）保障措置協定に違反していた」<sup>3</sup>との判断が明記されてきた。

北朝鮮に対する国連安全保障理事会決議 1787（2006 年 10 月）では、国連憲章第 7 章のもとでの決定として、「北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約のもとで締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIR/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供すること」<sup>4</sup>と規定された。弾道ミサイルについても、その「計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムにかかる既存の約束を再度確認することを決定」した。しかしながら、北

<sup>1</sup> 第 2 章「核不拡散」は、戸崎洋史により執筆された。

<sup>2</sup> IAEA による NPT 第 3 条（非核兵器国による包括的保障措置の受諾）の遵守にかかるものを除き、どの国際機関も NPT の各条項の遵守を評価する明示的な権限は与えられていない。

<sup>3</sup> The U.S. Department of State, "Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments," August 2019, p. 26.

<sup>4</sup> S/RES/1718, October 14, 2006. 2009 年 4 月の北朝鮮による核実験に対して採択された安保理決議 1874（2009 年 6 月）でも、「北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（特に決議第 1718 号（2006 年 10 月））の義務を直ちにかつ完全に遵守すること」などが要求された。

朝鮮は、安保理決議の決定を無視して核兵器及び弾道ミサイルにかかる活動を積極的に継続し、2017年9月には6回目の核爆発実験を実施した。

2018年になると北朝鮮は一転して、韓国、さらには米国との対話モードに舵を切り、南北首脳会談及び米朝首脳会談が開催され、北朝鮮は「朝鮮半島の完全な非核化に向けた作業」の約束を再確認した。金正恩（Kim Jong-un）朝鮮労働党委員長は2019年1月の新年演説でも、朝鮮半島の恒久的な平和体制の構築、完全な非核化に向けた前進の意思、並びに核兵器をこれ以上製造・実験せず、使用・拡散もしないとの約束に改めて言及した。その一方で、米国が約束を守らず、一方的に強制を試み、制裁や圧力をかければ、自主権と国家の最高利益を守るため、新たな道を模索せざるを得なくなるとも述べた<sup>5</sup>。

2019年2月の第2回米朝首脳会議を前に、北朝鮮は米国にたびたび制裁緩和・解除を求め、米国からも非核化の第一ステップとして北朝鮮の核関連アセットに関する完全な申告は求めないとの発言が見られるなど<sup>6</sup>、米朝間で何らかのディール—北朝鮮に有利な内容になるのではないかと懸念も見られた—が成立するのではないかとの見方が強まった。しかしながら、会談は決

裂し、合意文書は作成されなかった。北朝鮮は、寧辺（ニョンビョン）の核施設を廃棄し、米国の専門家による査察を受け入れること、その見返りに2016年及び2017年の国連安保理決議で定められた経済制裁の大幅な緩和を求めたとされる。これに対して、米国は、北朝鮮による「最終的、かつ完全に検証された非核化（FFVD）」まで経済制裁は解除せず、また寧辺の核施設だけでなく、寧辺近くの分江（ブンガン）にある地下高濃縮ウラン施設—北朝鮮はその存在を認めていない—も廃棄対象に含め、核計画の申告や核兵器及び核物質への米国への引き渡しなど核計画の完全放棄を要求する「ビッグディール」を提案し、北朝鮮はこれを拒否したと報じられた。

米朝はその後、北朝鮮／朝鮮半島の非核化に対するアプローチの相違を隠さず、協議は進展しなかった。北朝鮮は一貫して、韓国に対する米国の「核の傘」を含めるという意味で、「朝鮮半島の非核化」と言及してきた<sup>7</sup>。米国は、朝鮮半島の唯一の核兵器は北朝鮮が製造したものだと言った。金正恩朝鮮労働党委員長は4月、「ハノイほどよい機会は二度とない」と述べ、米国が核交渉への姿勢を変える期限を年末に設定した。しかしながら、金委員長は米国を厳しく批判しつつも、トランプ（Donald

<sup>5</sup> “New Year Address of Supreme Leader Kim Jong Un,” *KCNA*, January 1, 2019, <http://www.kcna.co.jp/item/2019/201901/news01/20190101-24ee.html>.

<sup>6</sup> Edward Wong, “U.S. Appears to Soften Timing for List of North Korea’s Nuclear Assets,” *New York Times*, January 31, 2019, <https://www.nytimes.com/2019/01/31/world/asia/us-north-korea-nuclear.html>.

<sup>7</sup> 北朝鮮の国営通信社である朝鮮中央通信（KCNA）は論評で、「我々が『朝鮮半島の非核化』に言及する時、それは南北だけではなく、半島を標的にするすべての近隣地域から核の脅威のすべての源を除去することを意味している。…朝鮮半島の非核化は、北朝鮮の核抑止力を廃絶する前に『朝鮮に対する米国の核の脅威を完全に廃絶すること』を定義すべきである」と説明している。“North Korea Media Says Denuclearization Includes Ending ‘U.S. Nuclear Threat,’” *Reuters*, December 20, 2018, <https://www.reuters.com/article/us-northkorea-usa-denuclearisation/north-korea-media-says-denuclearization-includes-ending-u-s-nuclear-threat-idUSKCN1OJ0J1>.

Trump) 大統領との友好関係を維持しようと努めた。

20カ国・地域首脳会合(G20大阪サミット後)の6月30日、トランプ大統領は板門店を電撃訪問した。金正恩委員長と1時間会談し、軍事境界線を越えて北朝鮮に入った初めての現職大統領となった。しかしながら、そこでなされた唯一の合意は実務協議の再開であった。

10月にはストックホルムで米朝実務者協議が開催されたが、北朝鮮の金明吉(Kim Myong Gil)首席代表は、米国が「古い見方と態度」を変えていないため失敗し、「米国は柔軟なアプローチ、新しい方法、創造的な解決策といった提案で期待を高めたが、交渉のテーブルに何も持ち込まず、我々を大いに失望させ、協議に対する熱意をくじいた」と厳しく批判した(他方、米国は良好な協議ができたとの評価を示した)<sup>8</sup>。この協議では、北朝鮮が米国に、敵対政策の完全かつ不可逆的な終了(complete and irreversible dismantlement of the “hostile policy”)、並びに体制保証と制裁解除を求め、既に行った非核化措置に「誠意をもって応じる」ことが必要だとする従来の主張を繰り返したと報じられている<sup>9</sup>。

上述のように北朝鮮は、米朝による合意の期限を2019年12月末に設定したが、北朝鮮が望むような進展が見られないなか、

11月には金桂冠(Kim Kye Gwan)外務省顧問が米朝首脳会談に対して、「我々は、我々に何ももたらさないこのような交渉に、もはや興味を持っていない。われわれに見返りがないため、我々は米大統領が自慢できるような贈り物をするつもりはない。…米国が我々との対話を本当に放棄したくないのであれば、敵視政策の撤回を決定すべきだ」と強調した<sup>10</sup>。北朝鮮が「交渉期限」としてきた12月に入ると、金星(Kim Song)国連大使が、米国は国内の政治的な思惑から時間稼ぎをしているだけであり、「米国と長々とした対話をする必要はない。非核化はすでに交渉のテーブルから外れた」と述べ、またそれまで抑制してきたトランプ大統領への批判を再開するなど、対米批判を強めていった<sup>11</sup>。

この間、北朝鮮は2018年に行ったコミットメントのとおり、核兵器及び長距離ミサイルの実験は実施しなかった。しかしながら、北朝鮮は短距離ミサイルや多連装ロケットの発射を繰り返し、その数は2019年の1年間で20発以上に及んだ。また10月には、新型の潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)「北極星3」を元山(ウォンサン)の沖合から発射した。さらに、米朝協議に関して米国が(北朝鮮への譲歩を含む)新たな提案を示さなければ、核兵器及び長

<sup>8</sup> “North Korea Breaks off Nuclear Talks with US,” *DW*, October 5, 2019, <https://www.dw.com/en/north-korea-breaks-off-nuclear-talks-with-us/a-50712028>.

<sup>9</sup> Hyung-Jin Kim, “North Korea: No More Talks Until US Ends ‘Hostile Policy,’” *Associated Press*, October 6, 2019, <https://apnews.com/2348fb048cc34bc1a8265e0ce3033c6f>.

<sup>10</sup> “Advisor to DPRK Foreign Ministry Issues Statement,” *KCNA*, November 18, 2019, <http://www.kcna.co.jp/item/2019/201911/news18/20191118-08ee.html>.

<sup>11</sup> Dakin Andone and Elizabeth Joseph, “North Korea’s UN Ambassador Says Denuclearization Is off the Table in Talks with US,” *CNN*, December 7, 2019, <https://edition.cnn.com/2019/12/07/us/north-korea-denuclearization-off-table/index.html>.

距離ミサイルの実験を再開するとも警告した<sup>12</sup>。

上述のように、北朝鮮は「朝鮮半島の非核化」に向けた取組を約束しているが、米国の情報機関は、北朝鮮が体制の維持に核兵器が不可欠だと考えており、これを放棄する用意はできていないと分析している<sup>13</sup>。

### イラン

E3/EU+3（中、仏、独、露、英、米、欧州連合（EU）上級代表）とイランは2015年7月に、「包括的共同作業計画（JCPOA）」に合意した。この合意では、イランがウラン濃縮をはじめとする核活動への制限を受諾し、他の参加国は対イラン制裁を緩和・解除することが定められた。JCPOAはイランにより概ね遵守（2016年の重水貯蔵量にかかる2件のケースを例外としつつ）され、このことはIAEAによる検証・監視によって確認されていたが、トランプ大統領は選挙期間中からJCPOAを強く批判し、2018年5月にこれからの離脱と、核関連の対イラン制裁再発動に関する大統領令に署名した。

これに対してイランは、JCPOAから離脱せず、2018年には合意内容の遵守を継続した。また、米国によるJCPOA離脱以降、欧州の参加国を中心に、合意とイランの遵守を維持すべく、様々な取組が講じられてきた。2019年1月には、仏独英がイランと

の貿易継続に向けて、ドルを介さずにイランと合法的に金融取引・貿易ができる体制として、特別目的事業体（SPV）である貿易取引支援機関（INSTEX）を設立した。しかしながら、米国の制裁によって米国市場を失うことを懸念する欧州金融機関・企業は、INSTEX参加を躊躇した。

しかしながら、JCPOAの継続を模索する欧州諸国などの取組が奏功しないなか、イランはJCPOAの不遵守に踏み出した。イランは2019年5月15日に、JCPOAで定められた低濃縮ウラン（LEU）及び重水の貯蔵の上限に関する義務の履行を停止したと述べた。また、規定を超えた濃縮度（JCPOAの上限は3.67%）でのウラン生産については、米国以外のJCPOA参加国による原油・金融取引などの保証が60日以内になされなければ着手するとした。

米国は、「最大限の圧力」として対イラン経済制裁を段階的に強化しつつ、イランに交渉を呼びかけた。5月には、トランプ大統領がツイッターで、イランに対して、「ディールを結ぶ」べく交渉の席に着くよう呼びかけた。翌月にはポンペオ（Michael R. Pompeo）国務長官が、イランが「普通の国」として振る舞うのであれば、イランの核計画に関して前提条件なしに協議する用意があるとも述べた<sup>14</sup>。これに対して、イランのロウハニ（Hassan Rouhani）大統領は、「交渉のテーブルを離れ、協定

<sup>12</sup> Hyung-Jin Kim, "N. Korea Threatens to Resume Nuke, Long-Range Missile Tests," *Associated Press*, October 10, 2019, <https://www.apnews.com/75aaddf43e064d44b667bf09da627201>.

<sup>13</sup> Dan Coats, Director of National Intelligence, "Remarks," Senate Select Committee on Intelligence, January 29, 2019, [https://www.dni.gov/files/documents/Newsroom/Testimonies/2019-01-29-ATA-Opening-Statement\\_Final.pdf](https://www.dni.gov/files/documents/Newsroom/Testimonies/2019-01-29-ATA-Opening-Statement_Final.pdf).

<sup>14</sup> David Brunnstrom and John Revill, "U.S. Prepared to Talk to Iran with 'No Preconditions,' Iran Sees 'Word-Play,'" *Reuters*, June 2, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-usa-iran-switzerland/u-s-prepared-to-engage-with-iran-without-pre-conditions-pompeo-idUSKCN1T30DT>.

を破棄した側が通常の状態に戻るべきである」<sup>15</sup>と述べ、また最高指導者のハメネイ（Ally Khamenei）師も、米国との対話を拒否するとの発言を繰り返した<sup>16</sup>。この間、米国財務省は5月と6月にそれぞれハメネイ師とザリフ（Mohammad Zarif）外相を制裁対象に加えた。

6月末には、米国を除くJCPOA参加国は高官協議で、INSTEX が稼働し、最初の取引の処理も行われていることを確認した<sup>17</sup>。これに対して、イランのアラグチ（Seyed Abbas Araghchi）外務次官は、欧州諸国がイラン産原油を輸入しておらず、依然として不十分だと主張した。また、INSTEX は期待どおりには機能していないとも指摘されている<sup>18</sup>。他方、米国も INSTEX を、米国が科す制裁を回避する試みであり、「それはイランを強化し、EU を弱体化させ、さらにヨーロッパとアメリカの間の距離をさらに広げる、悪いアドバイスを与えられたステップだ」<sup>19</sup>として批判していた。

また日本も、安倍晋三首相がイランを訪問し、ハメネイ師及びロウハニ大統領との

会談で、核問題の解決と緊張緩和を働きかけた。しかしながら、日・イラン首脳会談と同日の6月13日、ホルムズ海峡付近で日本などのタンカーが水雷攻撃を受け、米国はイランの革命防衛隊（IRGC）によるものだと非難した（イランは否定）。同月20日には、イランがペルシャ湾付近で米国の無人機を撃墜した（イランは自国領空を侵犯したと主張）。その翌日、トランプ大統領は報復としてレーダーやミサイル発射台といった複数の標的への対イラン軍事攻撃を承認し、実施の初期段階に入っていたものの、民間人の死傷者が想定されるとして、攻撃直前に中止したことを明らかにした。

こうして米・イラン間の緊張も高まるなか、7月1日にIAEAは、イランの濃縮ウラン保有量がJCPOAの規定上限（202.8kg）を超え、205kgになったことを確認したと理事会に伝え<sup>20</sup>、イランも同日、上限を超えたと発表した<sup>21</sup>。さらに、イランは7月8日、ウランの濃縮度が規定上限（3.67%）を超えて4.5%になったこと、必要があれば

<sup>15</sup> “US Must Get Back to Normal Conditions: Rouhani,” *Press TV*, June 3, 2019, <https://www.presstv.com/Detail/2019/06/03/597561/Rouhani-nuclear-deal-Iran-US-Pompeo-preconditons-talks>.

<sup>16</sup> “Iran’s Khamenei: Tehran Will Not Abandon Its Missile Program,” *Reuters*, June 4, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-usa-iran-khamenei/irans-khamenei-tehran-will-not-abandon-its-missile-program-idUSKCN1T5233>.

<sup>17</sup> “Chair’s Statement Following the 28 June 2019 Meeting of the Joint Commission of the Joint Comprehensive Plan of Action,” *European External Action Service*, June 28, 2019, [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/64796/chairs-statement-following-28-june-2019-meeting-joint-commission-joint-comprehensive-plan\\_en](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage/64796/chairs-statement-following-28-june-2019-meeting-joint-commission-joint-comprehensive-plan_en).

<sup>18</sup> たとえば、以下を参照。Alexandra Brzozowski, “INSTEX Fails to Support EU-Iran Trade as Nuclear Accord Falter,” *EURACTV*, January 14, 2020, <https://www.euractiv.com/section/global-europe/news/instex-fails-to-support-eu-iran-trade-as-nuclear-accord-falters/>.

<sup>19</sup> Joe Gould, “Pence Calls on EU Allies to Withdraw from Nuclear Deal in Latest Trans-Atlantic Rift,” *MilitaryTimes*, February 14, 2019, <https://www.militarytimes.com/congress/2019/02/14/pence-calls-on-eu-allies-to-withdraw-nuclear-deal-in-latest-transatlantic-rift/>.

<sup>20</sup> GOV/INF/2019/8, July 1, 2019.

<sup>21</sup> Jon Gambrell and Amir Vahdat, “Iran Breaches Uranium Stockpile Limit Set by Nuclear Deal,” *Associated Press*, July 2, 2019, <https://apnews.com/3e2d08074a4f4256ba6ee379cdb168f7>.

濃縮度を 20%まで引き上げることを明らかにした<sup>22</sup>。

9月4日には、ロウハニ大統領が予告どおり、義務の一部履行停止の第3段階として、「イラン原子力機関は直ちに研究開発分野で必要とされているあらゆることを開始し、(JCPOAで)規定された研究開発のコミットメントをすべて放棄するよう命ずる」と表明した<sup>23</sup>。IAEAも同月9日に声明で、遠心分離機の「IR-4を22機、IR-5を1機、IR-6を30機、IR-6sを3機が設置済みまたは設置中であることを確認した」と発表した<sup>24</sup>。

JCPOAの崩壊を防ぐべく、フランスを中心に様々な働きかけや取組をイランに対して行ったが、状況は好転しなかった。8月のG7首脳会談終了後の米仏首脳による共同記者会見では、マクロン(Emmanuel Macron)大統領が、トランプ・ロウハニ両大統領の会談を「数週間以内に実現できることを期待している」と述べ、トランプ大統領もイラン指導部の変更は求めず、核兵

器・弾道ミサイル禁止に関する長期間の合意が必要であり、「適切な条件下」であれば会談すると応じた<sup>25</sup>。9月に入ると、フランスのルドリアン(Jean-Yves le Drian)外相が、原油を担保にフランス政府が150億ドルの融資を行うことをイランに提案していると明らかにした<sup>26</sup>。しかしながら、米国は、制裁の適用免除には応じないと明言し<sup>27</sup>、逆にイランに対する追加制裁を科していった。トランプ大統領は9月の国連における首脳会談開催を模索したものの、ロウハニ大統領は米国がまず制裁を解除しなければ応じないと主張した。そこには、イランの強い対米不信が反映されていた。

イランは11月4日、JCPOAの一部履行停止の第4段階として、IR-1より10倍の濃縮能力を持つIR-6を30機導入(これにより60機が稼働)すると発表した。翌日にはロウハニ大統領が、フォルドウの核関連施設(ここでの濃縮活動はJCPOAで禁止されている)で1,044機の遠心分離機にUF6のガスを注入すると表明し<sup>28</sup>、イラン

<sup>22</sup> "Iran's Uranium Enrichment Breaks Nuclear Deal Limit. Here's What That Means," *NPR*, July 7, 2019, <https://www.npr.org/2019/07/07/738902822/irans-uranium-enrichment-breaks-nuclear-deal-limit-here-s-what-that-means>.

<sup>23</sup> Darryl Coote, "Iran to Develop Nuclear Centrifuges in Defiance of JCPOA," *UPI*, September 5, 2019, [https://www.upi.com/Top\\_News/World-News/2019/09/05/Iran-to-develop-nuclear-centrifuges-in-defiance-of-JCPOA/5361567664360/?sl=11](https://www.upi.com/Top_News/World-News/2019/09/05/Iran-to-develop-nuclear-centrifuges-in-defiance-of-JCPOA/5361567664360/?sl=11).

<sup>24</sup> GOV/INF/2019/10, September 8, 2019.

<sup>25</sup> "Remarks by President Trump and President Macron of France in Joint Press Conference," Biarritz, France, August 26, 2019, <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-president-macron-france-joint-press-conference-biarritz-france/>.

<sup>26</sup> John Irish and Parisa Hafezi, "France Pushes \$15 Billion Credit Line Plan for Iran, If U.S. Allows It," *Reuters*, September 3, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-iran-usa-france-idUSKCN1VO1AF>.

<sup>27</sup> "U.S. Official Rules out Sanctions Waivers for Iran Credit Line Plan," *Radio Free Europe*, September 4, 2019, <https://www.rferl.org/a/france-explores-15-billion-relief-plan-for-iran-pending-green-light-from-washington/30145703.html>.

<sup>28</sup> "Iran Starts Injecting Uranium Gas into Centrifuges, Further Unraveling Nuclear Accord," *Press From*, November 5, 2019, <https://pressfrom.info/us/news/world/-347884-iran-starts-injecting-uranium-gas-into-centrifuges-further-unraveling-nuclear-accord.html>.

原子力庁は7日にウラン濃縮を開始したと明らかにした。同時にロウハニ大統領は、JCPOAの他の参加国が合意を遵守すればガスの注入は停止するとして、イランの行動が可逆的なものであることを強調した<sup>29</sup>。12月には、JCPOA参加国（米国を除く）の協議で、仏独英が国連の対イラン制裁復活につながる「紛争解決手続き」開始の可能性に言及したのに対して、一部履行停止の第5段階として、IAEAによる査察受け入れを一部停止すると警告した<sup>30</sup>。そして、イランは2020年1月6日、第5段階として、JCPOAで定められた濃縮ウランの濃縮度や貯蔵量、ウラン濃縮の研究・開発に関する制限を遵守しないと発表した。同時にイランは、IAEAと引き続き協力すること、また米国が対イラン制裁を解除すればJCPOAを完全に遵守する用意があると明らかにした。

IAEAが理事会に提出した11月11日付のイラン核問題に関する報告書—IAEA査察の実施状況をまとめたIAEA事務局長報告が四半期毎に理事会に提出されている—では、以下のようなことが報告された<sup>31</sup>。

- 規定の3.67%を上回る4.5%でウラン濃縮を開始したことをIAEAは確認した。
- 濃縮ウランの貯蔵量は、2019年7月8

日より前に生産された3.67%のU-235が212.6kg、並びに同年7月8日以降に生産された4.5%までのU-235が159.7kgである。

- IAEAは、イランの未申告の場所で人為起源の天然ウラン粒子を検出した。早期解決のために、イランはIAEAとの意思疎通を継続することが重要であり、保障措置協定と追加議定書の完全な実施に関するイランによる完全かつ適時の協力が必要である。

上述の天然ウラン粒子については、報告書には記載されていないが、イスラエルがイランの「秘密核倉庫（secret atomic warehouse）」と称したテヘラン近郊のトゥルクザバド（Turquzabad）地区にある場所で、環境サンプリングにより採取された試料から検出されたと見られている<sup>32</sup>。また、IAEAは11月18日、イランの重水貯蔵量が131.5t（JCPOAで定められた上限は130t）になったことを明らかにした<sup>33</sup>。

この間、JCPOAから離脱した米国は以下のように、イランに対して再発動した非軍事的制裁を段階的に強化していった。

- IRGCの「外国テロ組織」指定（4月）
- イラン産原油の禁輸制裁について、特定輸入国に対する適用除外の打ち切り（それ以降もイラン産原油の輸入を続ければ、米国による制裁対象になる恐

<sup>29</sup> “Iran Nuclear Deal: Fordo Uranium Centrifuges to be Injected with Gas,” *BBC*, November 5, 2019, <https://www.bbc.com/news/world-middle-east-50300952>.

<sup>30</sup> “Iran Nuclear Deal Signatories Meet in Vienna As Accord Nears Collapse,” *France 24*, December 6, 2019, <https://www.france24.com/en/20191206-iran-nuclear-deal-vienna-tehran-meet-uranium-enrichment-nuclear-weapon-usa-sanction-europe-eu-un-united-nations-zarif-iaea-russia-china-rouhani>.

<sup>31</sup> GOV/2019/55, November 11, 2019.

<sup>32</sup> “Iran Nuclear Deal: IAEA Finds Uranium Particles at Undeclared Site,” *BBC*, November 11, 2019, <https://www.bbc.com/news/world-middle-east-50382219>.

<sup>33</sup> “IAEA: Iran’s Heavy Water Stock Exceeds Authorized Limit,” *AFP*, November 18, 2019, <https://www.voanews.com/middle-east/iaea-irans-heavy-water-stock-exceeds-authorized-limit>.

れ) (4月22日に表明)。輸入禁止に違反したとして中国の企業に対する制裁措置 (7月22日)

- イランの鉄鋼、アルミニウム、銅の全取引に対する禁止 (5月8日)
- IRGC が金融支援を行っているとする石油化学業界への制裁措置 (6月7日)
- IRGC のコッズ部隊などを支援したとして、イランの原油輸送ネットワークに関わる個人・団体を制裁対象に指定 (9月4日)
- 民生用原子力技術の分野でのロシア、中国及び欧州諸国とイランが進めるイラン国内の5事業に対して、延長が繰り返されてきた制裁免除について、フォルドゥの核施設に対する免除措置を終了すると表明 (11月18日)

### 脱退問題

NPT 第10条1項は条約からの脱退について規定しているが、そのプロセスは明確性に欠けるところがある。北朝鮮による上述のような NPT 脱退宣言以降、日本、韓国及び他の西側諸国は、NPT 締約国が条約に違反して核兵器 (能力) を取得した後に NPT から脱退するのを防止すべく、NPT 脱退の権利が濫用されないようにすること、あるいは締約国である間に取得された核物質が核兵器に使用されないようにするための施策を講じることなどを行うべきだと主張してきた。

「ウィーン10カ国グループ」(豪州、オーストリア、カナダ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデンなど)

は、前回に続き2019年NPT準備委員会で、2020年NPT運用検討会議に向けた提案の1つとして、条約からの脱退—不拡散努力へのリスクをもたらす、国際の平和及び安全を脅かしかねない—は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態に直面した時にのみ脱退の権利を行使すること、脱退前の違反には責任を有すること、IAEA保障措置を含め脱退前に条約の履行を通じて形成された他国との権利・義務に影響を与えないこと、脱退の決定を再考するよう説得するためのすべての外交努力がなされるべきであること、脱退前に取得したすべての核物質、設備及び技術は脱退後もIAEA保障措置下に置かれること、原子力供給国グループ(NSG)は脱退に際しての返還条項を行使するよう促すことといった原則のもとでなされるべきだと提言した<sup>34</sup>。

2015年のNPT運用検討会議でなされた議論を見ると<sup>35</sup>、西側諸国は、締約国の脱退の権利を認めつつ、その行使にあたっては様々な要件が勘案されなければならないとして厳格化を求めているのに対して、中国及びロシアは必ずしも積極的ではない。また非核兵器国のなかには、ブラジルや非同盟運動(NAM)諸国を中心に、NPT脱退を規定した条約第10条を変更する必要はなく、脱退は締約国の権利であるとして、その厳格化に批判的な主張も根強い。2019年NPT準備委員会では、イランが以下のように厳しく批判した。

脱退の権利について、イランは、条約から脱退するとの締約国の主権的権利

<sup>34</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.5, March 15, 2019.

<sup>35</sup> 2015年NPT運用検討会議における調査対象国の主張や提案に関しては、『ひろしまレポート2016年版』を参照。

に挑戦し、制約し、または条件を付す  
いかなる提案にも決して合意しないこ  
ことを強調したい。この固有の権利は、  
NPT の締結に至った妥協の不可欠な部  
分であった。

米国は国際文書・機関から次々と脱退  
しているが、NPT 脱退の権利を行使す  
る非核兵器国に対して厳格な条件を設  
定しようとしているのは逆説的である。  
第 10 条は完全に明確で、曖昧さはない。  
それは、国家主権の行使において条約  
から脱退する無条件の権利の存在をい  
かなる締約国にも認めている。

それはまた、締約国が、その「至高の  
利益」が条約に関連する「異常な出来  
事」によって「危険に晒されている」  
と決定した場合には、条約上の義務を  
終了させ、脱退するための合法的なメ  
カニズムを作り出している。異常な事  
態の存在の判断は、完全に脱退国の裁  
量に委ねられる。

条約に関連する異常な事態には、とり  
わけ、核軍縮義務の不遵守、原子力技  
術の交換及び民生用原子力協力を促進  
する義務の違反、非核兵器国の保障措  
置下にある原子力施設に対する軍事攻  
撃、並びに非核兵器国に対する平和的  
目的のための原子力技術を開発する締  
約国の権利の行使を阻害するような一  
方的制裁の適用が含まれる。

我々の見解では、条約の文言と精神が  
すべての側面において遵守されない場

合、非核兵器国が条約にとどまるため  
の利益とインセンティブは減少する。  
したがって、NPT からの将来の脱退を  
防止するための最も効果的な方法は、  
選択性、二重基準または差別的なアプ  
ローチなしに、そのすべての規定の完  
全な実施を確保することである<sup>36</sup>。

### 核取得発言

核兵器拡散問題で近年注視されてきたの  
は、サウジアラビアの動向である。サウジ  
アラビアは、今後 25 年間に 16 基の発電用  
原子炉を建設する計画を有しており、同国  
初となる研究用原子炉の建設も進んでいる。  
サウジアラビアは原子力計画を、自国のエ  
ネルギー供給と、これによる石油の輸出量  
増加という、厳密に民生目的のために推進  
していると説明してきた。しかしながら、  
イランと対立関係にあるサウジアラビアは、  
イランが核兵器を開発すれば自国もこれに  
続くとの発言をたびたび行っており、その  
原子力開発が核兵器拡散の可能性を高める  
ことへの懸念も論じられてきた。6 月には、  
サウジアラビアが中国の支援で弾道ミサ  
イル開発を大幅に加速していることも報じら  
れた<sup>37</sup>。

また、トルコのエルドアン（Recep  
Tayyip Erdogan）大統領は演説で、「核弾  
頭を積んだミサイルを持つ国はいくつもあ  
るが、我々は持てない。これは受け入れら

<sup>36</sup> “Statement by Iran,” Specific issue—Improving the effectiveness of the strengthened review process, 2019 NPT PrepCom, May 7, 2019.

<sup>37</sup> Phil Mattingly, Zachary Cohen and Jeremy Herb, “US Intel Shows Saudi Arabia Escalated Its Missile Program with Help from China,” *CNN*, June 5, 2019, <https://edition.cnn.com/2019/06/05/politics/us-intelligence-saudi-arabia-ballistic-missile-china/index.html>.

れない」<sup>38</sup>と述べ、9月24日の国連総会での演説でも「核兵器の保有は全ての国に認めるか、完全に禁止するかの二者択一にすべき」<sup>39</sup>だと主張した。これらは、核兵器取得の意図を明言したわけではないものの、関心を示唆したものだとして懸念が示された。

### C) 非核兵器地帯

非核兵器地帯条約は、これまでにラテンアメリカ（ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約〔トラテロルコ条約〕：1967年署名、1968年発効）、南太平洋（南太平洋非核地帯条約〔ラロトンガ条約〕：1985年署名、1986年発効）、東南アジア（東南アジア非核兵器地帯条約〔バンコク条約〕：1995年署名、1997年発効）、アフリカ（アフリカ非核兵器地帯条約〔ペリндаバ条約〕：1996年署名、2009年発効）、中央アジア（中央アジア非核兵器地帯条約：2006年署名、2009年発効）で締結された。またモンゴルは、1992年に国連総会で自国の領域を一国非核兵器地帯とする旨宣言し、1998年の国連総会ではモンゴルの「非核の地位」に関する宣言を歓迎する決議<sup>40</sup>が採択された。ラテンアメリカ、東南アジア及び中央アジアの

非核兵器地帯条約に関しては、域内のすべての非核兵器国が締約国となっている。

中東に関しては、2010年NPT運用検討会議で合意された中東非大量破壊兵器（WMD）地帯に関する国際会議（以下、「中東会議」または「ヘルシンキ会議」）が開催できないまま2015年NPT運用検討会議を迎え、そこでも中東会議を巡り最終文書のコンセンサス採択に失敗した。

その後も会議の開催には至らず、2018年NPT準備委員会では、NAM諸国が作業文書で、2020年より前に中東会議を開催するよう求めた<sup>41</sup>のに対して、米国は、NPT運用検討サイクルは中東非WMD地帯進展や地域紛争解決のための主たるメカニズムではないことなどを挙げ、（特に米国を含む1995年中東決議の共同提案国が責任を負う形で）中東問題が取り上げられることに反対した。2018年の国連総会では、アラブ連盟が提案した決定案「中東非WMD地帯に関する会議の開催」が、西側諸国など多くの国の棄権に直面しつつも辛うじて採択され<sup>42</sup>、2019年末までに中東非WMD地帯設立に関する1週間の会議を国連本部で開催すること、並びに中東非WMD地帯を設置する法的拘束力のある条約が締結されるま

<sup>38</sup> Erdogan Says It's Unacceptable That Turkey Can't Have Nuclear Weapons," *Reuters*, September 4, 2019, <https://www.reuters.com/article/us-turkey-nuclear-erdogan/erdogan-says-its-unacceptable-that-turkey-cant-have-nuclear-weapons-idUSKCN1VP2QN>.

<sup>39</sup> Hannon Bugos, "Turkey Shows Nuclear Weapons Interest," *Arms Control Today*, Vol. 49, No. 9 (October 2019), p. 25.

<sup>40</sup> 53/77D, December 4, 1998.

<sup>41</sup> NPT/CONF.2020/PC.II/WP.16, March 22, 2018.

<sup>42</sup> 決定案は第一委員会で賛成 103、反対 3、棄権 71 で総会に送付され、総会では賛成 88、反対 4（イスラエル、米国など）、棄権 75（豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、フランス、インド、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、英国など）で辛うじて採択された。

での間、国連本部で1週間の年次会議を開催することとなった。

2019年のNPT準備委員会では、アラブ諸国グループが作業文書で、中東非WMD会議の開催にかかる国連総会決議の決定を歓迎し、すべての招待国、特にイスラエルに参加するよう求めた<sup>43</sup>。イラクはさらに、中東非WMD地帯の設置は実質的にNPTの「第四の柱」として、その重要性を強調した。また、NAM諸国は、2020年NPT運用検討会議の主要委員会2に、「中東決議」の履行を評価する補助機関の設置を求めるとともに、イスラエルのNPT加入などに関する運用検討会議での勧告の履行について会期間にフォローアップする常設委員会を設置し、2025年NPT運用検討会議及びその準備委員会に報告することを提案した<sup>44</sup>。これに対して、米国は、中東非WMD地帯の目標を支持し続けると述べつつ、そのための取組はすべての地域諸国により相互に合意されたアレンジメントに基づく自発的なものでなければならず、地域諸国のコンセンサスによる支持がないにもかかわらず2018年の国連総会で中東非WMD地帯に関する会議の開催が決定されたことは遺憾であるとし、すべての地域諸

国による参加が得られない場合には、米国は会議に参加しないと発言した<sup>45</sup>。

「中東非WMD地帯の設置に関する会議」は2019年11月18～22日に国連本部で開催された。前年の国連総会における決定に反対したイスラエル及び米国は参加しなかったが、エジプト、イラン及びサウジアラビアなどほとんどの中東諸国、並びに他の4核兵器国は会議に参加した。会議では、地域諸国のコンセンサスによるアレンジメントを基盤として、中東非WMD地帯設置のための法的拘束力のある条約の策定を追求することなどが記された政治宣言が採択された<sup>46</sup>。また、今後も11月第3月曜日からの1週間を会期として会議を開催することが合意された<sup>47</sup>。

国連総会では「中東地域における非核兵器地帯の設置」決議が1980年以来、投票無しで採択されてきたが、2018年に続いて2019年にも採決がなされ、その投票結果は賛成175、反対2（イスラエル、米国）、棄権3（英国など）となった<sup>48</sup>。

北東アジア及び南アジアにおける非核兵器地帯の設置については、研究者などから提案される一方で政府間では具体的な動きは見られない。なお、北東アジアに関して

<sup>43</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.20, March 29, 2019.

<sup>44</sup> NPT/CONF.2020/PC.III/WP.19, April 4, 2019.

<sup>45</sup> “Statement by the United States,” Specific issue—Regional issues, including with respect to the Middle East and implementation of the 1995 Middle East Resolution, 2019 NPT PrepCom, May 6, 2019.

<sup>46</sup> “Political Declaration of the Conference on the Establishment of a Middle East Zone Free of Nuclear Weapons and Other Weapons of Mass Destruction,” New York, 22 November 2019.

<sup>47</sup> 会議に関しては以下を参照。“Conference on the Establishment of a Middle East Zone Free of Nuclear Weapons and Other Weapons of Mass Destruction,” United Nations, <https://www.un.org/disarmament/topics/conference-on-a-mezf-of-nwandowomd/>; “Conference on Nuclear- and WMD-Free Zone in the Middle East Adopts Political Declaration,” Reaching Critical Will, <http://www.reachingcriticalwill.org/news/latest-news/14454-conference-on-nuclear-and-wmd-free-zone-in-the-middle-east-ends-in-declaration>.

<sup>48</sup> A/RES/74/30, December 12, 2019.

は、モンゴルが2015年NPT運用検討会議に提出した報告で、「北東アジア非核兵器地帯設置の構想を促進する積極的な役割を果たすであろう」<sup>49</sup>と記載するなど、関心を時折表明している。

## (2) 国際原子力機関（IAEA）保障措置（NPT 締約国である非核兵器国）

### A) IAEA 保障措置協定の署名・批准

核物質が平和的目的から核兵器及び他の核爆発装置へと転用されるのを防止・検知するために、NPT 第3条1項で、非核兵器国は IAEA と包括的保障措置協定を締結し、その保障措置を受諾することが義務付けられている。2019 年末の時点で、NPT 締約国である非核兵器国のうち、12 カ国<sup>50</sup>が包括的保障措置協定を締結していない。

また、NPT 上の義務ではないが、IAEA 保障措置協定追加議定書の締結については、NPT 締約国である非核兵器国のうち、2019 年 10 月時点で 130 カ国が批准している（2018 年末以降、ベナン、エチオピアが批准）。イランは未批准だが、追加議定書の暫定的な適用を 2016 年 1 月に開始した。

包括的保障措置協定及び追加議定書のもとでの保障措置を一定期間実施し、その結果、IAEA によって「保障措置下にある核物質の転用」及び「未申告の核物質及び原子力活動」が存在する兆候がない旨の「拡大結論（broader conclusion）」が導出され

た非核兵器国（2019 年 6 月末時点で 67 カ国）については、包括的保障措置協定と追加議定書で定められた検証手段を効果的かつ効率的に組み合わせる統合保障措置（integrated safeguard）が適用される。2018 年には 67 カ国で統合保障措置が実施された<sup>51</sup>。

本調査対象国のうち、NPT 締約国である非核兵器国に関して、包括的保障措置協定及び追加議定書の署名・批准状況、並びに統合保障措置への移行状況は、表 2-1 のとおりである。なお、EU 諸国は欧州原子力共同体（EURATOM）による保障措置を受諾してきた。また、アルゼンチン及びブラジルは二国間の核物質計量管理機関（ABACC）を設置し、両国、ABACC 及び IAEA による四者協定に基づく査察を実施している。ブラジルは、非核兵器国で初となる原子力潜水艦の保有を目指しており、その核燃料に対するブラジル・IAEA 間の保障措置のあり方について、交渉が行われているが詳細は明確ではない<sup>52</sup>。

2019 年 9 月の IAEA 総会で採択された決議「IAEA 保障措置の有効性強化と効率向上」では、NPT 締約国で小規模な原子力活動しか実施していない国である少量議定書（SQP）締結国に議定書の改正ないし改定を求めるとともに、2019 年 9 月時点で 62 カ国（2018 年 9 月時点で 57 カ国）につい

<sup>49</sup> NPT/CONF.2015/8, February 25, 2015.

<sup>50</sup> 2015 年に NPT に加盟したパレスチナを含む。その 12 カ国は、いずれも少量の核物質しか保有していないか、原子力活動を行っていない。

<sup>51</sup> IAEA, “Safeguards Statement for 2018,” 2019.

<sup>52</sup> Leonardo Bandarra, “Brazilian Nuclear Policy under Bolsonaro: No Nuclear Weapons, But a Nuclear Submarine,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, April 12, 2019, <https://thebulletin.org/2019/04/brazilian-nuclear-policy-under-bolsonaro/>.

表 2-1：NPT 締約国である非核兵器国及び北朝鮮の IAEA 保障措置協定の締結・実施状況

(2018年12月時点)

	包括的保障措置協定(年)*	追加議定書(年)*	拡大結論	統合保障措置
豪州	1974	1997	○	○
オーストリア	1996	2004	○	○
ベルギー	1997	2004	○	○
ブラジル	1994			
カナダ	1972	2000	○	○
チリ	1995	2003	○	○
エジプト	1982			
ドイツ	1977	2004	○	○
インドネシア	1980	1999	○	○
イラン	1974	署名**		
日本	1977	1999	○	○
カザフスタン	1995	2007	○	○
韓国	1975	2004	○	○
メキシコ	1973	2011		
オランダ	1977	2004	○	○
ニュージーランド	1972	1998	○	○
ナイジェリア	1988	2007		
ノルウェー	1972	2000	○	○
フィリピン	1974	2010	○	○
ポーランド	2007	2007	○	○
サウジアラビア	2009			
南アフリカ	1991	2002	○	○
スウェーデン	1995	2004	○	○
スイス	1978	2005	○	○
シリア	1992			
トルコ	2006	2001	○	
UAE	2003	2010		
北朝鮮***	1992			

\* 「(年)」は包括的保障措置協定及び追加議定書それぞれの発効年を表している。\*\* イランは追加議定書の暫定的な適用を受け入れている。\*\*\* ただし、1993年のNPT脱退表明後、北朝鮮はその受諾を拒否している。出典) IAEA, "Safeguards Statement for 2018," <https://www.iaea.org/sites/default/files/19/06/statement-sir-2018.pdf>.

て改正が発効したことが記された<sup>53</sup>。改正前のSQPでは、ほとんどの保障措置について実施が留保されていた。原子力導入の意図を表明している国のなかで、サウジアラ

ビアは依然としてSQPの改正議定書を受諾していない。サウジアラビア最初の研究用原子炉が完成間近で、同国はその核燃料を輸入する前に保障措置協定を再交渉し、す

<sup>53</sup> GC(63)/RES/11, September 2019.